



尾張旭市 地域福祉計画

第5期地域福祉計画
第6次地域福祉活動計画
第2期自殺対策計画
第2期成年後見制度利用促進計画
第1期再犯防止推進計画

令和8(2026)～12(2030)年度

令和8(2026)年3月
尾張旭市・尾張旭市社会福祉協議会

市民憲章

わたくしたちのまち尾張旭市は、緑と太陽にめぐまれた豊かな自然と長い歴史にはぐくまれながら、あすにむかってたくましくのびる青年都市です。

わたくしたちは、このまちの発展に限りない願いをこめてここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し緑につつまれた郷土をつくりましょう
- 1 教養を深め文化の向上につとめましょう
- 1 働くよろこびをもち豊かなくらしをめざしましょう
- 1 青少年に夢と老人に安らぎのある家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り心のかよう明るいまちをつくりましょう

(市制施行 10 周年を記念し、昭和 55 年 9 月に制定)

はじめに

本市では、平成18(2006)年度に初めて地域福祉計画を策定して以来、市民の皆さま、地域団体、事業者の皆さまとともに、「健康」と「福祉」を両輪としたまちづくりを進めてまいりました。数次に亘る計画においては、市民意向調査や関係団体へのヒアリングを通して寄せられた多くの御意見を反映し、地域で培われてきた活動を発展させてまいりました。



今回の第5期地域福祉計画では、第六次総合計画で謳っためざすまちの未来像を踏まえ、本市の新たな姿として、「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」と掲げました。誰もが自分らしく、地域とつながりながら幸せをつむいで暮らす、そうした社会の実現をめざしてまいります。

今日、少子超高齢化や地域のつながりの希薄化が進み、家族形態や生活環境が多様化し、福祉課題も複雑化・複合化しています。また、既存の福祉制度の狭間に存在するニーズや、従来の支援だけでは支えきれない困難を抱える方々への対応が求められています。こうした状況の中、地域住民間で支え合う「地域力の強化」が重要であり、行政においても、包括的な支援につなぐ仕組みを整備する必要があります。

本計画では、地域の課題が埋没することのないよう、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に進める「重層的支援体制整備」に取り組み、誰もが安心して暮らせる基盤づくりを進めてまいります。さらに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定、連携して様々な施策に取り組むことで、地域福祉のさらなる推進を図ります。

「ともに生きる」地域社会を実現するため、最善を尽くしてまいりますので、皆さまには本計画の内容を御理解いただくとともに、今後とも、地域福祉の推進に一層の御協力をお願いいたします。

結びに、地域福祉計画策定会議構成員の皆さまをはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた市民、関係団体の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和8(2026)年3月

尾張旭市長 柴田 浩

計画策定にあたって

前回の計画を策定した5年前を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響で人と人との交流や地域福祉活動への参加が制限され、当たり前にあった日常が大きく変化しました。そうした困難を乗り越え、現在、地域福祉活動は新たな段階へと歩みを進めています。

計画策定にあたりましては、日頃から地域福祉活動の最前線でご尽力いただいている校区社会福祉推進協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などの皆さまにお集まりいただき、各小学校区の特色を生かした校區別アクションプランの策定に向け、地域の現状や取り組みについて活発な意見交換が行われました。この校区懇談会は本会職員にとって、地域で活動されている方々から直接ご意見を伺う貴重な機会となり、わたしたちが暮らしている地域に対する皆さまの熱意と強い思いを改めて感じる場となりました。

本会といたしましても、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、従来のふれあい活動や支え合い活動に加え、こどもたちのボランティア活動を積極的に推進してまいります。まずは本会が実施する事業やイベントへの参加を通じて、ボランティア活動の楽しさや意義を実感していただき、将来的に継続的な地域福祉活動への参加につながることを期待しています。

また、本計画では前計画と同様に行政と一体策定することで、基本理念を継承しつつ、新たに「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」をめざす姿として掲げました。

「つむぐ」には、多くの人が手を取り合い、思いをつないでいくという意味が込められています。地域住民、事業所、行政、そして社協が連携し、こどもから高齢者まで誰もが互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指してまいりますので、今後とも皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました愛知県立大学松宮朝教授をはじめ、策定委員の皆さま、関係各位に心より感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

尾張旭市社会福祉協議会会長 秋 田 誠



目 次

| | |
|--|-----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 はじめに | 2 |
| 2 計画策定の趣旨と背景 | 6 |
| 3 計画の位置づけ | 8 |
| 4 計画期間 | 9 |
| 5 計画の策定体制 | 10 |
| 第2章 尾張旭市の地域を取り巻く状況と課題 | 11 |
| 1 統計からみる尾張旭市の状況 | 12 |
| 2 アンケートなどからみる市民や活動者の意識 | 21 |
| 3 前回計画の評価 | 30 |
| 第3章 計画の基本構想 | 39 |
| 1 計画の基本理念とめざす姿 | 40 |
| 2 計画の基本目標 | 42 |
| 3 地域福祉の進め方 | 43 |
| 4 尾張旭市の地域共生社会 | 44 |
| 5 施策の体系 | 45 |
| 第4章 施策の展開 | 47 |
| 「施策の展開」にあたって | 48 |
| 基本目標1 地域福祉の担い手づくり【担い手づくり】 | 52 |
| 基本目標2 隣近所や地域の力による福祉活動の展開【地域づくり】 | 65 |
| 基本目標3 包括的な支援体制の構築と福祉サービスの充実【しくみ・体制づくり】 | 78 |
| 基本目標4 誰もが安心して安全に暮らせる環境づくり【環境づくり】 | 93 |
| 基本目標5 誰も自殺に追い込まれない地域づくり【自殺対策計画】 | 100 |
| 第5章 尾張旭市成年後見制度利用促進計画 | 107 |
| 1 計画策定にあたって | 108 |
| 2 現状と課題 | 109 |
| 3 施策の展開 | 111 |
| 第6章 尾張旭市再犯防止推進計画 | 115 |
| 1 計画策定にあたって | 116 |
| 2 現状と課題 | 117 |
| 3 施策の展開 | 118 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第7章 校区別アクションプラン | 121 |
| 校区別アクションプランの策定にあたって | 122 |
| 1 旭小学校区 | 124 |
| 2 東栄小学校区 | 128 |
| 3 渋川小学校区 | 132 |
| 4 本地原小学校区 | 136 |
| 5 城山小学校区 | 140 |
| 6 白鳳小学校区 | 144 |
| 7 瑞鳳小学校区 | 148 |
| 8 旭丘小学校区 | 152 |
| 9 三郷小学校区 | 156 |
| 第8章 計画の推進に向けて | 161 |
| 1 地域共生社会の実現に向けた体制強化 | 162 |
| 2 社協の体制強化 | 163 |
| 3 計画の進行管理 | 163 |
| 資料編 | 165 |
| 1 策定の経過 | 166 |
| 2 策定会議開催要綱 | 167 |
| 3 策定委員名簿 | 168 |
| 4 用語解説 | 169 |

第1章

計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 「地域福祉」とは

「社会福祉」とは、支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」には、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが“しあわせな暮らし”を送ることができる地域をつくっていく、という意味が込められています。

一人ひとりの“しあわせな暮らし”のためには、家族や友人はもちろん、地域住民や行政、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）など様々な人や組織が関わり合いながら、助け合い、協力できる基盤をつくっていくことが大切です。

(2) 「地域共生社会」とは

① 地域共生社会について

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。「地域共生社会」とは、わかりやすくいうと、高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会のことをいいます。

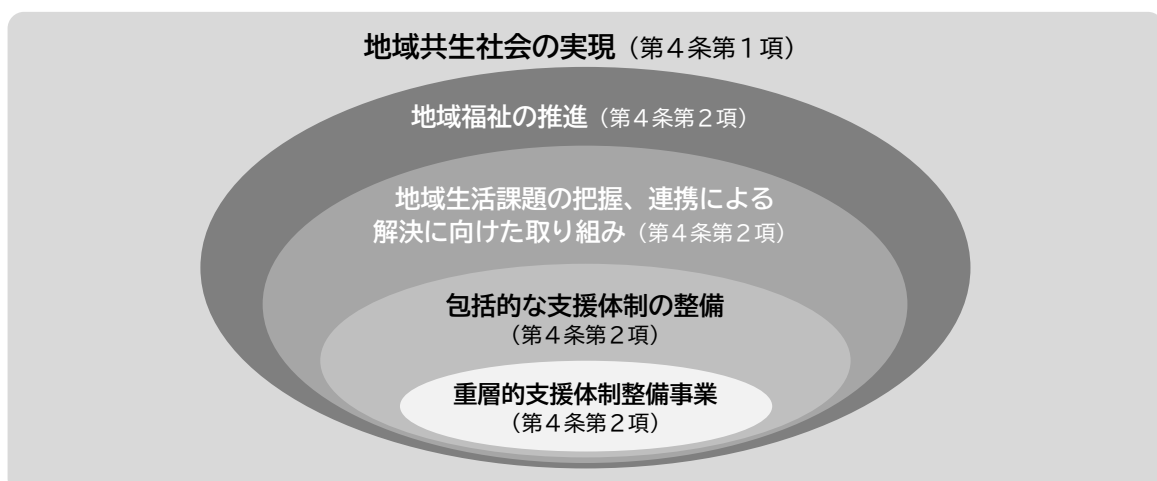
国では、平成 30（2018）年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。これには、地域福祉の根拠となる法律である「社会福祉法」の一部改正も盛り込まれています。その後も市町村における包括的な支援体制の整備のあり方についての検討が行われ、令和 3（2021）年 4 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、市町村においては、重層的支援体制整備事業の実施等を進めるよう示されています。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（平成 29（2017）年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）

■ 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ



②重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることをめざす事業です。支援の対象も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱えるすべての市民であり、属性は問わず、どのように支援体制を整えていくかは、各市町村が具体的な取組を検討し、地域の实情に合った方法で進めていくことになります。

尾張旭市（以下、「本市」という。）においても、誰もが安心して暮らせる地域をめざし、重層的支援体制整備に取り組み、支援が必要な人への切れ目のない支援を実現します。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 包括的相談支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号） | <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ |
| 参加支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号） | <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う |
| 地域づくり事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号） | <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号） | <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く |
| 多機関協働事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る |

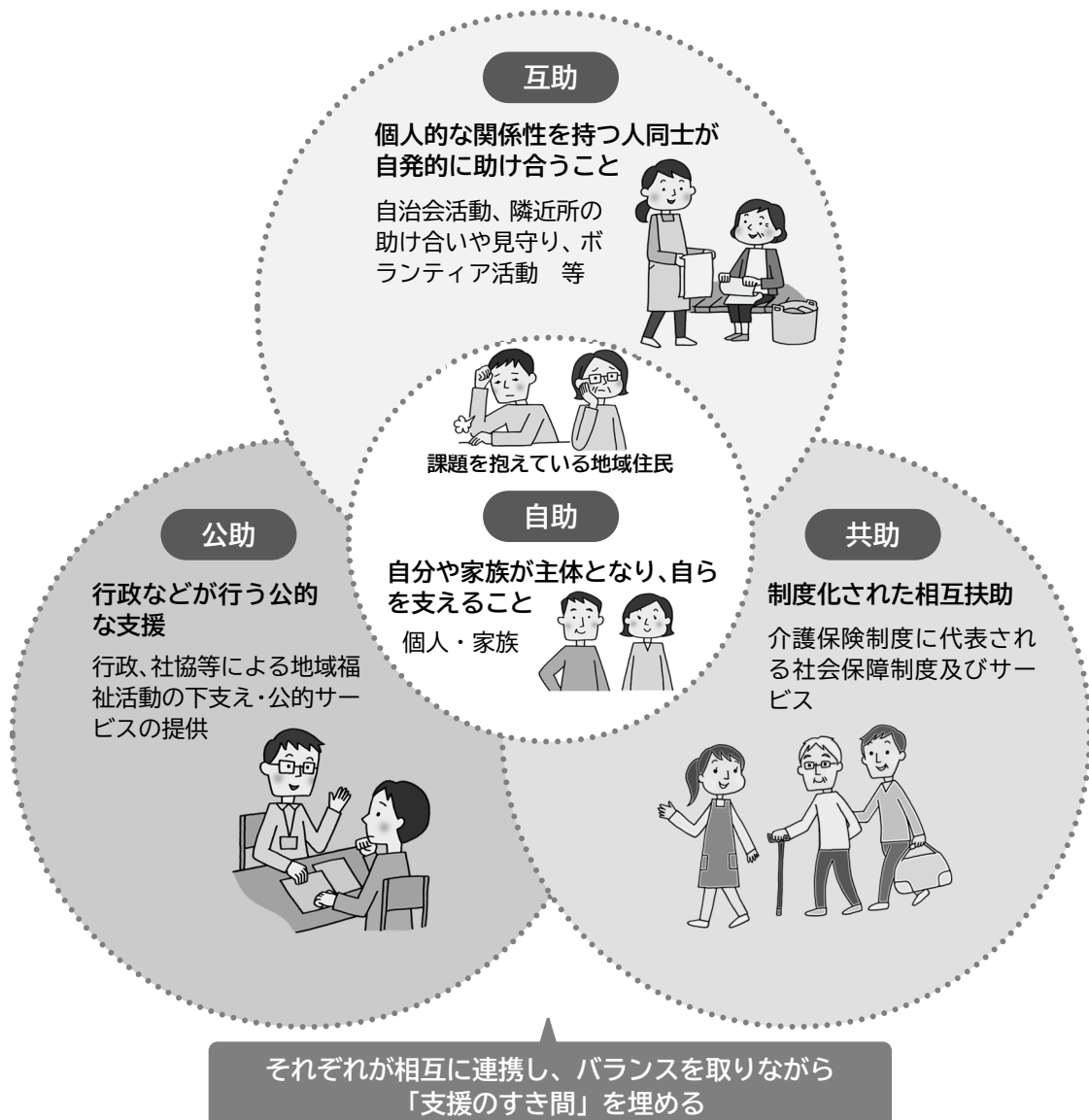
(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」といいます。それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」といいます。さらに、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本としつつ、対応できない課題について「共助」「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。しかし昨今、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中では、それぞれの役割分担を固定するのではなく、相互に連携し、バランスを取りながら「支援のすき間」を埋められるような役割を果たすことが求められます。こうした互いの関わり合いによって、地域の重層的なセーフティネットが構築されます。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉推進のイメージ

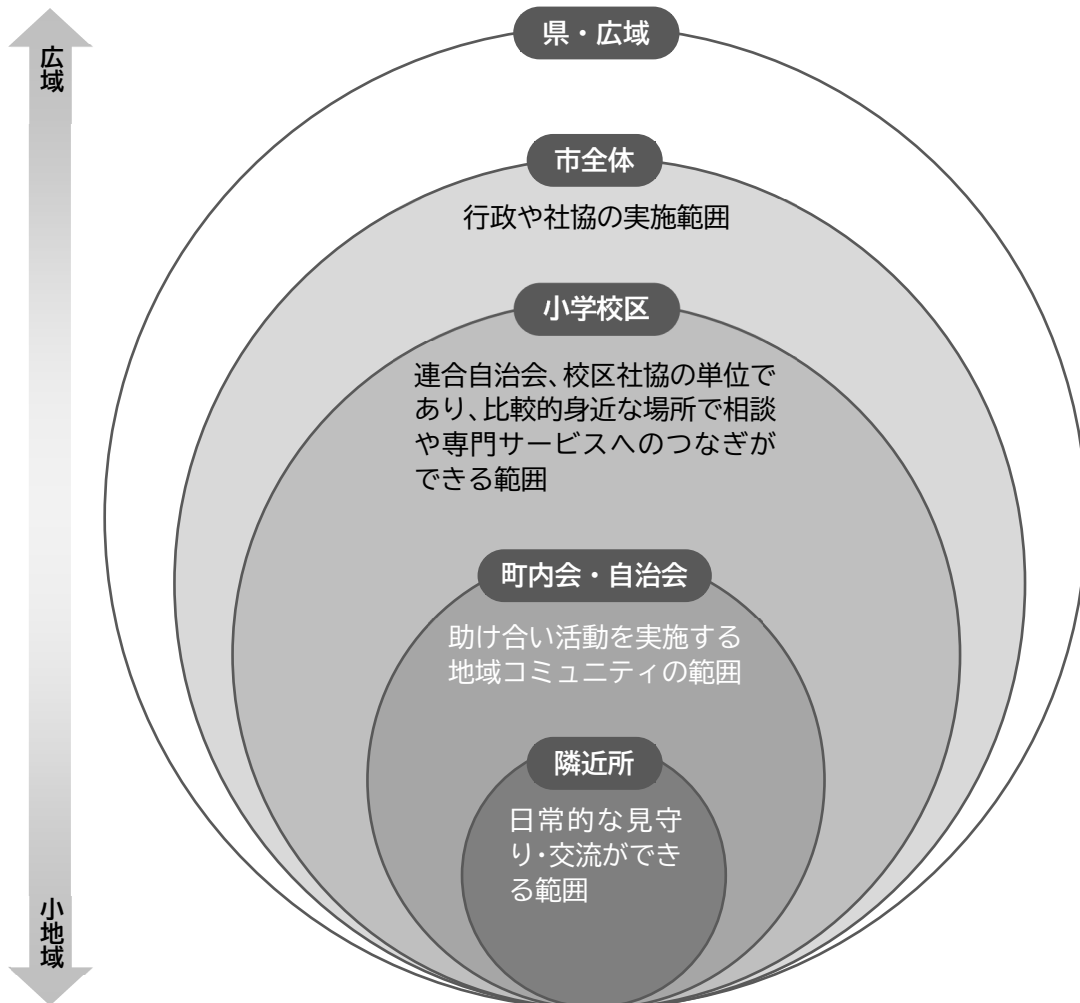


(4) 尾張旭市における「地域」の範囲

地域福祉を進めていく上での「地域」の捉え方は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって、そのときどきで異なります。

隣近所の最も小さな範囲から、市全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を推進することが大切です。

■地域の範囲の捉え方



2 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化・人口減少の進行に伴い、家族形態や社会構造の変化、地域のつながりの希薄化など、地域福祉に関する課題が散在しています。本市では、これらの課題に対応するため、「尾張旭市地域福祉計画」及び「尾張旭市地域福祉活動計画」を策定し、市民の福祉の向上及び地域福祉の充実に取り組んできました。令和3（2021）年には、「尾張旭市地域福祉計画（第4期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画）」（以下、「前回計画」という。）を策定し、様々な地域福祉施策を推進するとともに、各地域では校区社協を中心とした「校区別アクションプラン」の取組が進められています。

新たにこどもの貧困やヤングケアラーなどのこどもを取り巻く課題、新型コロナウイルス感染症の影響による孤独・孤立の深刻化など、個人や世帯が抱える課題も顕在化しており、本市においても対応が求められています。さらに、令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震では、災害時の要配慮者支援の難しさや、平時からの地域のつながり・支え合いの重要性が再認識されました。

国では、令和3（2021）年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行う「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、「地域共生社会」の実現に向けた取組が一層求められています。

こうした状況を踏まえ、市民をはじめ、地域で活動する様々な福祉関係団体、社協、行政が相互に連携し、地域で誰もが生きがいを持ち、しあわせに暮らすことができるまちをめざし、「尾張旭市地域福祉計画（第5期地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■近年の主な国の動き

| 年月 | 法律等 | 概要 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
| 令和3 (2021)年 4月 | 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 | 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。 |
| 令和4 (2022)年 10月 | 「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定 | コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みの充実に加えて、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取り組み強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。 |
| 令和5 (2023)年 3月 | 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 | 「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和5（2023）年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置づけられており、96の具体的施策が盛り込まれています。 |
| 令和6 (2024)年 4月 | 「孤独・孤立対策推進法」施行 | 国・地方公共団体等において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。 |
| 令和6 (2024)年 6月 | 「改正子ども・若者育成支援推進法」施行 | 国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。 |

これまでの道を確認しつつ新たな道を探るために

愛知県立大学 松宮 朝

『第4期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画』(令和3(2021)～7(2025)年度)の策定から5年が経ちました。計画策定時の5年前はコロナ禍にあり、策定委員会や懇談会の実施も人数や回数を限定するなど、多くの制約のなかで作り上げたものと言えます。当時の資料を見ると、地域福祉にかかわる多くの事業や行事が中止となったことに気づかされます。特に地域福祉活動の根幹である「つながりづくり」のための「参加」を制限せざるをえなかったことは、現場で実践されていた方々にとって大打撃だったことと思います。

こうした事態に対して、一緒に地域福祉活動を進めてきた古くからの友人が、「新型コロナウイルスは地域福祉活動をつぶすためのもののように感じてしまう」と語っていたのを覚えています。まさにその言葉通りの事態だったわけですが、事業や活動を進める上で先行きが見えない状況だったにもかかわらず、コロナ禍でも多くの人が参加できる方法を編み出し、事業・活動を継続することを目標に掲げ、充実した内容の計画を作ることができたのです。これは深刻な状況の中でも達成されたという点からも、大変意義深い成果だったと思います。

幸いと言っていいと思いますが、現時点ではコロナ禍のことがすっかり忘れ去られ、いくつか継続できなくなった事業はあるものの、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。このこと自体は大変喜ばしいことです。しかし、ここであらためてコロナ禍での地域福祉活動に、いま一度目を向けるべき時だと考えています。それは次の理由によります。

第一に、逆説的な表現になりますが、コロナ禍において、地域福祉活動の何が重要であるかがわかったことです。日常的なおしゃべりをする機会や、地域活動への参加がないことで、身体機能のレベルダウン、認知機能の低下、孤独・孤立の増大によるメンタルヘルスへの悪影響が明らかになりました。それまで当たり前のように実践されてきた地域福祉活動の本質的な意義が見えてきたのです。

第二に、活動ができなくなった状況のなかでも、手指消毒の徹底や距離の取り方を工夫するなど、いくつか実践可能な方法を編み出すことができた点です。また、ネット会議、LINEなどオンラインの活用によって新たな形でネットワークを維持する方法も広まりました。これらはコロナ後にも参加や活動の手法を維持し、広げていく可能性を持つものです。

以上の二点は、意図したものでも希望したものでもありません。しかし、今後ますます解消すべき地域の課題が増えていくなかで、地域福祉活動の潜在力を高めるものが築き上げられてきたことにも目を向ける必要があるのではないのでしょうか。もちろん、現時点での課題をしっかりと見据えることが何よりも必要ですが、次期計画策定で新たな道を探るためには、こうした「強み」についても展開できるように進めたいと考えています。

3 計画の位置づけ

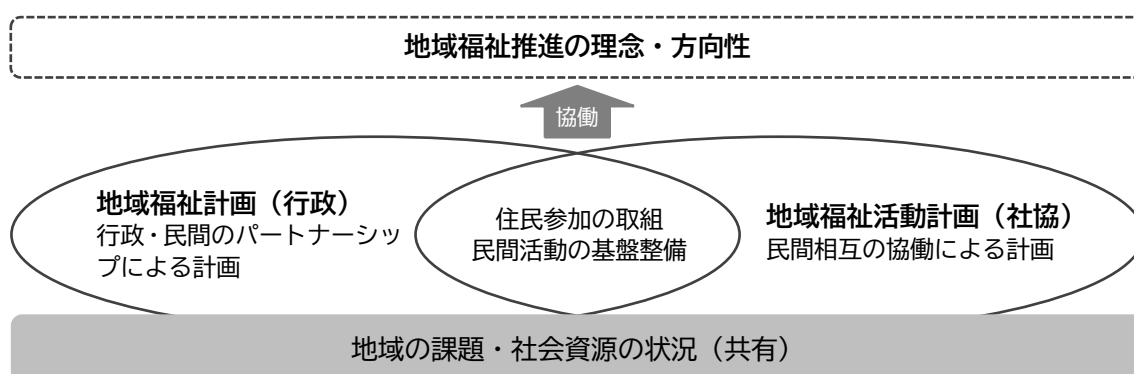
(1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社協が中心となって取り組み、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人々や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本市では、行政と社協が一体となって地域福祉を推進するため、平成 28（2016）年から地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。本計画においても両計画を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

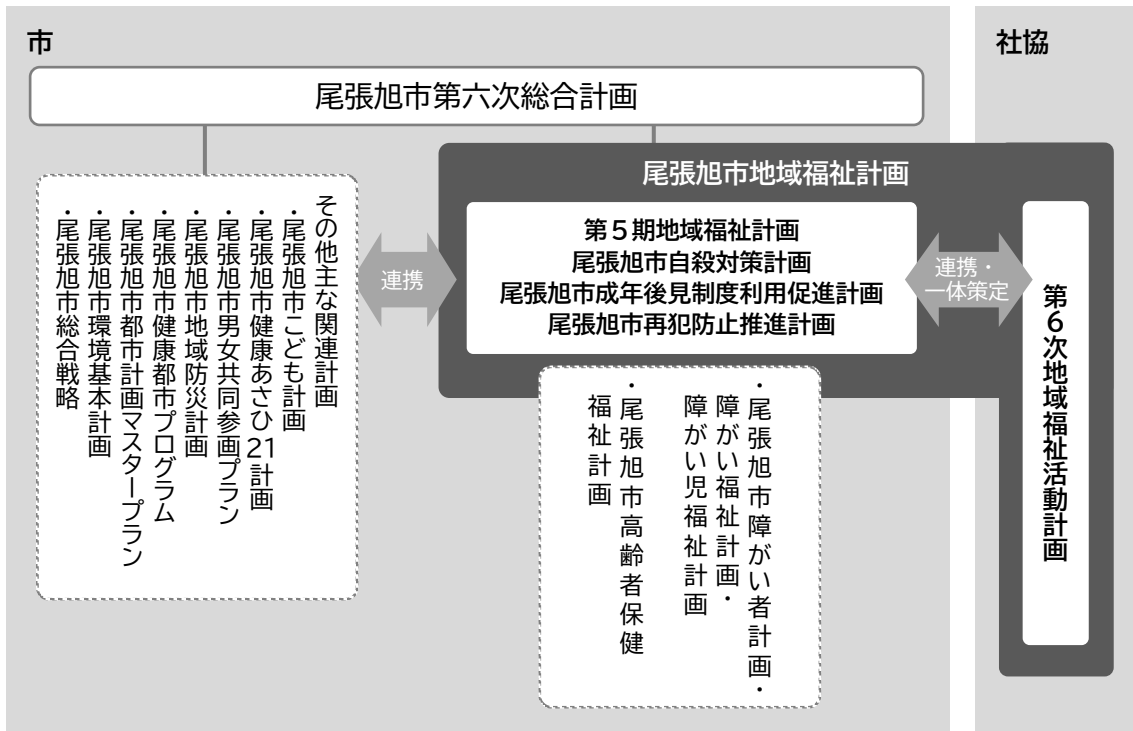


(2) 関連計画との整合性

本計画は、市全体の指針となる「尾張旭市第六次総合計画」との整合を図ります。また、「尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」など福祉の各個別計画の上位計画として位置づけるとともに、その他の関連計画とも整合を図りながら策定します。

さらに、本計画は「自殺対策基本法」に基づく「尾張旭市自殺対策計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「尾張旭市成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進法」に基づく「尾張旭市再犯防止推進計画」を包含しています。なお、前回計画と同様「尾張旭市自殺対策計画」は第 4 章の基本目標 5 に、「尾張旭市成年後見制度利用促進計画」は第 5 章に位置づけています。「尾張旭市再犯防止推進計画」は、本計画から新たに包含する計画であり、第 6 章に位置づけています。

■本計画と関連計画の関係



4 計画期間

本計画の期間は、他の計画との関連性を踏まえ、令和8（2026）年度～令和12（2030）年度の5か年とし、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

| 計画 | 年度 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 |
|---------------------------------|----|--|-----|----------------------|-------------------|---|-----------------------|-----|------|------|------|
| 総合計画 | | 第五次 (平成26～令和5) | | | 第六次 (令和6～令和15) | | | | | | |
| 地域福祉計画 (行政) | | 第4期地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画 (令和3～令和7) | | | | 第5期地域福祉計画・ 第6次地域福祉活動計画 (令和8～令和12) | | | | | |
| 地域福祉活動計画 (社協) | | | | | | | | | | | |
| 障がい者計画・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 | | 第6期/第2期 (令和3～令和5) | | 第7期/第3期 (令和6～令和8) | | | 第8期/第4期 (令和9～令和11) | | | | |
| 高齢者保健福祉 計画 | | 第8期 (令和3～令和5) | | 第9期 (令和6～令和8) | | | 第10期 (令和9～令和11) | | | | |

5 計画の策定体制

本計画は、幅広い手法を活用して市民から地域福祉に係るニーズを把握しつつ、庁内組織である庁内検討会議で計画内容等の検討を行いました。さらに、その内容について、学識経験者、福祉関係団体、その他市民等が委員となった策定会議で協議を行い、策定しました。

■策定体制

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 市民アンケート調査 | 市内 18 歳以上の 2,000 人を対象に、市民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握するために実施。 |
| 団体ヒアリング調査 | 市内の地域活動・福祉関係団体や相談機関などを対象に、地域における複合課題の事例や支援にあたっての課題、他団体・機関等との連携などの状況や今後の方向性を把握するために実施。 |
| 校区懇談会 | 市民との協働による地域福祉活動の展開に向けて、校区社協を中心とした地域福祉活動に向けたアクションプランを検討するために実施。 |
| 庁内検討会議 | 計画（案）の検討と庁内調整の実施、計画理念の庁内への浸透と庁内推進体制の検討をするために実施。 |
| 策定会議 | 学識経験者、福祉関係団体、公募市民等から構成し、計画の審議及びとりまとめを行う。 |
| パブリックコメント | 計画（案）が完成した時点で、ホームページ等により計画（案）に対する住民意見を募る。 |

第2章

尾張旭市の地域を 取り巻く状況と課題

1 統計からみる尾張旭市の状況

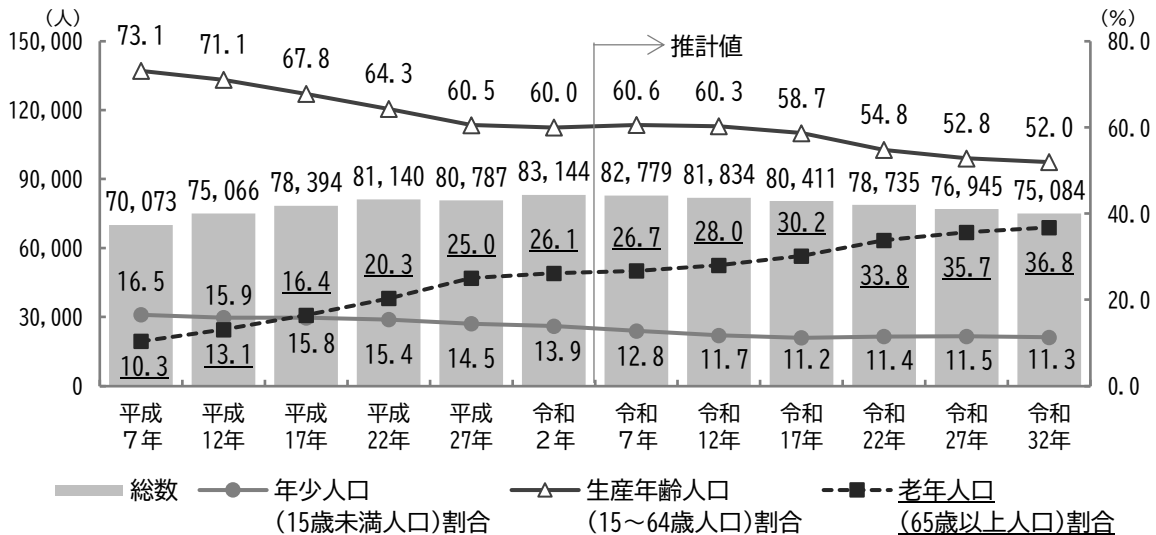
(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年では減少、令和 2 年に再び増加に転じており、今後は減少していくことが見込まれます。

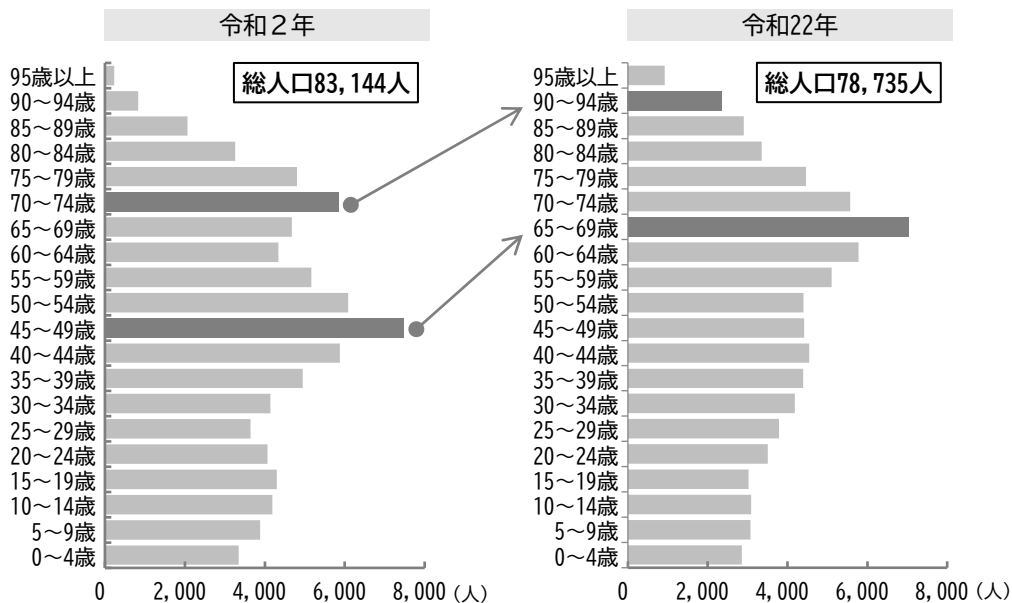
年齢 3 区分別人口割合は、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少または減少傾向で推移している一方、老年人口割合は増加し、少子高齢化が進んでいます。

年代別人口を令和 2 年、令和 22 年で比較すると、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）」「団塊ジュニア世代（昭和 46～49 年生まれ）」の人口が多く、該当の年齢層が高齢化していきます。総人口の減少と、65 歳未満人口の顕著な減少が見込まれます。

■総人口と年齢 3 区分別人口割合の推移・推計



■年代別人口の推移・推計



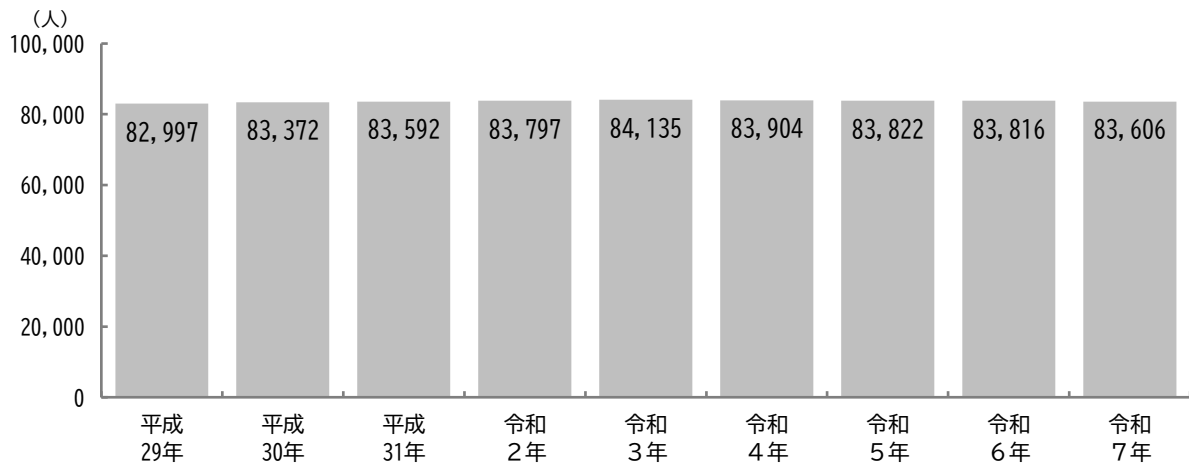
※端数処理の関係上、割合の合計が 100.0%にならない箇所があります。

資料：実績値…国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

推計値…日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

住民基本台帳による総人口は、令和3年まで増加し、以降減少に転じ、令和7年で83,606人となっています。

■住民基本台帳による総人口の推移

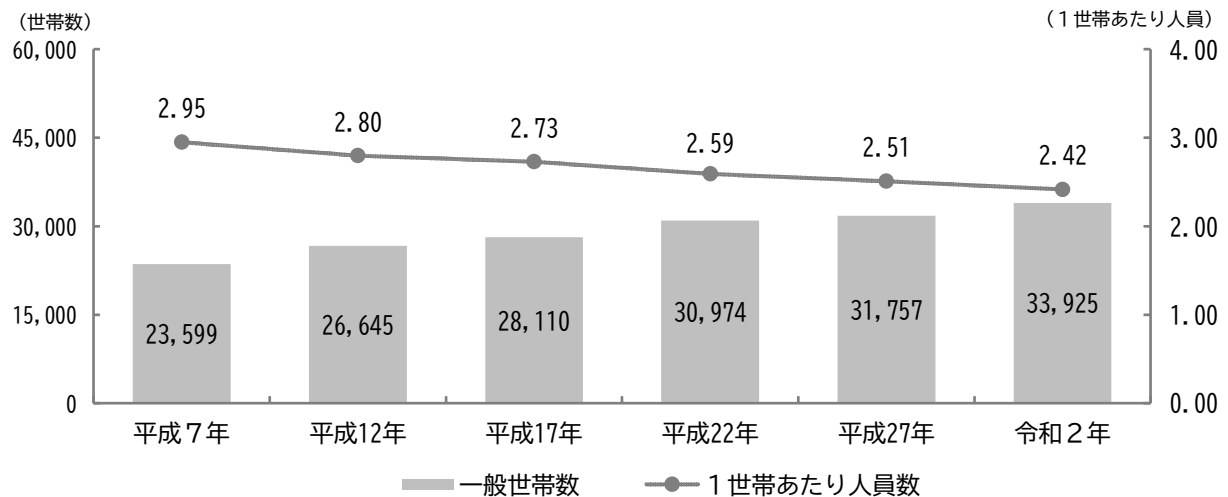


資料：市民課（各年3月31日現在）

（2）世帯の状況

本市の世帯は、令和2年で33,925世帯、1世帯あたり人員は2.42となっています。平成7年以降で一般世帯数は増加、1世帯あたり人員数は減少しています。

■一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

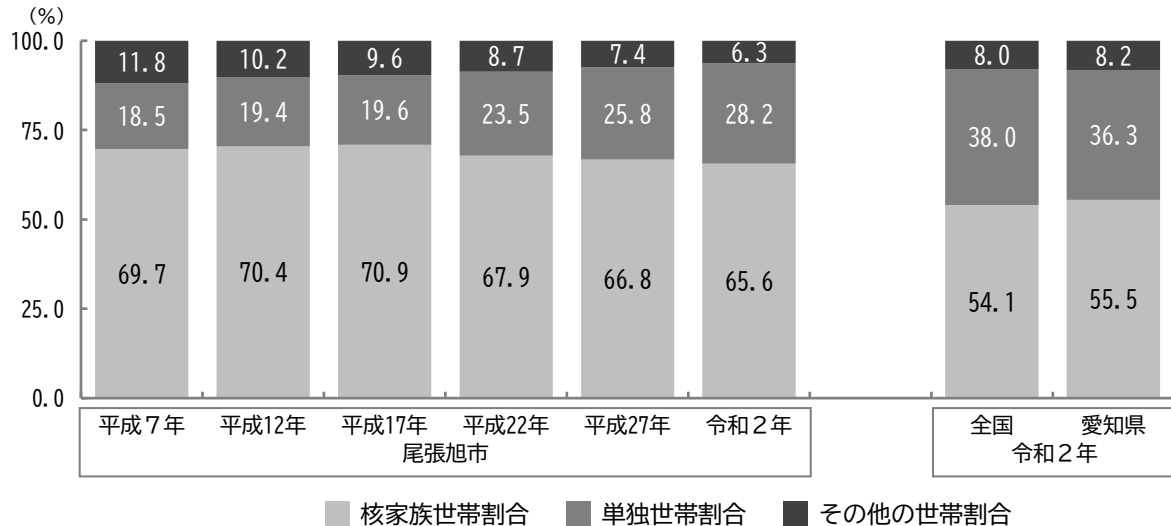


※「一般世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒や、病院等に入院・入所している等の「施設等の世帯」を除いた世帯のこと。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

世帯の家族類型別割合は、単独世帯割合が増加し、その他の世帯割合が減少しており、世帯規模の縮小がみられます。また、令和2年の全国・愛知県と比較すると、本市は核家族世帯の割合が高くなっています。

■世帯の家族類型別割合の推移と全国・愛知県との比較

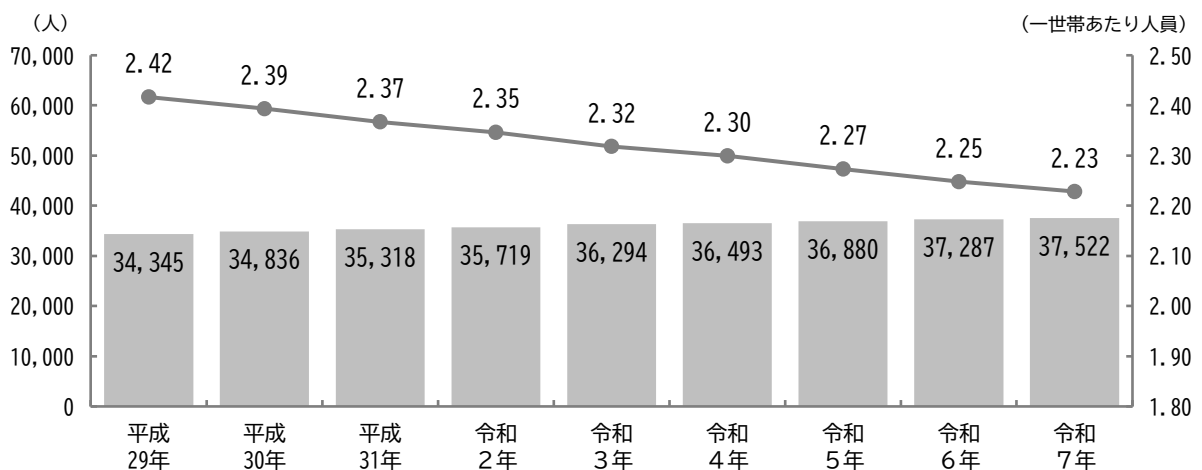


※「核家族世帯」とは、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子供から成る世帯」「父親と子供から成る世帯」及び「母親と子供から成る世帯」のこと。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

住民基本台帳によると、世帯数は年々増加しながら推移しており、令和7年3月末現在で37,522世帯となっています。一方、一世帯あたり人員は平成29年以降縮小しながら推移しており、令和7年3月末現在で2.23となっています。

■住民基本台帳による世帯数・一世帯あたり人員の推移



※世帯数は、「日本人のみ世帯数」「外国人のみ世帯数」「日本人と外国人からなる混合世帯数」を集計した合計。

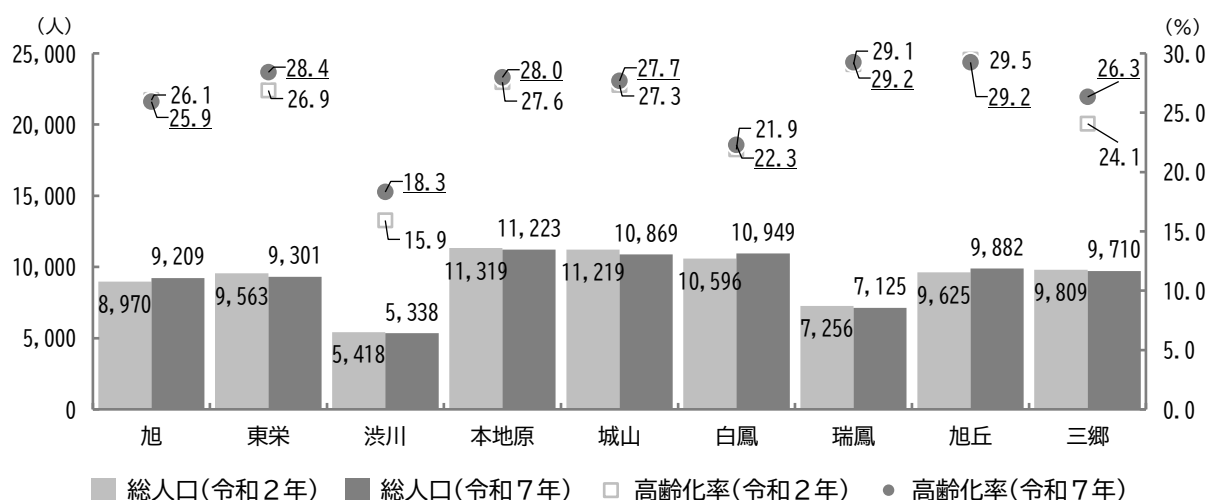
資料：市民課（各年3月31日現在）

(3) 校区別の状況

校区別の状況について、令和2年から令和7年にかけて多くの校区で総人口が減少している一方、旭小学校区、白鳳小学校区、旭丘小学校区ではわずかに増加しています。令和7年の高齢化率は、最も高い瑞鳳小学校区及び旭丘小学校区で29.2%、最も低い渋川小学校区で18.3%と、10ポイント以上の差がみられます。

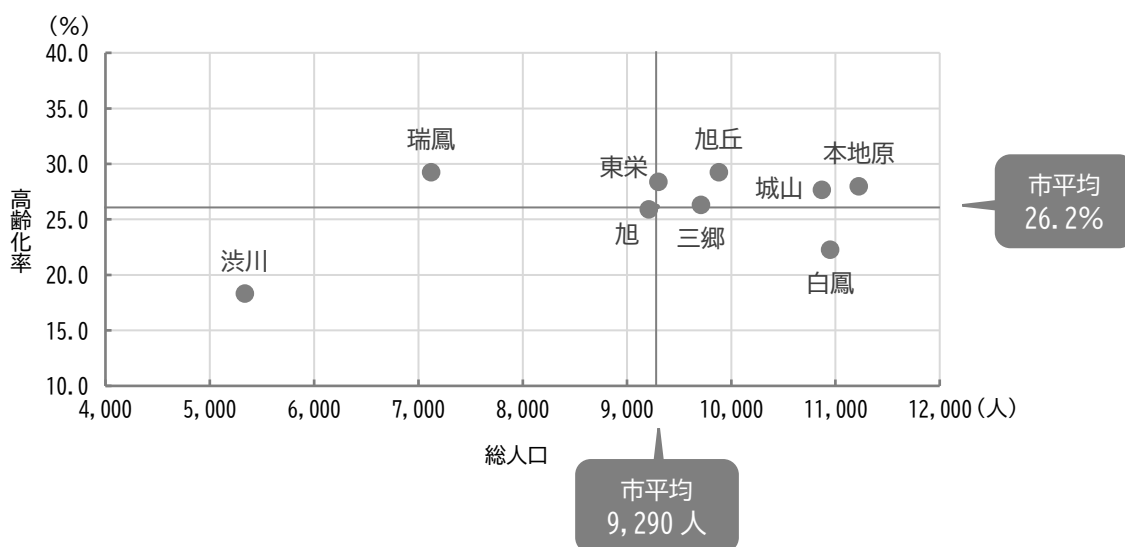
総人口と高齢化率の分布図をみると、渋川小学校区は総人口、高齢化率ともに低くなっています。

■校区別の総人口、高齢化率の推移（令和2年→令和7年）



資料：総人口…市民課（各年3月31日現在）、高齢化率…長寿課（各年3月31日現在）

■校区別の総人口と高齢化率の分布図



資料：総人口…市民課（令和7(2025)年3月31日現在）、高齢化率…長寿課（令和7(2025)年3月31日現在）

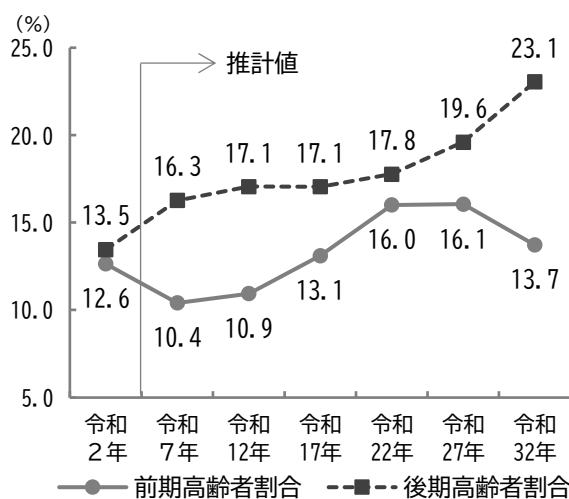
(4) 高齢者の状況

前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）割合は、令和2年で後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回っており、その後も同様の傾向が継続することが見込まれています。

高齢者のみの世帯数は、高齢単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯ともに増加しています。高齢単独世帯は令和2年で3,425世帯と20年前の平成12年の3.4倍、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯は令和2年で4,773世帯と平成12年の2.2倍となっています。

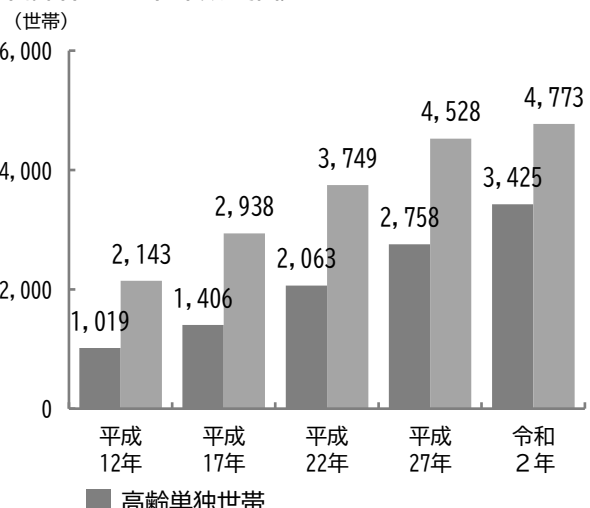
また、要支援・要介護認定者数についても増加しています。比較的軽度の要支援1、要支援2、要介護1が全体の約5割を占めていますが、特に要介護3以上で令和2年から令和6年にかけて大きく増加しています。

■前期高齢者・後期高齢者割合の推移・推計



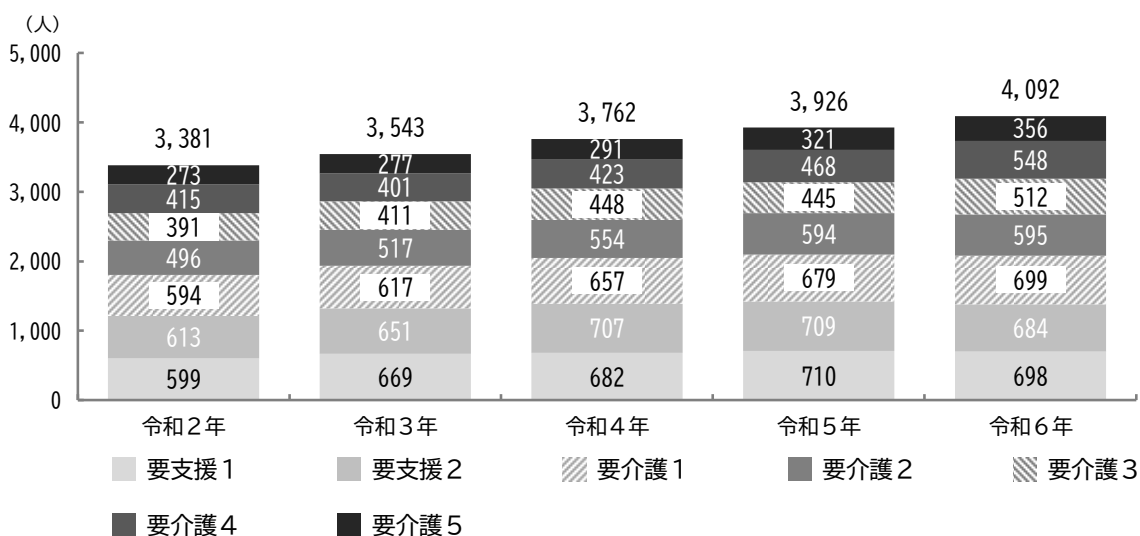
資料：実績値…国勢調査（各年10月1日）
推計値…日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

■高齢者のみの世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

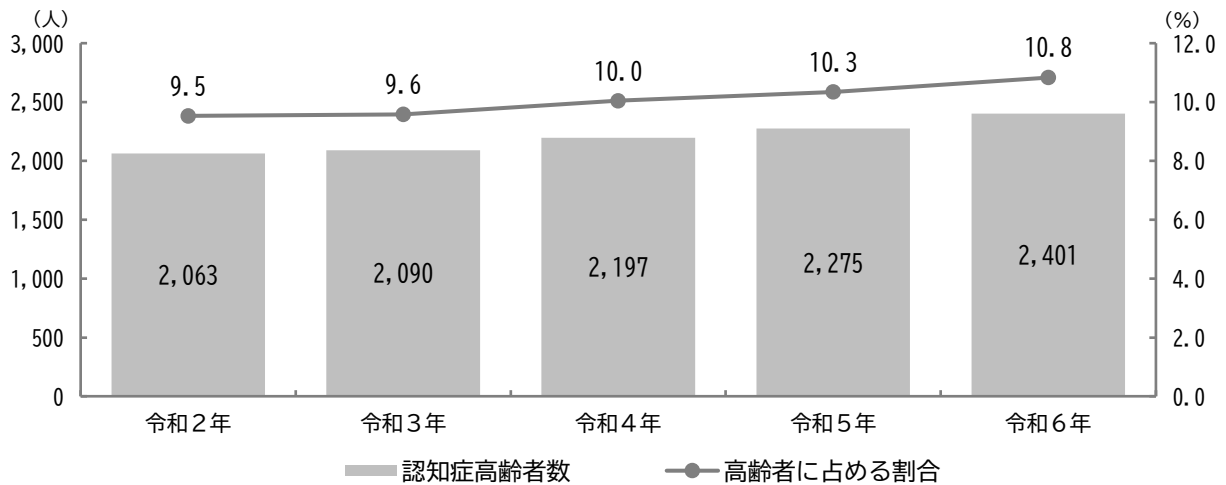
■要支援・要介護認定者数の推移



資料：長寿課（各年12月31日現在）

認知症高齢者数について、年々増加しながら推移しており、令和6年で2,401人となっています。高齢者に占める割合は約1割となっており、増加しながら推移しています。

■認知症高齢者数と高齢者に占める割合の推移

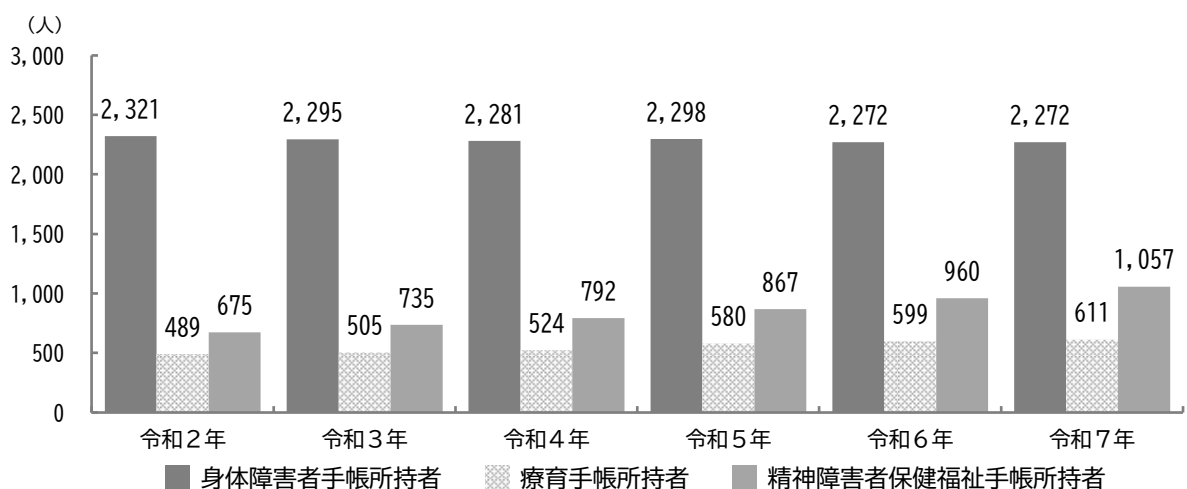


資料：長寿課（各年12月31日現在）

（5）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者について、身体障害者手帳所持者は2,300人前後で推移しており、令和7年で2,272人となっています。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも増加傾向にあり、令和7年で療育手帳所持者は611人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,057人となっています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和2年の1.6倍と、大きく増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

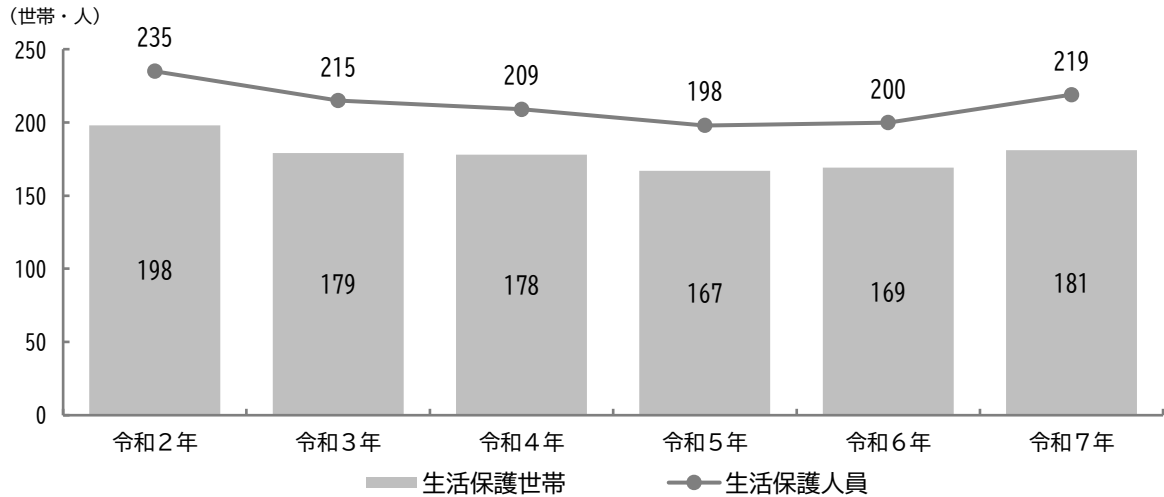


資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(6) その他の支援を求める人の状況

生活保護世帯数・人員について、令和2年以降、それぞれ減少していますが、令和5年度以降増加に転じており、令和7年で世帯数は181世帯、人員は219人となっています。

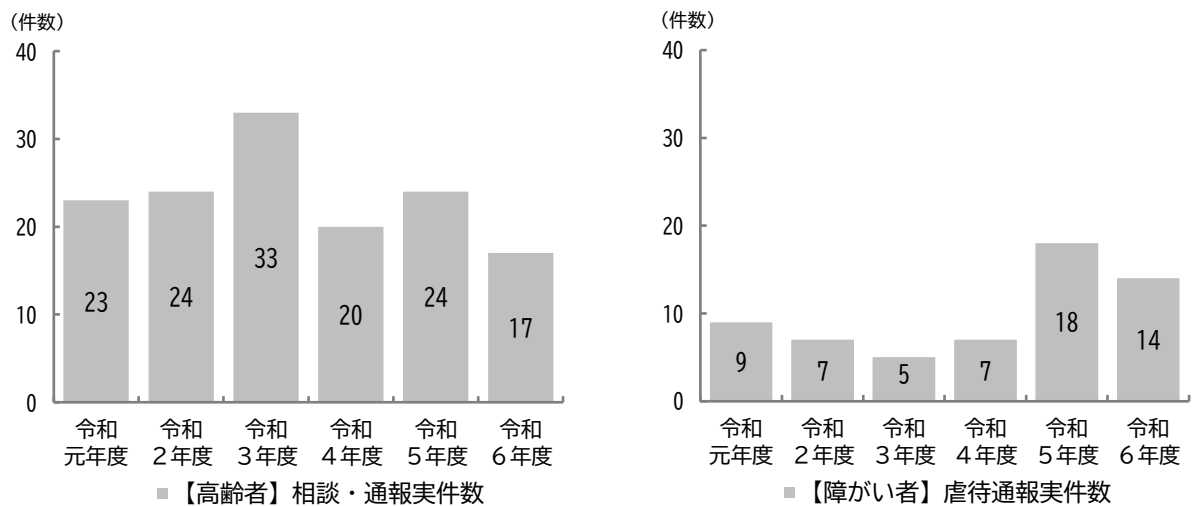
■生活保護世帯数・人員の推移



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

虐待相談件数・通報実件数について、いずれも年により数値にばらつきがありますが、令和6年度で高齢者相談・通報実件数は17件、障がい者虐待通報実件数は14件となっています。

■虐待相談件数・通報件数の推移



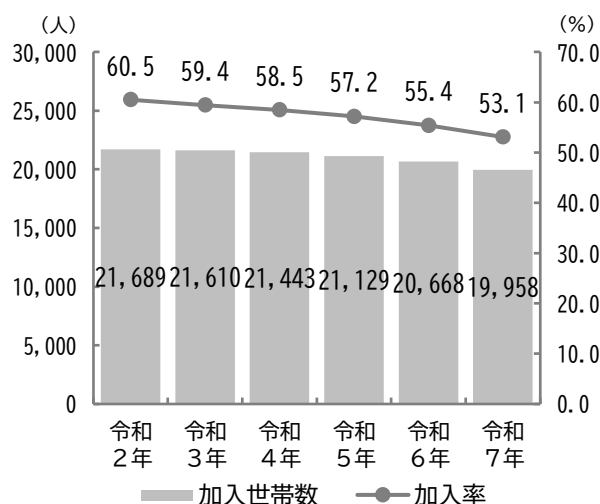
資料：高齢者相談・通報実件数…長寿課、障がい者虐待通報実件数…地域福祉課

(7) 地域活動等の状況

町内会について、加入世帯数は年により数値にばらつきがありますが、加入率は緩やかに減少しています。

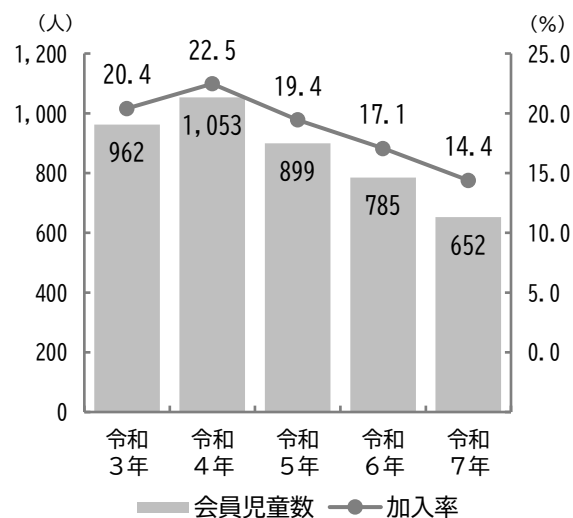
子ども会については、令和3年以降、会員数は1,000人前後、加入率は20%前後で推移しており、令和5年にはいずれも減少・低下しています。

■町内会加入世帯数・加入率の推移



資料：市民活動課（各年6月1日現在）

■子ども会会員児童数・加入率の推移

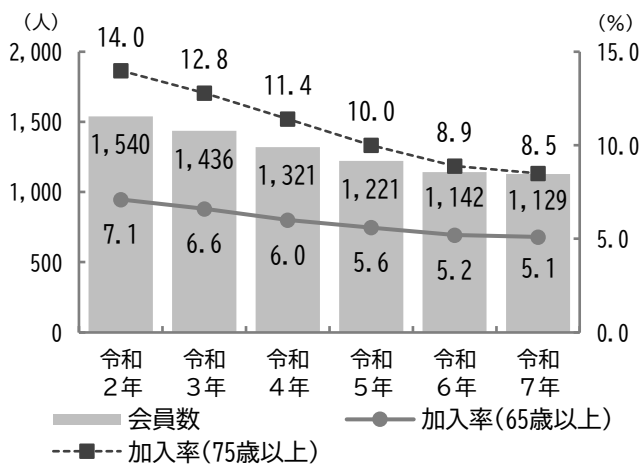


資料：会員児童数…こども未来課（各年4月1日現在）
加入率…会員児童数を小学生児童数で除して算出
※尾張旭市に登録している団体のみ

シニアクラブについて、会員数・加入率ともに減少しています。

ボランティア・NPO活動について、社協や市民活動支援センターへの登録、NPO認証を受けている団体・個人の状況を把握しています。令和7年で、181団体、個人で3,462人がボランティア・NPO活動の登録・認証を受けています。

■シニアクラブ会員数・加入率の推移



資料：尾張旭市の統計（長寿課、各年4月1日現在）

■ボランティア・NPO活動の登録・認証状況

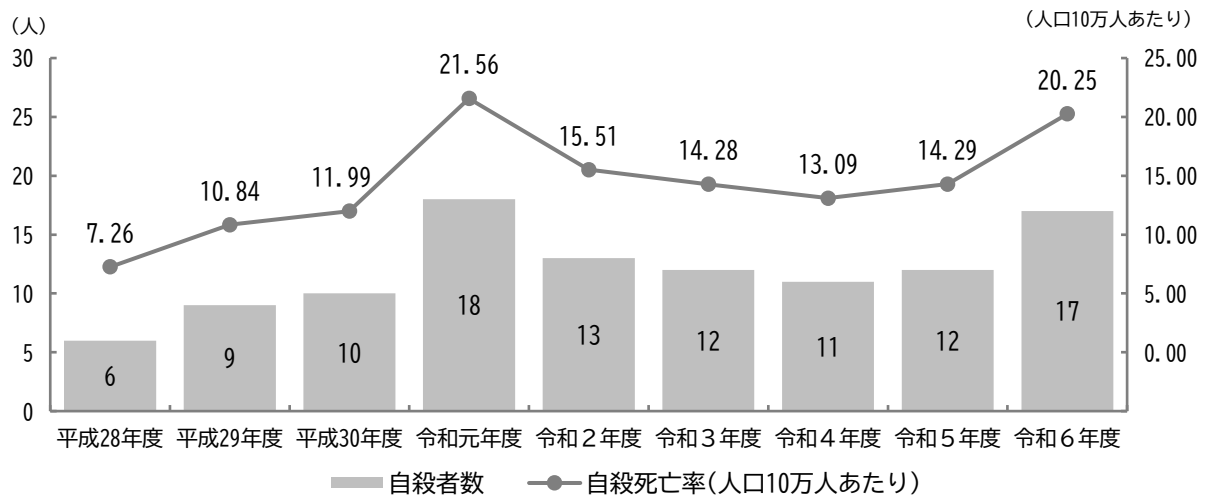
| | 団体 | 個人 |
|--------------|--------|---------|
| ボランティアセンター登録 | 73 団体 | 1,488 人 |
| 市民活動支援センター登録 | 92 団体 | 1,814 人 |
| NPO認証 | 16 団体 | 160 人 |
| 合計(延べ) | 181 団体 | 3,462 人 |

資料：社協、市民活動支援センター
（令和7(2025)年3月31日現在）

(8) 自殺に関する状況

自殺の状況は、平成30年度以降10人を超えており、令和6年度は17人と、令和元年度の18人と同水準となっています。自殺死亡率も自殺者数の推移と同様の動きとなっています。動機別では、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が多くなっており、令和6年度には特に多くなっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移（居住地：尾張旭市）



※令和6年度は暫定値。

資料：「地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・住居地）」（厚生労働省自殺対策推進室）

■動機別自殺者数の推移（居住地：尾張旭市）

（単位：人）

| 年度 | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 交際問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 |
|------|------|------|---------|------|------|------|-----|----|
| 平成28 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成29 | 1 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成30 | 2 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 令和元 | 2 | 7 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 6 |
| 令和2 | 0 | 7 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 令和3 | 1 | 3 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 令和4 | 3 | 4 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5 | 5 | 6 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 令和6 | 4 | 13 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |

※動機が複数ある場合も計上しているため、合計は自殺者数全体とは異なる。

※動機の「交際問題」は令和4年度以降の表記であり、令和3年度以前は「男女問題」である。

※令和5年度以前は確定値、令和6年度は暫定値である。

資料：「地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・住居地）」（厚生労働省自殺対策推進室）

2 アンケートなどからみる市民や活動者の意識

(1) 市民アンケート調査結果概要

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|-------|------------------------------------|
| 調査対象者 | 令和7（2025）年1月6日時点の18歳以上の市民2,000人 |
| 調査期間 | 令和7（2025）年1月31日から2月14日まで |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収またはWEB回答 |
| 回収結果 | 回収数：880件（うちWEB回答：247件） 有効回答率：44.0% |

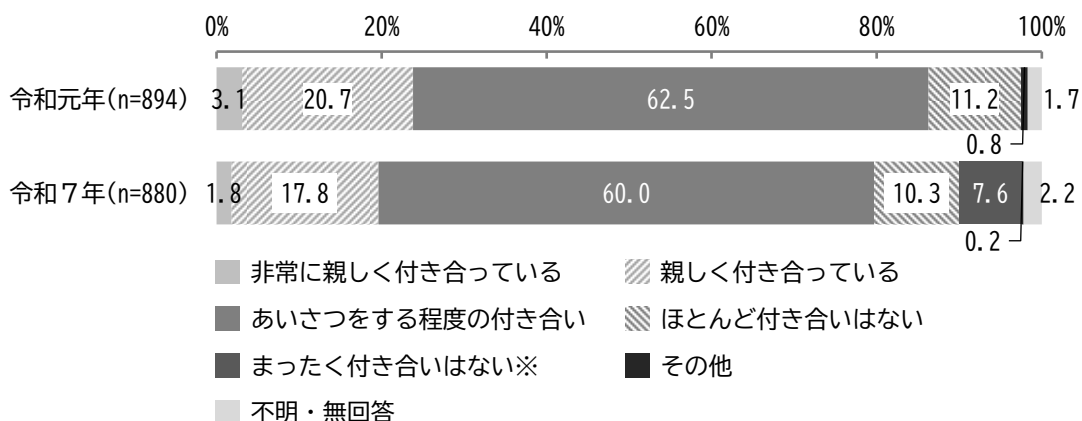
※前回調査は令和元（2019）年12月に実施した市民アンケート調査（有効回答率44.7%）

※グラフの構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

①近所付き合いや地域への関心

近所付き合いの程度について、「あいさつをする程度の付き合い」が60.0%と最も高く、次いで『親しく付き合っている』が19.6%、『付き合いはない』が17.9%となっています。経年と比較すると、『親しく付き合っている』『あいさつをする程度の付き合い』の割合が、前回調査からそれぞれ減少しています。

■近所付き合いの程度（経年比較）（単数回答）



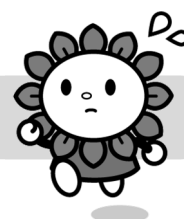
年齢別では、20歳代、30歳代で『付き合いはない』がそれぞれ3割以上と、他の年代と比べて高くなっています。

※『親しく付き合っている』：「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」の合算

※『付き合いはない』：「ほとんど付き合いはない」と「まったく付き合いはない」の合算

※選択肢「まったく付き合いはない」は令和7年のみ。

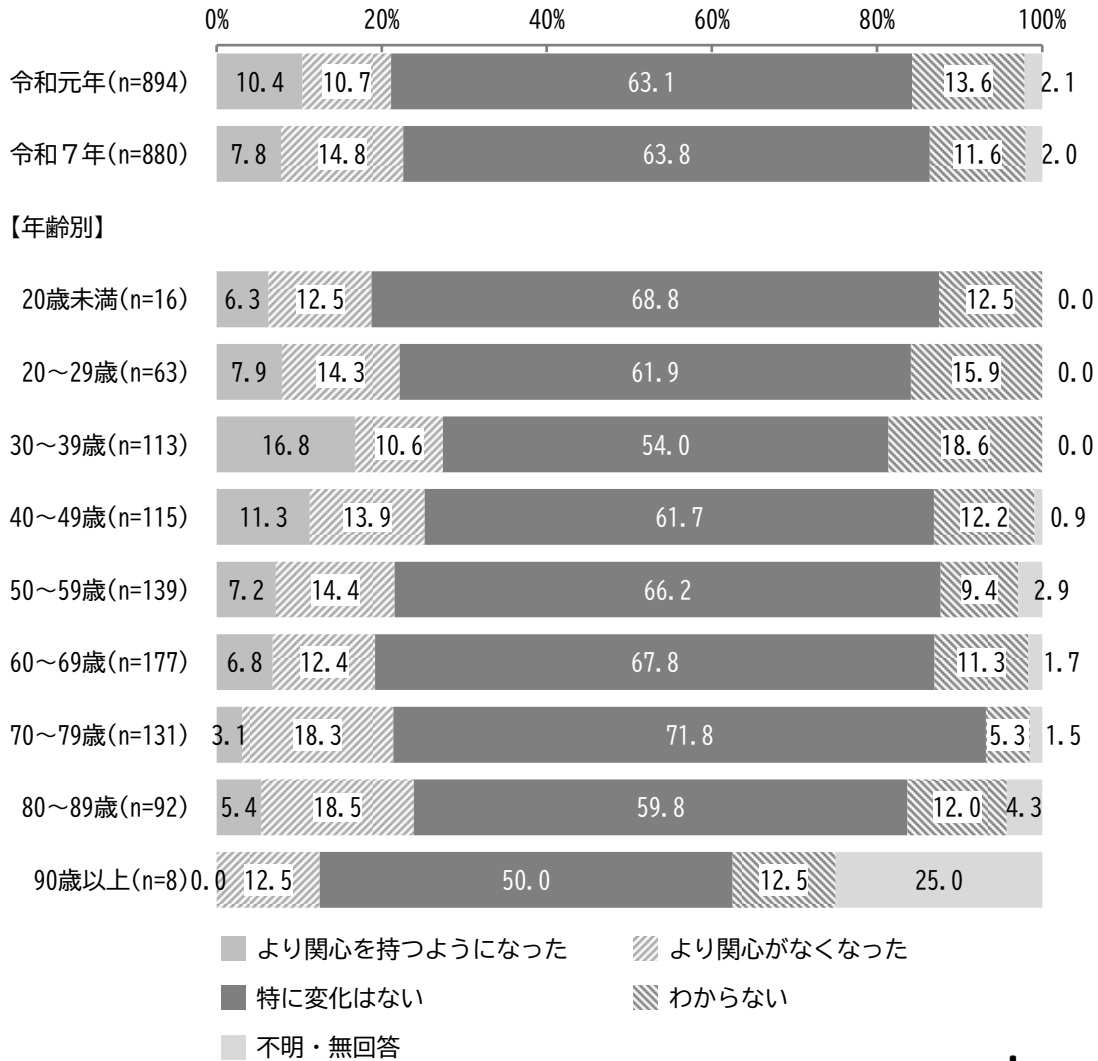
近所付き合いの希薄化がみられます。



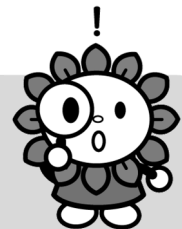
地域の行事や活動についての関心が、約5年前と比べてどのように変化したと感じるかについて、「特に変化はない」が63.8%と最も高く、次いで「より関心がなくなった」が14.8%、「わからない」が11.6%となっています。経年で比較すると、前回調査から「より関心を持つようになった」が減少し、「より関心がなくなった」が増加しています。

年齢別では、30歳代で「より関心を持つようになった」が16.8%と、他の年代と比べて高くなっています。

■地域の行事や活動への関心の変化（経年・年齢別比較）（単数回答）




地域の行事や活動への関心は低下しています。一方で、30歳代・40歳代では他の年代と比較して関心を持つようになった人の割合が高くなっています。

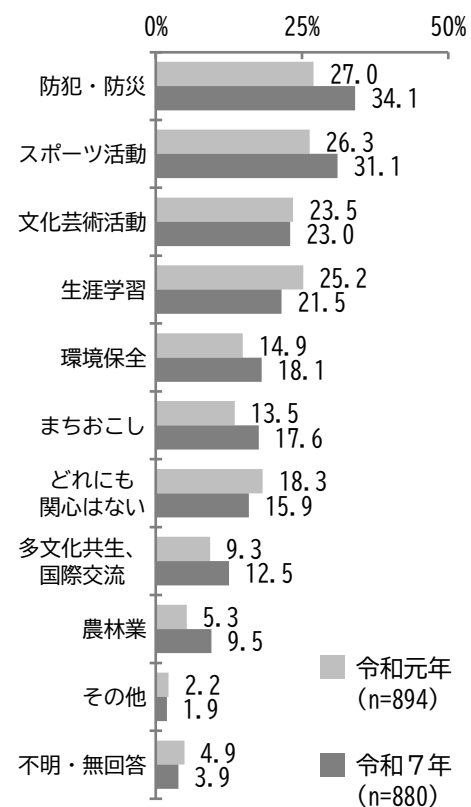


福祉以外の分野で、関心があることや参加してみたい活動について、「防犯・防災」が34.1%と最も高く、次いで「スポーツ活動」が31.1%、「文化芸術活動」が23.0%となっています。経年で比較すると、前回調査から「防犯・防災」「スポーツ活動」が特に増加しています。なお、「どれにも関心はない」は前回調査から低下しています。

福祉以外の分野においては、様々な分野で関心が高まっています。




■福祉以外の分野で関心のあることや参加してみたい活動（経年比較）（複数回答）

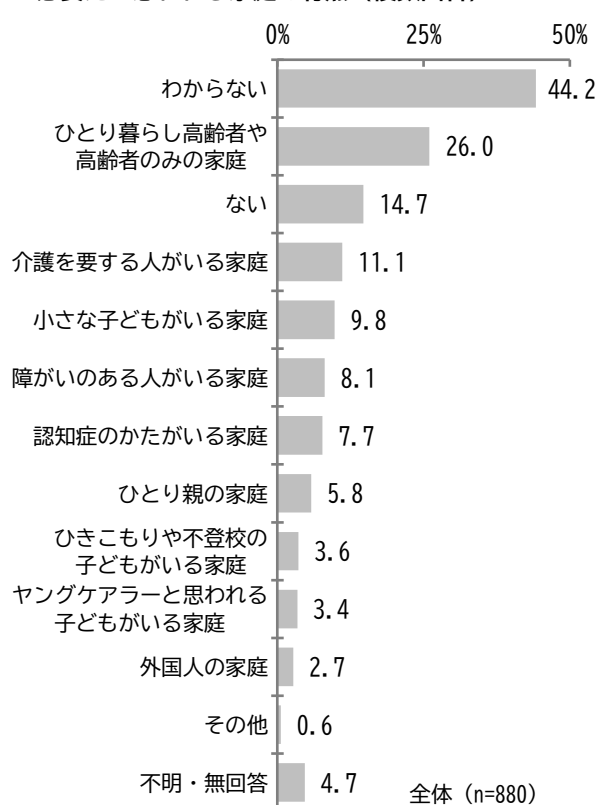


近所における周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無について、「わからない」が44.2%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭」が26.0%、「ない」が14.7%となっています。なお、協力・支援などが必要な家庭は、「介護を要する人がいる家庭」「小さな子どもがいる家庭」で、それぞれ1割程度と高くなっています。

近所で困っている人の状況について、わからない人の割合が高くなっています。



■近所における周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無（複数回答）



②よりよい地域づくりについて

地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上で課題となることについて、「近所付き合いが減っていること」が46.3%と最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」が31.7%、「地域での交流機会が少ないこと」が25.7%となっています。

近所付き合いや地域への関心の希薄化は、住民自身も課題として認識しています。

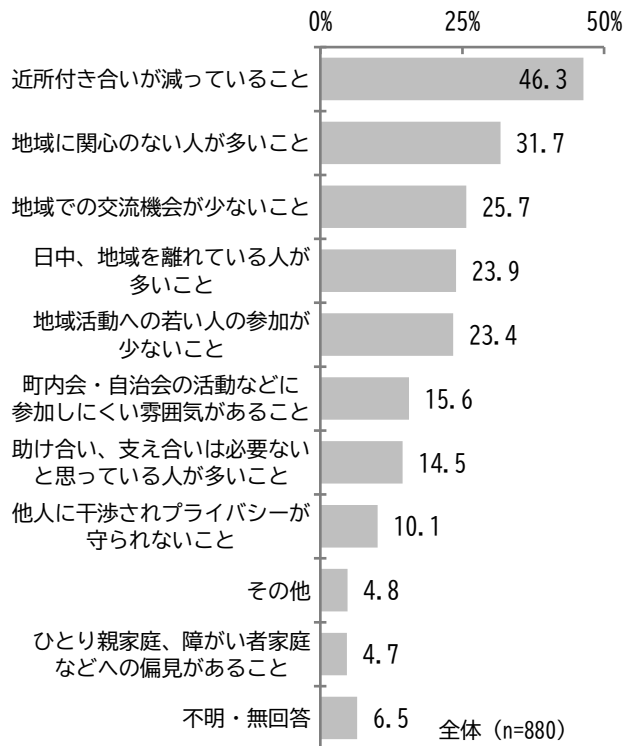


地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後地域として取り組む必要があると思うことについて、「近所の住民同士の普段からの付き合い」が47.8%と最も高く、次いで「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が46.8%、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」が32.4%となっています。

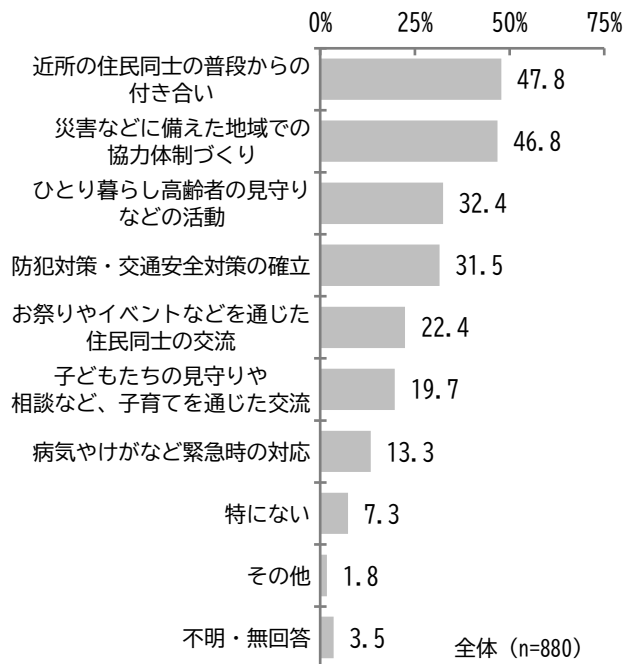
普段からの近所付き合いや災害に備えた地域での協力体制が求められています。



■住みよい地域社会の実現への課題（複数回答）

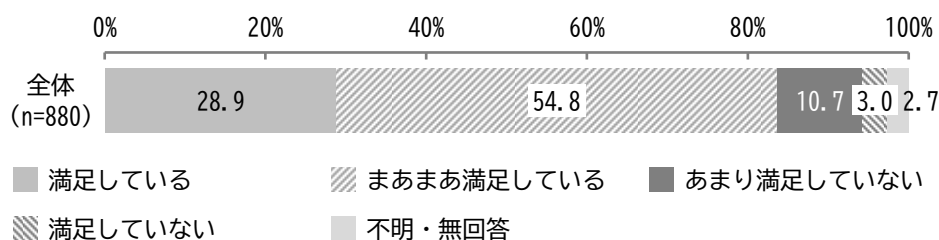


■支え合える地域づくりのために地域として取り組む必要があると思うこと（複数回答）



近所の人との付き合いに満足しているかについて、『満足』が83.7%、『不満足』が13.7%となっています。

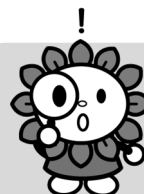
■近所付き合いへの満足度（単数回答）



近所付き合いの程度別では、『満足』が『親しく付き合っている』人で9割以上、『付き合いはない』人で約6割となっています。

※『満足』:「満足している」と「まあまあ満足している」の合算
 ※『不満足』:「あまり満足していない」と「満足していない」の合算

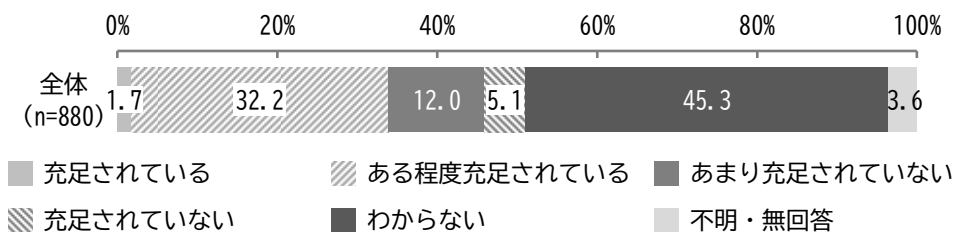
近所付き合いに満足している人が8割を占めていますが、1割程度不満に感じている人もいる状況です。近所付き合いがない人ほど満足していない状況です。



③地域福祉全般について

本市の福祉施策は充足されていると思うかについて、『充足』が33.9%、『不足』が17.1%、「わからない」が45.3%となっています。

■本市の福祉施策の充足度（単数回答）



※『充足』:「充足されている」と「ある程度充足されている」の合算
 ※『不足』:「あまり充足されていない」と「充足されていない」の合算

福祉施策について充足していると感じている人の割合が不足と感じている人の割合を上回っていますが、わからないと感じている人が4割以上を占めており、関心が低いことが想定されます。

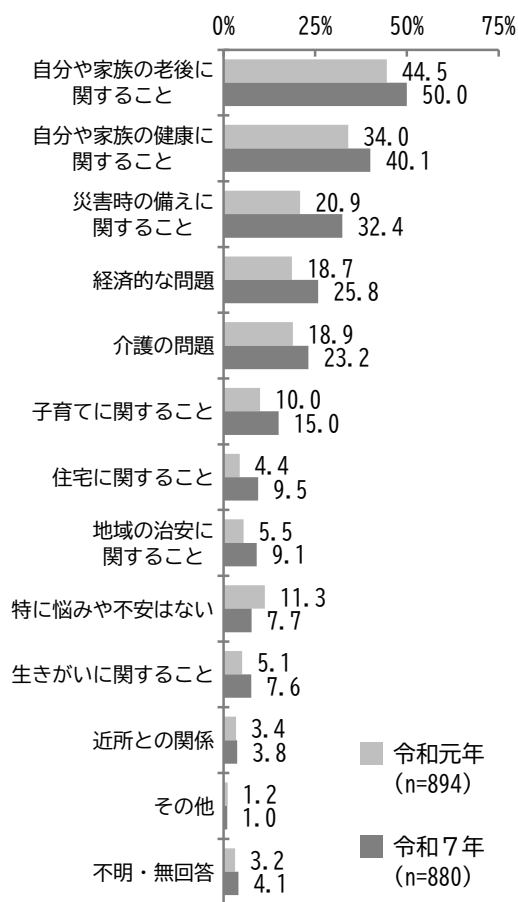


自身や家族の日常生活における悩みや不安について、「自分や家族の老後に関すること」が50.0%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が40.1%、「災害時の備えに関すること」が32.4%となっています。経年で比較すると、前回調査から「特に悩みや不安はない」が低くなり、その他の問題などについてはいずれも高くなっています。特に、「災害時の備えに関すること」は前回調査から11.5ポイント高くなっています。

住民が抱える悩みは不安はすべての項目で増加しています。



■日常生活における悩みや不安(経年比較)(複数回答)



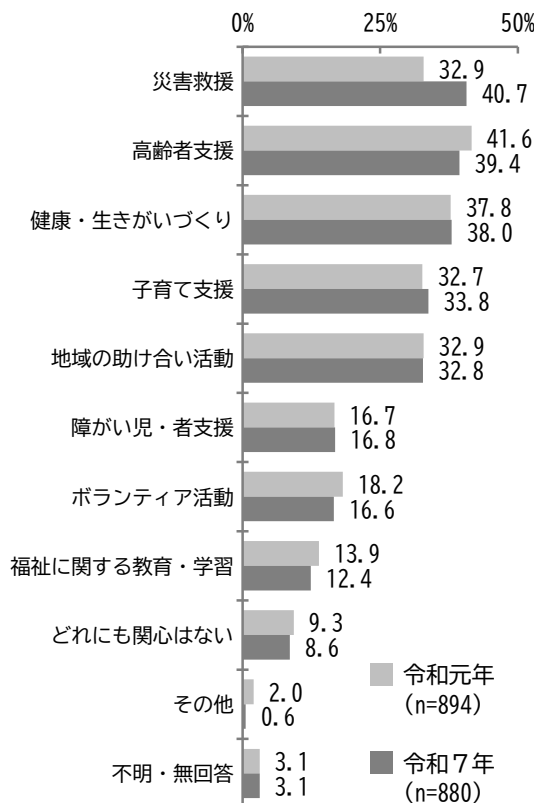
福祉分野で関心があるものについて、「災害救援」が40.7%と最も高く、次いで「高齢者支援」が39.4%、「健康・生きがいづくり」が38.0%となっています。なお、「どれにも関心はない」は8.6%となっています。経年で比較すると、「災害救援」が前回調査から7.8ポイント高くなっています。

年齢別では、20歳代から40歳代で「子育て支援」がそれぞれ5割以上と他の年代と比べて高く、特に30歳代で72.6%と高くなっています。

災害救援についての関心が特に高まっています。一方で、高齢者支援やボランティア活動、福祉に関する教育・学習などの関心は低下しています。



■福祉分野で関心のあるもの(経年比較)(複数回答)



(2) 団体ヒアリング調査結果概要

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関わる市内の団体が認識する本市の現状や課題を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、調査シートを通じた団体ヒアリング調査を実施しました。

■団体ヒアリング調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|-------|----------------------------------|
| 調査対象者 | 尾張旭市内において福祉分野で活動する団体（22 団体） |
| 調査期間 | 令和7（2025）年1月10日から1月24日まで |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収またはWEB回答 |
| 回収結果 | 回収数：22 件（うちWEB回答：0 件） 回収率：100.0% |

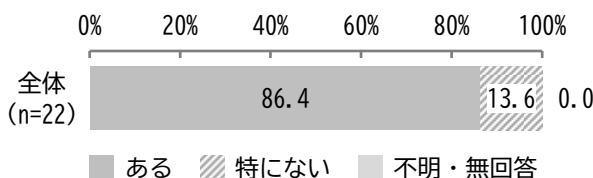
※グラフの構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

①活動の状況について

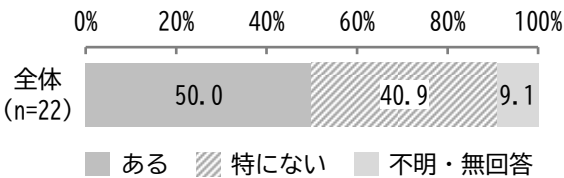
地域活動、社会貢献活動を行う上での他団体等との交流や連携の有無について、「ある」が86.4%、「特にない」が13.6%となっています。

今後、地域活動において連携をとりたい組織・団体の有無について、「ある」が50.0%、「特にない」が40.9%となっています。

■他団体等との交流や連携状況（単数回答）



■今後連携をとりたい団体の有無（単数回答）



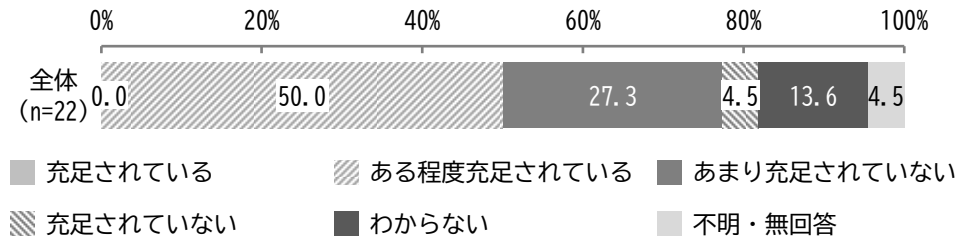
②他の組織・団体と連携する上での困りごとについて

他の組織・団体と連携しようとする上で困っていることについて、「積極的に活動できる人が減ってきている」「免許を返納したので送迎できない」「会員が減少して活動できる人自体が少なくなっている」など、会員の高齢化により連携自体が困難な状況や、団体の認知度、個人情報などの困りごとがあがっています。

③地域福祉全般について

本市の福祉施策は充足されていると思うかについて、『充足されている』が50.0%、『充足されていない』が31.8%、「わからない」が13.6%となっています。

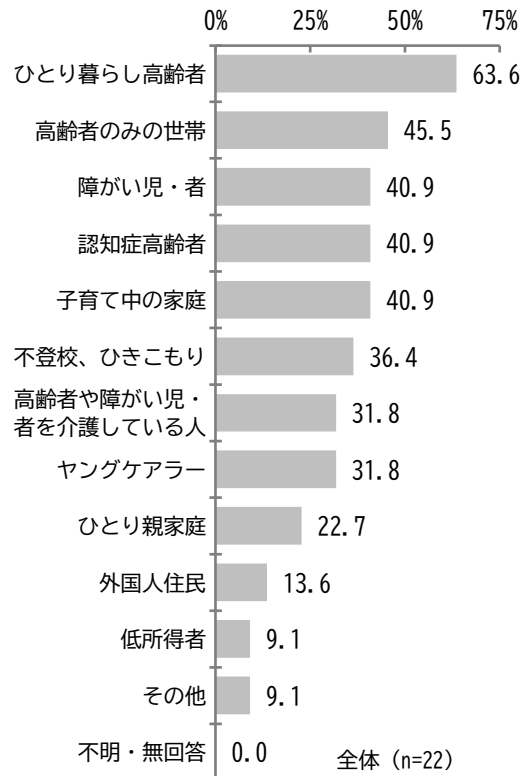
■本市の福祉施策への充足度（単数回答）



※『充足されている』:「充足されている」と「ある程度充足されている」の合算
 ※『充足されていない』:「あまり充足されていない」と「充足されていない」の合算

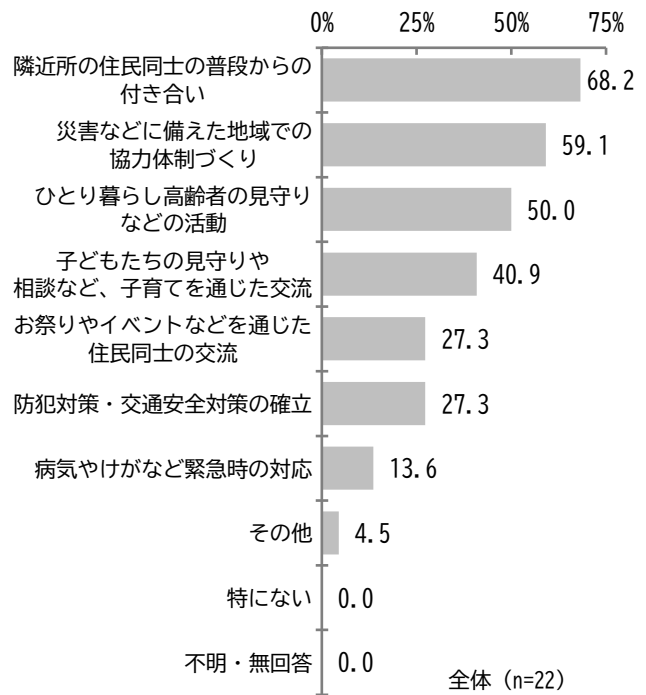
活動地域で特に支援が必要だと思う対象について、「ひとり暮らし高齢者」が63.6%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が45.5%となっています。

■活動地域において特に支援が必要だと思う対象（複数回答）



地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後地域としてどのようなことに取り組む必要があると思うかについて、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が 68.2%と最も高く、次いで「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が 59.1%となっています。

■支え合える地域づくりのために地域として取り組む必要があること（複数回答）



3 前回計画の評価

前回計画の各施策について、市役所担当課、社協において進捗状況の評価を行いました。

基本目標の評価基準はA～Dまでの4段階、チャレンジ事業の評価基準は成果指標の達成状況を○、△、×の3段階で判定しています。

■評価の概要

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 基本目標の評価基準 | A…計画どおり進行中 B…概ね計画どおりだが、一部未実施 C…未着手 D…廃止または完了 |
| 成果指標・チャレンジ事業の評価基準 | ○…成果目標を達成しているもの △…成果目標は達成していないが策定時より改善がみられるもの ×…成果目標を達成しておらず、策定時から改善がないもの |

※1つの取り組みに対して担当課が複数ある場合、それぞれの課による評価を合計して記載しているため、前回計画に記載している取り組みよりも評価数が多いものもあります。

基本目標1 隣近所や地域の力による福祉活動の展開

【基本目標の評価】

施策の方向1 地域に関心を持つきっかけづくり

| | A | B | C | D | 合計 |
|---------------------------------|-------|------|------|------|--------|
| 施策1 「地域福祉」についての意識の醸成 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 施策2 地域組織への参加促進 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 施策3 学校や企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進 | 6 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| 合計 | 30 | 0 | 0 | 1 | 31 |
| | 96.8% | 0.0% | 0.0% | 3.2% | 100.0% |

全体の96.8%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策1、2はすべてA判定、施策3は「ぐっと健康！人・まち・なかま事業」が廃止となったことから、D判定がみられます。

施策の方向2 交流の場づくりの推進

| | A | B | C | D | 合計 |
|----------------|--------|------|------|------|--------|
| 施策1 気軽に集える場づくり | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 施策2 多世代交流の促進 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 合計 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の100.0%がA判定となっています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

| 成果指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和5年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
|-------------------------------------|----------------|---------------|---------------|----------|
| 地域活動に参加している市民の割合 (尾張旭まちづくりアンケート) | 24.5% | 12.6% | 30.0% | × |

| チャレンジ事業 | | | | | | |
|---------|--------------------------------------|-----------------------|----------------|---------------|---------------|----------|
| | 取り組み名 | 指標 | 策定時 (令和2年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
| 社協 | 地域で活動するボランティア団体への参加促進 | ボランティアセンターへの登録者数 | 1,963人 | 1,488人 | 2,500人 | × |
| | 各種サロン(ふれあいサロン、子育てサロン等)の普及 | 社協が把握している各種サロンの設置か所 | 16か所 | 31か所 | 70か所 | △ |
| 行政 | 自治会等と連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進(市民活動課) | 自治会等加入率 | 60.5% | 55.4% | 63.0% | × |
| | 地域集会所・コミュニティ施設の管理(財政課、暮らし政策課、生涯学習課) | 地域集会所・コミュニティ施設の年間利用者数 | 509,454人 | 844,358人 | 965,000人 | △ |

成果指標の地域活動に参加している市民の割合は策定時から大きく減少しており、策定時から改善がみられません。各チャレンジ事業の達成状況は、ボランティアセンターへの登録者数と自治会等加入率で×となっています。市民の地域活動やボランティア等への関心を高め、参加を促進することが求められます。

基本目標2 地域福祉活動に対する支援施策の充実

【基本目標の評価】

施策の方向1 地域福祉活動の担い手の育成

| | A | B | C | D | 合計 |
|-----------------------------|--------|------|------|------|--------|
| 施策1 ボランティアの育成 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 施策2 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 施策3 若者の地域福祉活動への参加促進 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 合計 | 30 | 0 | 0 | 0 | 30 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の100.0%がA判定となっています。

施策の方向2 活動団体への支援

| | A | B | C | D | 合計 |
|------------------------------|--------|------|------|------|--------|
| 施策1 校区社協の活動支援 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 施策2 ボランティアセンター・市民活動支援センターの充実 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 施策3 市民活動グループの活動支援 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 合計 | 29 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の100.0%がA判定となっています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

| 成果指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
|--|----------------|---------------|---------------|----------|
| NPO活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合(尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査) | 50.4% | 34.3% | 55.0% | × |

| チャレンジ事業 | | | | | | |
|---------|---------------------------|--------------------|----------------|---------------|---------------|----------|
| | 取り組み名 | 指標 | 策定時 (令和2年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
| 社協 | ボランティア養成講座及びボランティアサロンの開催 | ボランティア養成者数(延べ人数) | 66人 | 185人 | 150人 | ○ |
| | ボランティアコーディネーターの資質向上 | | | | | |
| 行政 | らくらく筋トレ自主グループの活動支援(健康課) | 活動支援している自主グループ | 66団体 | 67団体 | 70団体 | △ |
| | 多様な学習活動を行う公民館講座の実施(生涯学習課) | 公民館講座の受講者数 | 631人 | 1,133人 | 1,400人 | △ |
| | 市民活動支援センター実施事業の充実(市民活動課) | 市民活動支援センターの登録団体会員数 | 1,760人 | 1,814人 | 1,850人 | △ |

成果指標の「NPO活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合」は減少しており、策定時から改善がみられません。各チャレンジ事業の達成状況は、ボランティア養成者数は増加し、目標を達成していますが、らくらく筋トレ自主グループの活動支援数、ボランティアサロンの参加者数、市民活動支援センターの登録団体会員数はそれぞれ増加しているものの、目標は達成しておらず△となっています。引き続き、ボランティアや市民活動への参加促進が求められます。

基本目標3 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

【基本目標の評価】

施策の方向1 多様な課題に対応する相談や支援体制の構築

| | A | B | C | D | 合計 |
|-------------------|-------|------|------|------|--------|
| 施策1 総合的な相談支援体制の充実 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 施策2 地域における相談力の向上 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 施策3 生活困窮者への支援 | 8 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 施策4 認知症対策の推進 | 7 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| 合計 | 33 | 2 | 0 | 0 | 35 |
| | 94.3% | 5.7% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の94.3%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策1、2はすべてA判定、施策3、4は認知症サポーターステップアップ研修の実施、専任貸付担当者の確保について改善の余地があるためB判定がみられます。

施策の方向2 福祉サービスの利用支援

| | A | B | C | D | 合計 |
|-----------------|-------|------|------|------|--------|
| 施策1 福祉サービスの質の確保 | 6 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| 施策2 地域福祉情報の発信 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 合計 | 19 | 2 | 0 | 0 | 21 |
| | 90.5% | 9.5% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の90.5%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策2はすべてA判定、施策1は総合型事業所が開設に至っておらず、B判定がみられます。

施策の方向3 多様な主体によるサービスの提供

| | A | B | C | D | 合計 |
|-----------------------|-------|-------|------|------|--------|
| 施策1 福祉ニーズ等の収集とマッチング支援 | 11 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 施策2 支援の担い手の発掘と育成 | 8 | 2 | 0 | 0 | 10 |
| 合計 | 19 | 3 | 0 | 0 | 22 |
| | 86.4% | 13.6% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の86.4%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策1、2どちらも概ねA判定ですが、介護サービス事業者連絡会などの機会における、制度では対応しきれないニーズの収集や地域アセスメントの強化が課題となっており、B判定がみられます。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

| 成果指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
|--|----------------|---------------|---------------|----------|
| 相談できる場所がある市民の割合 (尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査) | 82.9% | 84.2% | 85.0% | △ |
| 必要な福祉サービスの情報を入手できている市民の割合 (尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査) | 22.3% | 23.7% | 25.0% | △ |

| チャレンジ事業 | | | | | | |
|---------|--|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| | 取り組み名 | 指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
| 社協 | 地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援 | 地域包括支援センターにおける相談件数 | 7,863件 | 7,749件 | 12,000件 | × |
| | 社協ホームページによる情報発信の充実 | | | | | |
| | 地域の支え合い活動の展開及びその支援 | あさひ生活応援サポーター養成講座の修了者数(延べ人数) | 162人 | 216人 | 400人 | △ |
| 行政 | 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターを中心とした各関係機関の連携 (長寿課、福祉課、福祉政策課) | 障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数 | 8,069件 月672件 | 8,200件 月683件 | 8,500件 月708件 | △ |
| | | 生活困窮者の相談件数 | 306件 | 146件 | 140件 | ○ |
| | 市ホームページによる情報発信の充実 (福祉政策課、福祉課、長寿課、こども課、子育て相談課、保険医療課、市民活動課) | | | | | |
| | 生活支援体制の充実を図るための協議体の運営 (長寿課) | 開催回数 | 3回 | 3回 | 3回 | ○ |

成果指標の「相談できる場所がある市民の割合」は増加していますが、目標は達成していません。「必要な福祉サービスの情報を入手できている市民の割合」は横ばいとなっており、目標には至りませんでした。各チャレンジ事業の達成状況は、地域包括支援センターにおける相談件数が減少し×、あさひ生活応援サポーター養成講座の修了者数及び障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数が増加してはいるものの目標の達成には至っておらず、△となっています。相談窓口の周知やあさひ生活応援サポーター養成講座への参加促進が必要です。

基本目標4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

【基本目標の評価】

施策の方向1 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

| | A | B | C | D | 合計 |
|------------------------|-------|------|-------|------|--------|
| 施策1 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 8 | 0 | 5 | 0 | 13 |
| 施策2 市民の移動手段の確保 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 施策3 情報のバリアフリー化の推進 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 施策4 高齢者や障がいのある人への理解の浸透 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 合計 | 38 | 0 | 5 | 0 | 43 |
| | 88.4% | 0.0% | 11.6% | 0.0% | 100.0% |

全体の88.4%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策2、3、4はすべてA判定、施策1は公共施設のバリアフリー化について、建て替えや大規模改修にあわせ、実施を検討する施設がありC判定がみられます。

施策の方向2 権利擁護体制の強化

| | A | B | C | D | 合計 |
|------------------------------------|--------|------|------|------|--------|
| 施策1 判断能力が十分でない人への支援 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 施策2 虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)の早期発見・早期対応 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 合計 | 21 | 0 | 0 | 0 | 21 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の100.0%がA判定となっています。

施策の方向3 地域における防災機能の強化

| | A | B | C | D | 合計 |
|-------------------------|-------|------|------|------|--------|
| 施策1 避難行動要支援者支援ネットワークの整備 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 施策2 災害に備えた環境の整備 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 合計 | 16 | 1 | 0 | 0 | 17 |
| | 94.1% | 5.9% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の94.1%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策2はすべてA判定、施策1は一部の事業所で避難行動要支援者リストの作成が難しかったため、B判定がみられます。

施策の方向4 地域における見守り・声かけによる安全の確保

| | A | B | C | D | 合計 |
|------------------------|-------|------|------|------|--------|
| 施策1 地域社会からの孤立化防止 | 8 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 施策2 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 合計 | 18 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| | 94.7% | 5.3% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

全体の94.7%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策2はすべてA判定、施策1は、一部の昼食会において、担い手不足により、宅配に変更したため、B判定がみられます。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

| 成果指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
|---|----------------|------------------|---------------|----------|
| 住民同士が協力して災害への対応ができていると思う市民の割合（尾張旭市まちづくりアンケート） | 36.8% | 35.5% (令和5年度) | 42.0% | × |
| 近所付き合いをしている市民の割合 (尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査) | 23.8% | 19.6% | 30.0% | × |

| チャレンジ事業 | | | | | | |
|---------|-------------------------|-------------------------------|----------------|---------------|---------------|----------|
| | 取り組み名 | 指標 | 策定時 (令和2年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
| 社協 | 車いすの貸し出し | 車いすの貸し出し件数（延べ件数） | 1,869件 | 2,361件 | 2,350件 | ○ |
| | 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 | 災害ボランティアコーディネーター養成者数（延べ人数） | 564人 | 695人 | 850人 | △ |
| | ひとり暮らし高齢者への宅配・昼食会の支援充実 | ボランティアが実施する高齢者への宅配件数及び昼食会の参加者 | 0人 | 1,008人 | 1,500人 | △ |
| 行政 | 印場駅のバリアフリー化（都市計画課） | 駅のバリアフリー化率 | 75% | 100% | 100% | ○ |
| | 市総合防災訓練の実施（危機管理課） | 実際に訓練を体験した市民数 | 165人 | 800人 | 750人 | ○ |

成果指標の「住民同士が協力して災害への対応ができていると思う市民の割合」「近所付き合いをしている市民の割合」はいずれも減少し、目標は達成していません。各チャレンジ事業の達成状況は、車いすの貸し出し件数、駅のバリアフリー化率、実際に訓練を体験した市民数はそれぞれ増加し、目標を達成しています。一方で、災害ボランティアコーディネーター養成者数、ボランティアが実施する高齢者への宅配件数及び昼食会の参加者数は増加はしているものの目標には至っておらず、△となっています。

基本目標5 誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進

【基本目標の評価】

施策の方向1 自殺を未然に防止する意識と体制づくり

| | A | B | C | D | 合計 |
|----------------------|--------|----|----|----|--------|
| 施策1 市民による気づきと見守りの促進 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 施策2 SOSに対する相談支援体制の充実 | 16 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 施策3 環境の変化に対する支援 | 16 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 合計 | 47 | 0 | 0 | 0 | 47 |
| | 100.0% | 0% | 0% | 0% | 100.0% |

全体の100.0%がA判定となっています。

施策の方向2 暮らしやすい地域づくりの推進

| | A | B | C | D | 合計 |
|-----------------------------|-------|------|----|----|--------|
| 施策1 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 施策2 地域社会からの孤立化防止 | 8 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 合計 | 17 | 1 | 0 | 0 | 18 |
| | 94.4% | 5.6% | 0% | 0% | 100.0% |

全体の94.4%がA判定となっています。施策ごとにみると、施策1はすべてA判定、施策2は再掲事業ではありませんが、一部の昼食会において、宅配に変更したため、B判定がみられます。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

| 成果指標 | 策定時 (令和元年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
|--|----------------|---------------|---------------|----------|
| 相談できる場所がある市民の割合 (尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査)(再掲) | 82.9% | 84.2% | 85.0% | △ |

| チャレンジ事業 | | | | | | |
|---------|-----------------------------------|------------|----------------|---------------|---------------|----------|
| | 取り組み名 | 指標 | 策定時 (令和2年度) | 実績 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成 状況 |
| 行政 | 精神保健福祉士によるこころの健康相談 (福祉政策課、健康課) | こころの健康相談件数 | 83件 | 45件 | 100件 | × |

チャレンジ事業の達成状況は、こころの健康相談件数は減少しており、目標は達成していません。

第3章

計画の基本構想

1 計画の基本理念とめざす姿

(1) 計画の基本理念

地域福祉を推進するには、大切に守り、育んでいく理念を持つ必要があります。本計画では、前回計画の基本理念を引き継ぎ、以下の4つの基本理念を掲げます。

1 共生

私たちは一人ひとり、年齢や性別、障がいの有無など心身の状況が異なり、生活環境や考え方なども様々です。多様性を認め合い、一人ひとりが持つ個性を尊重しながら、「支え手」「受け手」などの関係を超越、すべての人が同じ尾張旭市民として、安心して自分らしくいきいきと暮らせる地域社会をめざします。

2 支え合い

私たちは、生活の中で起こる問題について、「自分のことは自分でする」ことを前提にしていますが、地域には、様々な理由から、日常生活の介助やちょっとした手助けを必要としている人がいます。個人では解決できない課題を知恵や労力、時間を出し合って支えることにより、住み慣れたまちとともに暮らし続けられる地域社会をめざします。

3 連携

福祉ニーズが増大し多様化する中、地域福祉の主体は、市民一人ひとりはもちろん、様々な地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者、社協、行政など、多岐にわたります。そのため、主体間の交流や連携など「人とのつながり」を大切にし、一つひとつの取り組みのより効果的・効率的な展開をめざします。

4 参加・参画

地域で経験や能力を発揮する場を見出せない人や、地域福祉活動を行いたくても方法がわからない人の、地域福祉活動への参加・参画を促進します。これにより、地域の課題解決につなげるだけでなく、本人の生きがいや自己実現につなげられる地域社会をめざします。また、高齢者や子ども、障がいのある人など、あらゆる人が参画しやすいような環境を整えていきます。

(2) めざす姿

本市では、「尾張旭市第六次総合計画」において、「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」を「めざすまちの未来像」(将来の都市像)として掲げています。また、「健康でいきいきと暮らすまち」をめざして、福祉分野において様々な施策・事業を展開しています。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支え合い機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中、地域で誰もが生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民、事業者、そして行政、社協がともに連携して様々な施策を推進していくことが重要です。

こういった方向性及び4つの基本理念を踏まえ、本計画の推進により達成すべき市の「めざす姿」を次のように設定します。

めざす姿

幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭

「つむぐ」とは

元々は、綿や繭から繊維を引き出し、よりをかけて糸にするといった意味があり、今では、縦糸と横糸を面的に、重層的により合わせて、布になっていくことや、長い時間軸の中で、「歴史をつむぐ」や「物語をつむぐ」あるいは、2人ないし、もっと多人数の人たちが手を取り合って、つないでいくという意味があります。

2 計画の基本目標

めざす姿を実現するため、次の5つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 地域福祉の担い手づくり [担い手づくり]

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域福祉を推進するためには、地域を支える担い手を育成していくことが重要です。地域の課題解決に向けて地域の住民が主体的に取り組む意識を醸成するため、地域福祉に対する理解や関心を高める啓発や福祉教育を充実します。また、地域活動において中心となる人材や支援に関わる人材の確保・育成に取り組むとともに、若者や企業、産業団体など多様な主体の参画を促進し、地域福祉を支える基盤の強化を図ります。

基本目標2 隣近所や地域の力による福祉活動の展開 [地域づくり]

誰もが住み慣れたまちで暮らし続けられる地域社会を実現するためには、隣近所や地域での助け合いや支え合いが大きな役割を果たします。地域のつながりの希薄化が進む中、地域における住民同士のふれあいや支え合い活動を活性化するため、校区社協や市民団体などの活動の支援や、身近な居場所や交流機会の充実を図ります。

基本目標3 包括的な支援体制の構築と福祉サービスの充実 [しくみ・体制づくり]

多様化・複雑化する地域の福祉課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、誰もが必要な支援に適切につながる支援体制の構築が必要です。包括的な支援体制の整備や福祉サービスの質の向上と確保、効果的な情報発信などに取り組みます。また、虐待への対応や一人での意思決定が難しい人への支援など、権利擁護支援に取り組みます。

基本目標4 誰もが安心して安全に暮らせる環境づくり [環境づくり]

誰もが安心して地域で暮らすためには、災害時への備えや住みやすい生活環境の整備が不可欠です。日頃からの防災活動を充実し、意識向上を図るとともに、安心・安全に暮らせる地域の連携体制の整備を進めます。また、バリアフリーの推進、移動手段の確保に取り組みます。

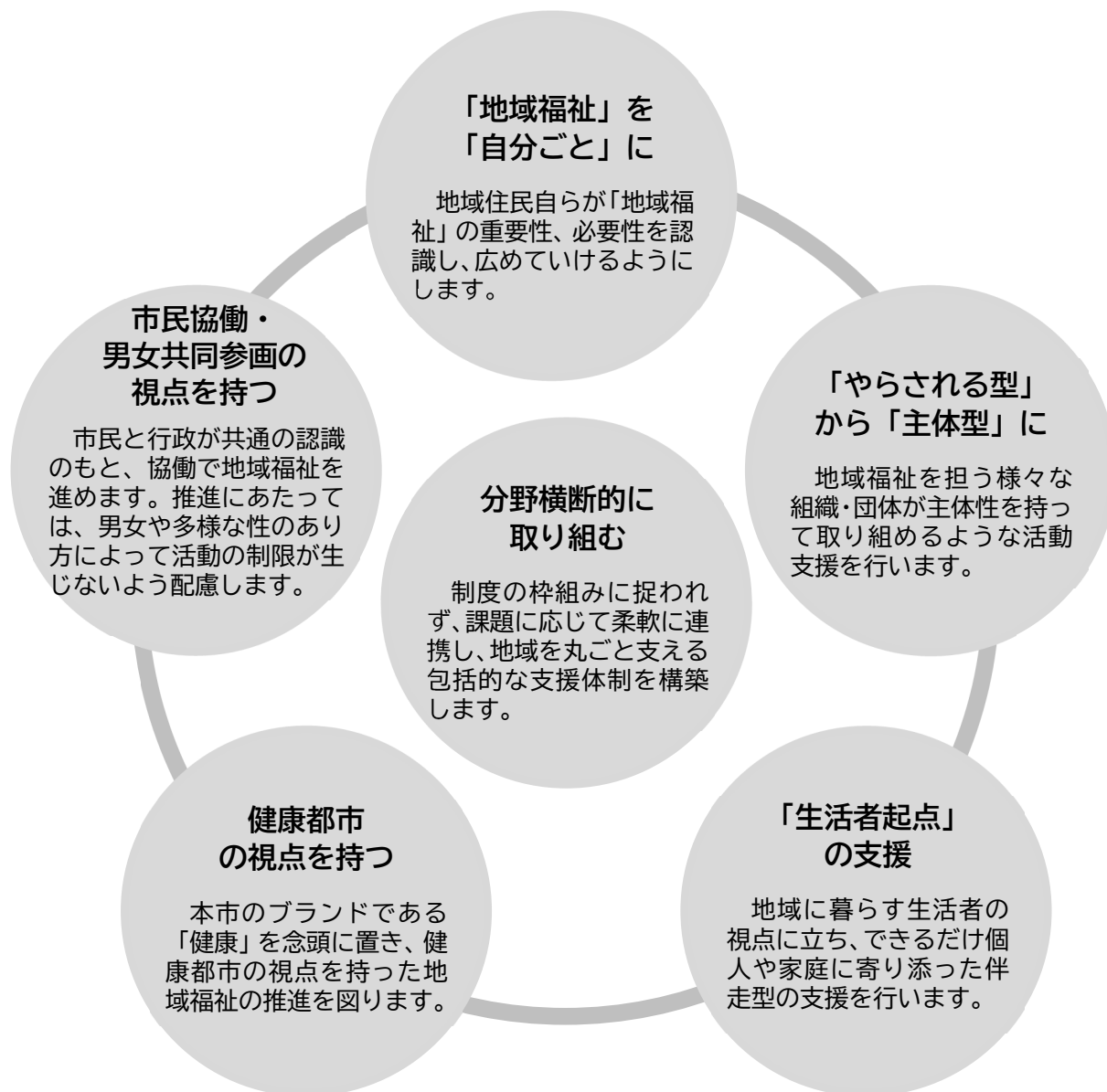
基本目標5 誰も自殺に追い込まれない地域づくり [自殺対策計画]

地域のつながりの希薄化や住民の抱える課題の多様化・複雑化が進む中で、生きづらさや孤立を抱える人を支え、誰も自殺に追い込まれない地域社会づくりが必要です。自殺対策に関する正しい知識の普及や啓発、こころの健康を支える仕組みの整備を進めるとともに、支援に関わる人材の育成や関係機関のネットワーク強化により、市全体でいのちを守る体制の充実を図ります。

3 地域福祉の進め方

地域福祉の推進にあたり、次の6つの考え方を基本として進めます。

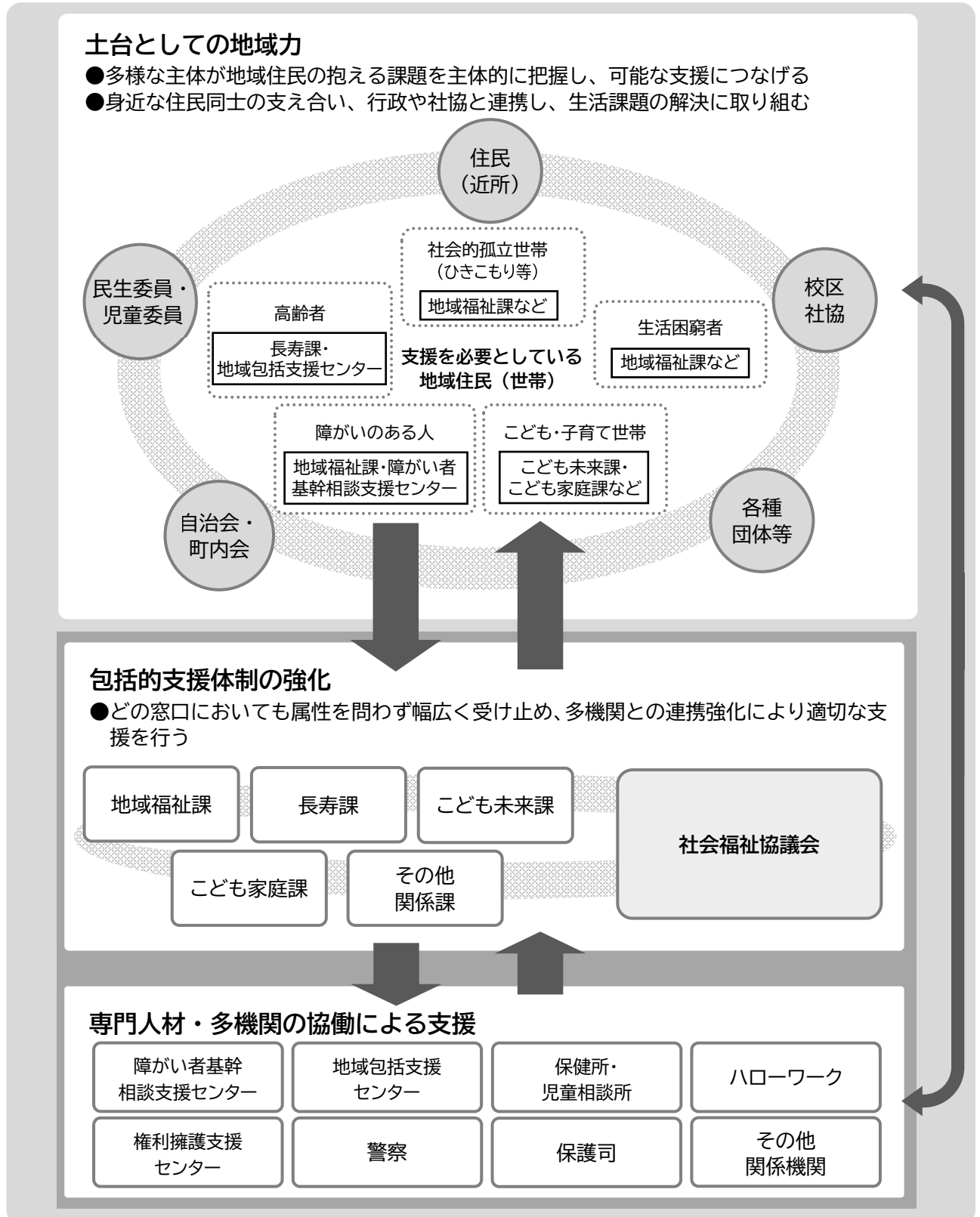
■地域福祉の進め方



4 尾張旭市の地域共生社会

本市では、地域共生社会（P2参照）の実現をめざすにあたり、多様化・複雑化する地域の福祉課題に対して、以下のイメージ図のような関係機関が密接に連携し、柔軟な対応を行う包括的支援体制を構築し、解決を図ります。

■尾張旭市の地域共生社会実現に向けた包括的支援体制のイメージ



5 施策の体系

| 基本目標 | | 施策の方向性 | 施策 |
|------|--------------------------------------|------------------------|---|
| 1 | 地域福祉の担い手づくり [担い手づくり] | 1 「地域福祉」についての意識の醸成 | 1 地域福祉に関する周知・啓発 2 福祉教育の充実 |
| | | 2 担い手の発掘・育成 | 1 地域で活動する人材の確保・育成 2 支援に関わる人材の確保・育成 |
| | | 3 多様な主体の参画促進 | 1 健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参画の促進 2 若者の地域福祉活動への参加促進 3 企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進 |
| 2 | 隣近所や地域の力による福祉活動の展開 [地域づくり] | 1 住民主体の地域福祉活動の推進 | 1 地域組織への支援 2 身近な支え合いの仕組みの充実 3 ボランティア・市民活動団体の活動支援 4 校区社協の活動支援 |
| | | 2 地域の交流の場や居場所の整備 | 1 多様な居場所の充実 2 多世代交流の促進 |
| 3 | 包括的な支援体制の構築と福祉サービスの充実 [しくみ・体制づくり] | 1 多様な課題に対応する相談や支援体制の構築 | 1 包括的な相談支援体制の整備 2 制度の狭間にいる人への支援 3 生活困窮者への支援 4 更生保護の推進 |
| | | 2 福祉サービスの利用支援 | 1 福祉サービスの質の確保 2 福祉サービスなどの情報発信 3 多様な主体によるサービスの提供 |
| | | 3 権利擁護体制の強化 | 1 判断力が十分でない人への支援 2 虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)の早期発見・早期対応 |
| 4 | 誰もが安心して安全に暮らせる環境づくり [環境づくり] | 1 地域における防災機能の強化 | 1 避難行動要支援者支援ネットワークの整備 2 災害に備えた環境の整備 |
| | | 2 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり | 1 公共施設などのバリアフリー化の推進 2 市民の移動手段の確保 |
| 5 | 誰も自殺に追い込まれない地域づくり [自殺対策計画] | 1 生きることの促進要因を増やす支援 | 1 自殺対策やこころの健康に関する周知・啓発 2 生きることの促進要因への支援 |
| | | 2 自殺を未然に防止する意識づくり | 1 自殺対策を支える人材の育成 2 関係機関などのネットワークの強化 |

第4章 施策の展開

「施策の展開」にあたって

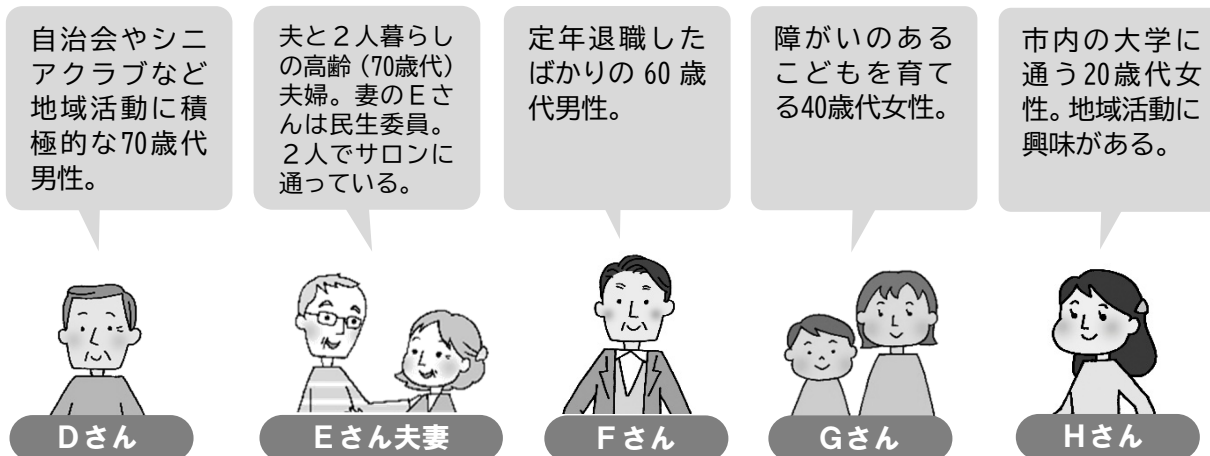
尾張旭市の地域福祉ストーリー

地域福祉は、特定の「困っている人」のためだけのものではありません。地域に住む誰もがその当事者として関わっていくものとなります。

本章では、本計画を読む誰もが地域福祉を「自分ごと」として考えることができるよう、「施策の方向」ごとに市民の視点に立ったストーリーを挿入し、市民が直面すると考えられる課題などを事例として提示しています。

その上で、行政として、社協としてこういった取り組みを実施していくのか、そして市民自身は何をしたらいいのかを「施策」の中に示しています。

■ストーリーの登場人物



「施策の展開の見方」

基本目標 1

地域福祉の担い手づくり【担い手づくり】

施策の方向 1-1 「地域福祉」についての意識の醸成

【尾張旭市の状況】

ケース 01 転入世帯のAさん（30歳代女性）の場合

普段は福祉のことを意識する機会が少ない

Aさんは共働きで忙しく、日々の生活に追われる中で、地域の福祉について考えることがほとんどありません。こどもの学校でも福祉教育があると聞きますが、具体的にどのような内容はよく分かっていません。「福祉や地域のことは、特に困りごとがなければ考えなくても大丈夫かな」と漠然と思ってしまいます。近所付き合いもないため、普段の生活では福祉や地域のことを意識する場面はほとんどなく、情報やきっかけがないまま日常が過ぎていきます。

市民
の声

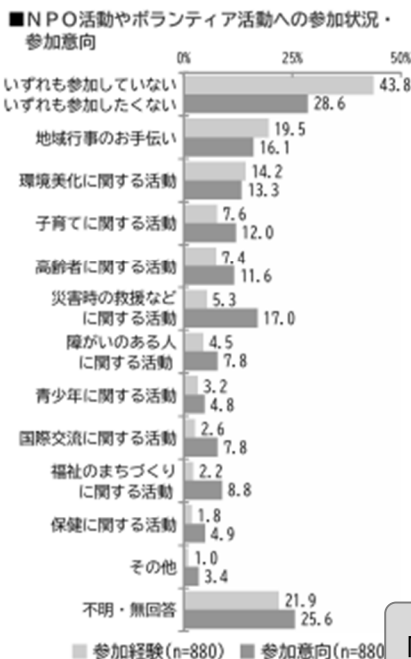
福祉について悩みごとなどがない限り、改めて考える機会が少ないと思います。いろいろな機会を活用して、地域のことや福祉のことを考える場面を、あらゆる年代の方々に提供していくことが大事だと思います。

「施策の方向」ごとに、それぞれの登場人物の立場から、「尾張旭市の地域福祉ストーリー」を掲載しています。

市民アンケートや団体へのヒアリングにおける市民の声を掲載しています。

統計やアンケート等からみる状況

- 本市の人口は、近年横ばいで推移してきましたが、今後は減少していくことが見込まれています。高齢化率は上昇し続けており、少子高齢化が進んでいます。このような中、地域における支え合い、助け合い活動においても担い手の高齢化や活動者の固定化がみられるようになっていきます。
- 団体ヒアリング調査においても、活動上の課題として会員の高齢化や活動者の減少により活動の継続が難しいことが挙げられています。（P27 参照）
- 市民アンケート調査によると、NPO活動やボランティア活動への参加状況について、4割以上が参加していない状況です。参加状況と参加意向を比較すると、現在参加している人が比較的多い環境美化に関する活動と地域行事の活動以外の項目で参加意向が上回っています。参加意向があっても参加につなげていない人へのアプローチが求められます。
- また、全国的に高齢人口が増加し、生産年齢人口が減少する中、介護現場を中心に福祉人材の確保が大きな課題となっています。本市においても、人材の育成や定着に向けた取組が一層求められます。



「施策の方向」ごとに、統計や市民アンケート等からみる尾張旭市の現状・課題を掲載しています。

尾張旭市の状況を受けて取り組むことを、行政・社協、市民の役割ごとに掲載しています。

施策1-2-1 地域で活動する人材の確保・育成

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 1 | 担い手の発掘に向けた情報発信及び情報収集 | <p>ボランティアや地域活動の担い手を発掘するため、団体や活動内容、養成講座などに関する情報を発信し、参加を促進します。また、新たな担い手が参加しやすくなるよう、活動の条件やニーズに関する情報を収集し、環境の整備につなげます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターニュースなどによる市民活動情報の提供（市民活動課） ・子育て託児・応援ボランティアのPRと支援者の募集（こども家庭課） ・ファミリー・サポート・センター会員登録説明会の実施（こども家庭課） ・社協だより、あさひ*ぼらナビ、ホームページなどによるボランティア情報の提供（社協） ・興味や魅力のあるボランティア養成講座の開催（社協） |
| 2 | 担い手の発掘のための講座などの開催 | <p>新たなボランティアや地域活動などの担い手の確保と育成をするため、活動への参加のきっかけとなる講座や体験事業などを実施します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に役立つ講座の開催（市民活動課） ・地域におけるボランティアや支援の担い手の発掘と育成（市民活動課・地域福祉課・長寿課） ・手話奉仕員養成講座の実施（地域福祉課） ・健康づくり推進員養成講座、食育ラボ養成講座の開催（健康課） ・あさひ生活応援サポーターの確保（長寿課・社協） ・地域の支え合い活動の展開及びその支援（社協） ・ボランティア養成講座の充実（社協） |
| | 担い手の育成・活躍推進 | <p>講座や体験事業などの受講者が、実際の活動へ継続して参加できるよう、フォローアップを含めた事業を展開します。また、ボランティア活動や地域活動を牽引するリーダーや中核的な人材を育成するため、それぞれの経験や意欲に応じた活躍の機会をつくります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアサロンの充実（社協） ・ボランティア相談の充実（社協） ・コーディネート機能の充実（社協） ・ボランティアの派遣（社協） ・フォローアップ講座の開催（社協） |

行政・社協で具体的に進めていく取り組みを掲載しています。取り組み名の後に、（ ）で担当部署を記載しています。

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域で困っている人のために何が出来るか考える
- 地域で開かれる講座や研修に気軽に参加する



基本目標1のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～

基本目標ごとに、めざす姿「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」に向け、特に5年間で重点的に取り組んでいくべき「チャレンジ事業」や成果指標を設定しています。

基本目標1の達成に向けた成果指標

基本目標の達成度を測る総括的な指標として、成果指標を設定しています。

| | | | |
|-------------------------------|------------------|---|--------------|
| 自治会・町内会・子ども会などの地域活動に参加している割合※ | 令和6年度実績 29.8% | ➔ | 目標値 35.0% |
|-------------------------------|------------------|---|--------------|

※…市民アンケートで、「参加している（「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計）」と回答した人の割合

チャレンジ事業

チャレンジ事業の内容を掲載しています。

施策の方向1-2 担い手の発掘・育成

施策1-2-1 地域で活動する人材の確保・育成

| 取り組み名 | 内容 | | |
|---|---|-----------|--------|
| ○ボランティア養成講座の充実（社協） ○ボランティアサロンの充実（社協） | ○ボランティア養成講座及びボランティアサロンを開催するとともに、高齢者が生きがいとしてボランティアに参加できるよう、内容の充実に努めます。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | ボランティア養成者数（延べ人数） | 598人 | 1,000人 |

施策の方向1-3 多様な主体の参画促進

施策1-3-1 健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参画の促進

事業の進捗度を客観的に確認できるように、指標を設定しています。

| 取り組み名 | 内容 | | |
|-------------------------|---|-----------|------|
| らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課） | ○健康づくり推進員と協働し、高齢者等が仲間とともに筋力アップに取り組む「らくらく筋トレ自主グループ」の活動支援を行います。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | 活動支援をしている自主グループ数 | 67団体 | 70団体 |

しあわせみらいストーリー

Aさんはこどもの学校での福祉教育をきっかけに、地域の情報に関心を持つようになりました。身近な活動を知ることで、地域を少しずつ意識できるようになっています。

Dさんは参加しやすい仕組みや雰囲気をつくることで、若い世代や子育て世帯の参加が増え、活動の継続に手応えを感じています。

退職後に力を活かせなかったFさんも、地域で得意分野を活かせる活動に関わり、生活に張り合いが生まれました。

Hさんは授業を通じて関心を持った活動に、仲間と継続して参加できるようになり、地域の人との交流から学びや喜びを得ています。

施策・事業の展開によりめざす「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」の姿を「尾張旭市の状況」で示したストーリーのその後の姿として掲載しています。

基本目標 1

地域福祉の担い手づくり【担い手づくり】

施策の方向 1-1 「地域福祉」についての意識の醸成

【尾張旭市の状況】

ケース 01 転入世帯のAさん（30歳代女性）の場合

普段は福祉のことを意識する機会が少ない

Aさんは共働きで忙しく、日々の生活に追われる中で、地域の福祉について考えることがほとんどありません。こどもの学校では福祉教育があると聞きますが、具体的にどのような内容はわかっていません。「福祉や地域のことは、特に困りごとがなければ考えなくても大丈夫かな」と漠然と思ってしまいます。近所付き合いもないため、普段の生活では福祉や地域のことを意識する場面はほとんどなく、情報やきっかけがないまま日常が過ぎていきます。

市民
の声

福祉について悩みごとなどがない限り、改めて考える機会は少ないと思います。いろいろな機会を活用して、地域のことや福祉のことを考える場面を、あらゆる年代の方々に提供していくことが大事だと思います。

ケース 02 障がいのあるこどもを育てるGさん（40歳代女性）の場合

障がいについて、もっとわかってもらいたい

発達に特性のあるこどもを育てるGさんは、普段からこどもが急に大きな声を出したり、集団行動が難しかったりするため、買い物や地域行事に参加するときも、周囲の人の視線や反応が気になり、外出をためらうこともあります。

身体障がいなど、外見からわかりやすい障がいについては、理解が広がりつつありますが外見でわかりにくい発達障がいや精神障がいなどについても、もっと理解が広がってほしいと感じています。

市民
の声

障がい福祉施策についてハード面だけでなく、ソフト面の充実が必要だと思います。周りの人の知識をもっと高めることが必要だと思います。

統計やアンケートなどからみる状況

- 地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域福祉や地域に関心を持ち、互いに支え合う意識を醸成することが重要です。
- 市民アンケート調査によると、市の福祉施策は充足されていると思うかについて、充足されていると感じる人の割合が不足していると感じている人の割合を上回っている一方で、わからないと感じている人が4割以上を占めて最も高くなっており、市民の福祉施策への関心が低いことが想定されます。（P25 参照）
- 福祉分野で関心があるものについて、ボランティア活動や福祉に関する教育・学習への関心は他の項目と比較して関心のある人の割合が低く、経年で比較して低下しています。（P26 参照）

施策 1-1-1 地域福祉に関する周知・啓発

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------------|--|
| 1 | 多様な媒体による地域福祉に関する情報の発信 | 地域における支え合い、助け合いの大切さや「地域共生社会」の必要性が広く市民に理解されるよう、多様な媒体や手法を活用し、より幅広い世代に効果的な情報発信や啓発を行います。 |
| | | 主な事業 ・ 広報誌、市ホームページなどによる福祉に関する情報発信（地域福祉課） ・ 民児協だよりの配布（地域福祉課） ・ 社協だよりによる地域福祉活動紹介（社協） ・ 社協ホームページによる地域福祉活動紹介（ホームページの充実）（社協） ・ 動画による地域福祉活動紹介（社協） |
| 2 | 障がいや認知症などに対する理解の促進 | 障がいのある人や認知症の人が、地域で安心して暮らせるよう、障がいや認知症に関する正しい知識の普及と理解促進を図ります。 |
| | | 主な事業 ・ 「障害者差別解消法」の周知・啓発（地域福祉課） ・ ヘルプカード・ヘルプマークの作成・普及（地域福祉課） ・ 認知症サポーター養成講座の開催（長寿課・社協） |
| 3 | 福祉イベントなどの開催支援 | 市民が福祉への理解を深め、体験や交流を通じて地域福祉や福祉活動への参加意欲を高められるよう、福祉に関するイベントや講演会などを開催します。 |
| | | 主な事業 ・ 社協が開催する福祉イベントへの支援（地域福祉課） ・ 福祉マインドフェアの充実（社協） ・ 社会福祉大会の充実（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 広報や掲示板、ホームページ・SNSなどで福祉に関する情報を見かけたら、気にとめる
- 地域で行われる福祉に関するイベントや講座に、気軽に参加する
- 認知症や障がいについて正しく理解する



施策 1-1-2 福祉教育の充実

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|----------------|--|
| 1 | 学校と連携した福祉教育の推進 | 次代を担う子どもが福祉への理解を深め、思いやりや支え合いのこころを育むことができるよう、学校と連携して福祉教育を推進します。福祉に関する体験学習や講座を通じて、子どもが福祉やボランティア活動に主体的に関わるきっかけづくりを行います。 |
| | | 主な事業 ・福祉実践教室の開催（社協） ・福祉協力校事業の充実（社協） |
| 2 | 地域における福祉教育の推進 | 住民一人ひとりが、年齢や立場を問わず福祉への理解を深められるよう、地域に根ざした福祉教育を推進します。福祉施設やボランティア団体、地域活動団体などと連携し、住民が福祉を自分ごととして学び、体験できる機会の充実を図ります。 |
| | | 主な事業 ・障がい者福祉、高齢者福祉、健康づくりに関する出前講座の実施（地域福祉課、長寿課、健康課） ・福祉教育講座の充実（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 家庭や地域、学校でこどもの頃から福祉のこころを育む
- 地域や学校で行われる福祉に関する講座や研修会などに参加する

【尾張旭市の状況】

ケース03 地域活動に積極的なDさん（70歳代男性）の場合

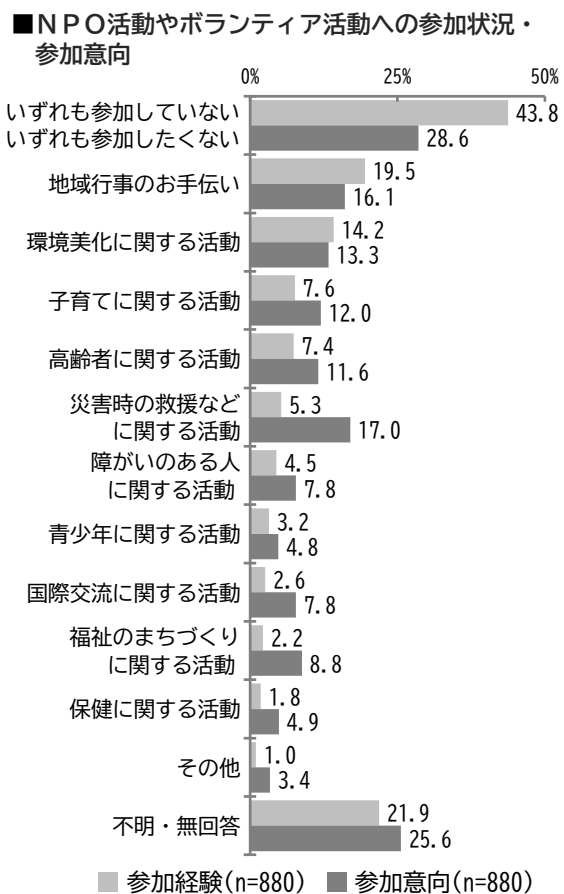
地域活動への参加者不足で活動の継続が難しい

Dさんは地域の福祉活動や行事の運営に長く関わっていますが、ボランティアとして新たに参加する人が少なく、活動を継続するのが難しい状況です。もともと参加していたメンバーの高齢化が進んでおり、運営の負担が一部に集中しています。一方で、若い世代の参加はあまり見られず、ボランティア活動に携わる人材の確保や育成も十分ではありません。活動を続けたい思いはあるものの、人手不足の状態が続き、次の世代に引き継ぐための仕組みや機会が十分に整っていない状態です。

市民の声 | 地域行事の運営側のスタッフの高齢化などに伴い、ボランティアを募るがなかなか増えません。ボランティア活動に携わる若い方の確保や育成が必要だと感じています。

統計やアンケートなどからみる状況

- 本市の人口は、近年横ばいで推移してきましたが、今後は減少していくことが見込まれています。高齢化率は上昇し続けており、少子高齢化が進んでいます。このような中、地域における支え合い、助け合い活動においても担い手の高齢化や活動者の固定化がみられるようになっていきます。
- 団体ヒアリング調査においても、活動上の課題として会員の高齢化や活動者の減少により活動の継続が難しいことがあげられています。
- 市民アンケート調査によると、NPO活動やボランティア活動への参加状況について、4割以上が参加していない状況です。参加状況と参加意向を比較すると、現在参加している人が比較的多い環境美化に関する活動と地域行事の活動以外の項目で参加意向が上回っています。参加意向があっても参加につなげていない人へのアプローチが求められます。
- また、全国的に高齢人口が増加し、生産年齢人口が減少する中、介護現場を中心に福祉人材の確保が大きな課題となっています。本市においても、人材の育成や定着に向けた取り組みが一層求められます。



施策1-2-1 地域で活動する人材の確保・育成

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 1 | 担い手の発掘に向けた情報発信及び情報収集 | ボランティアや地域活動の担い手を発掘するため、団体や活動内容、養成講座などに関する情報を発信し、参加を促進します。また、新たな担い手が参加しやすくなるよう、活動の条件やニーズに関する情報を収集し、環境の整備につなげます。 |
| | | 主な事業 ・ 市民活動支援センターニュースなどによる市民活動情報の提供（市民活動課） ・ 子育てボランティア登録・研修会の実施（こども家庭課） ・ 社協だより、あさひ*ぼらナビ、ホームページなどによるボランティア情報の提供（社協） ・ 興味や魅力のあるボランティア養成講座の開催（社協） |
| 2 | 担い手の発掘のための講座などの開催 | 新たなボランティアや地域活動などの担い手の確保と育成をするため、活動への参加のきっかけとなる講座や体験事業などを実施します。 |
| | | 主な事業 ・ 市民活動に役立つ講座の開催（市民活動課） ・ 地域におけるボランティアや支援の担い手の発掘と育成（市民活動課、地域福祉課、長寿課） ・ 手話奉仕員養成講座の実施（地域福祉課） ・ 健康づくり推進員養成講座、食育ラボ養成講座の開催（健康課） ・ あさひ生活応援サポーターの確保（長寿課、社協） ・ 地域の支え合い活動の展開及びその支援（社協） ・ ボランティア養成講座の充実（社協） |
| 3 | 担い手の育成・活躍推進 | 講座や体験事業などの受講者が、実際の活動へ継続して参加できるよう、フォローアップを含めた事業を展開します。また、ボランティア活動や地域活動を牽引するリーダーや中核的な人材を育成するため、それぞれの経験や意欲に応じた活躍の機会をつくります。 |
| | | 主な事業 ・ ボランティアサロンの充実（社協） ・ ボランティア相談の充実（社協） ・ コーディネート機能の充実（社協） ・ ボランティアの派遣（社協） ・ フォローアップ講座の開催（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域で困っている人のために何ができるか考える
- 地域で開かれる講座や研修に気軽に参加する



施策 1-2-2 支援に関わる人材の確保・育成

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|------------------|---|
| 1 | 人材の確保と定着に向けた支援 | 新たな福祉専門職の人材を確保するため、資格取得費用の助成や入門的な研修などを継続的に実施します。また、人材の定着を図るため、事業者向け研修の実施やICTを活用した業務効率化など、働きやすい職場環境の整備に向けた支援を行います。さらに、将来の福祉を担う人材を確保するため、若年層を対象とした仕事の魅力発信や普及・啓発を行います。 |
| | | 主な事業 ・ 障害福祉サービス等従事者研修費助成事業（地域福祉課） ・ 人材育成研修の実施（地域福祉課） |
| 2 | 専門性の向上とキャリアアップ支援 | 民間の保健福祉サービス提供事業者が良質なサービスを安定的に供給できるよう、研修会などの開催により福祉専門職などの専門性向上とキャリアアップを支援します。また、多様化・複雑化したケースに対応する市・社協職員などが、他機関へのつなぎや課題解決への提案を行うコーディネート力を高めるため、研修などを実施します。 |
| | | 主な事業 ・ 虐待防止研修の実施（地域福祉課） ・ 研修などによるケアマネジャー及び地域包括支援センター職員の資質向上（社協） ・ ケアマネジャーの事業所内部研修の実施（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 福祉に関する仕事や職業について興味を持つ



施策の方向1-3 多様な主体の参画促進

【尾張旭市の状況】

ケース04 定年退職後のFさん（60歳代男性）の場合

経験や知識を活かす場が見つからない

Fさんは長年の仕事で培った知識やスキルがありますが、定年退職後は活かす場がなくなり、日々の生活は単調になっています。地域で自分の力を還元したいと思っても、これまで地域とあまりつながりがなかったため、どのような活動があるのか、どう関わればよいのかわからない状態です。

市民
の声

高齢の親が免許を返納し、外出する機会が減り、社会的ではないので家に閉じこもってばかりです。高齢者が生きがいを持って自主的に活動できる場所がもっと近くにあったらいいと思います。

ケース05 大学生のHさん（20歳代女性）の場合

地域活動に関心はあるが、次の一歩がわからない

Hさんは大学の授業の一環で地域の多世代交流サロンに参加し、高齢者や子どもたちと交流する活動を体験しました。その経験で地域活動に関心を持ちましたが、授業での活動が終了すると、どのように関わりを続けられればよいのか手がかりがありません。興味を持った活動に一步踏み出せずにいます。

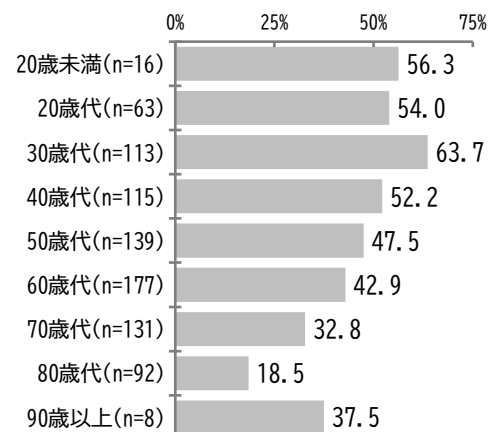
市民
の声

市内に大学や短期大学があるので、学生など若い世代を地域活動にまき込めないか。

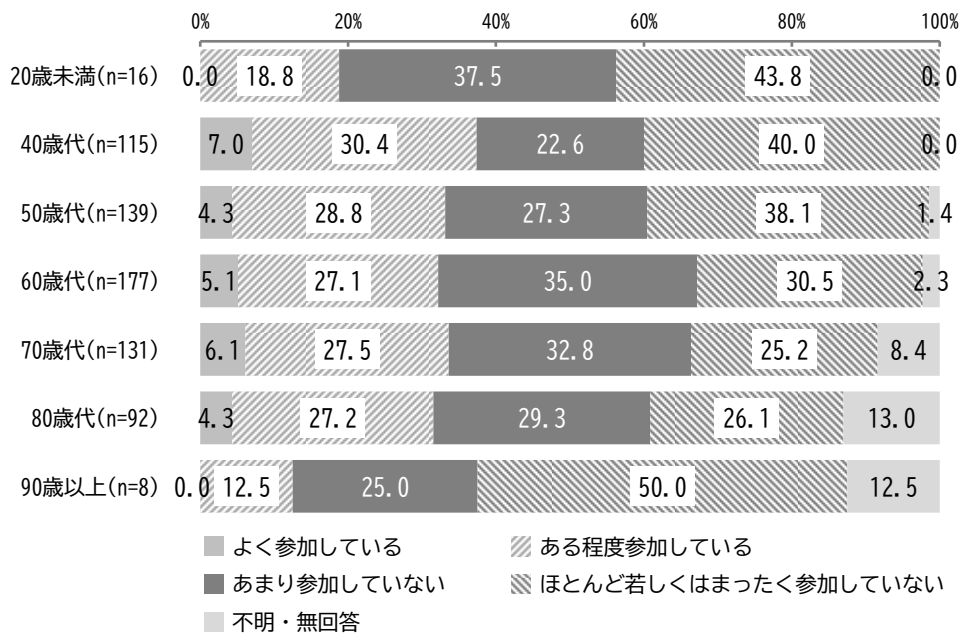
統計やアンケートなどからみる状況

- 今後、人口減少に伴い地域における担い手不足が懸念される中、地域福祉を活性化させるためには、高齢者や若者まで幅広い市民の参画を促すとともに、NPOや企業などの多様な主体との協働を進めていくことが求められます。
- 市民アンケート調査によると、福祉以外の分野で関心のあることや参加してみたい活動について、経年で比較してすべての分野で関心が高まっています。福祉分野以外とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。（P23 参照）
- 同調査によると、NPO活動やボランティア活動の参加状況について、40歳代までの参加していない割合が高くなっており、若い世代の参加促進が課題となっています。

■ NPO活動やボランティア活動に参加していない人の割合（年齢別）



■自治会・町内会、子ども会などの地域活動への参加の程度（年齢別）



施策1-3-1 健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参画の促進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------------|--|
| 1 | 生きがいづくりを通じた社会参画の促進 | 市民が趣味や関心、特技を活かし、生きがいを感じながら地域活動や社会貢献に取り組めるよう支援します。また、活動参加の機会を広げる情報提供や制度整備、団体や地域との連携を通じて、誰もが安心して継続できる体制を整備します。 |
| | | 主な事業 ・就労に困難を抱える人への横断的な支援（地域福祉課） ・多様な学習活動を行う公民館講座の実施（生涯学習課） ・市民が講師となり自らの知識や特技を教える市民塾の実施（生涯学習課） ・ボランティアサロンの開催（社協） ・男性サロンの充実（社協） |
| 2 | 健康づくりを通じた社会参画の促進 | 市民が健康づくりを通じて、地域活動や社会貢献につながる活動に取り組めるよう支援します。 |
| | | 主な事業 ・あさひ健康マイスター事業（健康都市・スポーツ課） ・らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課） ・らくらく脳の健康教室（認知症予防プログラム）の充実（長寿課、社協） ・脳トレ自主グループの活動支援（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 自分の趣味や特技を活かして、地域サークルや交流の場に参加する
- 活動の参加者としてだけでなく、ちょっとしたお手伝いやサポート役としても関わる



施策 1-3-2 若者の地域福祉活動への参加促進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|------------------------|---|
| 1 | 学校・教育現場からの地域福祉活動への参加促進 | こども・若者の地域福祉活動への参加を促進するため、学校や教育現場と連携し、授業や体験学習、学校行事などを通じて、地域福祉活動に参加する機会を充実します。 |
| | | 主な事業 ・特色ある学校づくり推進事業による地域の特色を活かした教育の実施（学校教育課） ・協定を締結している学校との連携強化（社協） ・学校が実施する福祉活動への支援（社協） ・福祉教育講座の開催（社協） ・地域福祉アドバイザーとの連携強化（社協） |
| 2 | 若者・学生の地域活動参画機会の拡充 | 大学・専門学校などとの協働事業や協定などを活用した、学生の地域福祉活動への参画を促進します。また、地域福祉活動への主体的な参画を希望する学生などに対しては、実践の機会を広げるため、必要な情報提供や支援を行います。 |
| | | 主な事業 ・学生など若い世代が市民活動に参加しやすい仕組みづくり（市民活動課） ・まちづくり活動貢献学生認定制度の実施（市民活動課） ・ジュニアリーダーズクラブなどへの参加促進（社協） ・赤い羽根共同募金の学校募金における普及（社協） ・児童生徒学生の地域福祉活動への参加促進（社協） ・青少年ボランティア活動の促進（社協） ・学生が運営する高齢者サロンの支援（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 学校で学んだことをきっかけに、地域活動に参加する
- 地域の行事や活動に若者が参加しやすいように、積極的に声をかける



施策1-3-3 企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 企業やNPOなどとの連携の充実 | 協働事業や協定などを活用した、民間企業などの地域福祉活動への参加を促進します。また、企業やNPOなどが地域における社会貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備や情報提供などの支援を行います。 |
| | | 主な事業 <ul style="list-style-type: none">・日本赤十字社愛知県支部との地域活動の連携（地域福祉課）・アダプトプログラムの推進（土木管理課）・市内事業所に対する地域福祉活動への参加促進（社協）・連合愛知との連携強化（社協）・尾張旭市青年会議所との連携強化（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 企業や団体が地域貢献として取り組む活動に参加する

基本目標 1 のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～



基本目標 1 の達成に向けた成果指標

| | | | |
|-----------------------------------|------------------|---|--------------|
| 自治会・町内会・子ども会などの 地域活動に参加している割合※ | 令和6年度実績 29.8% | ➔ | 目標値 35.0% |
|-----------------------------------|------------------|---|--------------|

※…市民アンケートで、「参加している（「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計）」と回答した人の割合



チャレンジ事業

施策の方向 1-2 担い手の発掘・育成

施策 1-2-1 地域で活動する人材の確保・育成

| 取り組み名 | 内容 | | |
|---|--|-----------|---------|
| ○ボランティア養成講座の充実（社協） ○ボランティアサロンの充実（社協） | ○ボランティア養成講座及びボランティアサロンを開催するとともに、高齢者が生きがいとしてボランティアに参加できるように、内容の充実に努めます。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | ボランティア養成者数（延べ人数） | 598 人 | 1,000 人 |

施策の方向 1-3 多様な主体の参画促進

施策 1-3-1 健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参画の促進

| 取り組み名 | 内容 | | |
|-------------------------|--|-----------|-------|
| らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課） | ○健康づくり推進員と協働し、高齢者などが仲間とともに筋トレに取り組む「らくらく筋トレ自主グループ」の活動支援を行います。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | 活動支援をしている自主グループ数 | 67 団体 | 70 団体 |

施策 1-3-2 若者の地域福祉活動への参加促進

| 取り組み名 | 内容 | | |
|-------------------------|--|-----------|---------|
| 児童生徒学生の地域福祉活動への参加促進（社協） | ○社協が実施する行事やイベントに学生が参加しやすいよう、周知方法や内容の充実に努めます。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | 社協が実施する行事への児童生徒学生のボランティアの参加者数 | 54 人／年 | 120 人／年 |

しあわせみらいストーリー

Aさんはこどもの学校での福祉教育をきっかけに、地域の情報に関心を持つようになりました。身近な活動を知ることで、地域を少しずつ意識できるようになっています。

Dさんは参加しやすい仕組みや雰囲気をつくることで、若い世代や子育て世帯の参加が増え、活動の継続に手応えを感じています。

退職後に力を活かせなかったFさんも、地域で得意分野を活かせる活動に関わり、生活に張り合いが生まれました。

Hさんは授業を通じて関心を持った活動に、仲間と継続して参加できるようになり、地域の人との交流から学びや喜びを得ています。

基本目標 2

隣近所や地域の力による福祉活動の展開【地域づくり】

施策の方向 2-1 住民主体の地域福祉活動の推進

【尾張旭市の状況】

ケース 06 転入世帯 A さん（30 歳代女性）の場合

自治会や町内会の活動が身近に感じられない

A さんは最近引っ越してきたばかりで、自治会には加入していません。活動の内容やメリットが十分にわからず、地域の行事や福祉活動にどのように関われるかイメージできない状態です。

市民
の声

自治会、町内会の現状として脱会していく世帯が年々増加しており、新規加入もほとんどありません。自治会、町内会のメリットをもっと PRしないと福祉の面でも影響が出ると思います。

ケース 07 会社員 B さん（30 歳代男性）の場合

日常の制約の中で参加の工夫が必要

B さんは地域活動に関心がありますが、日中は仕事や子育てで忙しく、決まった日時の活動には参加しにくい状況です。それでも、自分の生活に合わせてできることから関われる仕組みや、負担を抑えた柔軟な参加方法があれば、無理なく地域活動に関わり、子どもや家族との生活とも両立しながら貢献できるのではないかと考えています。

市民
の声

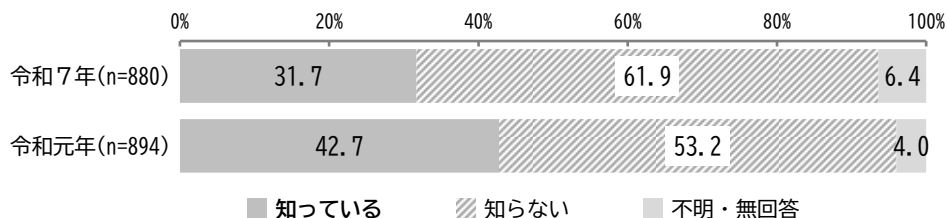
日中に仕事をしているので自由な時間が少なく、“この日時にこの場所で”という活動に参加できません。何かできることがあれば協力したいのですが、自分の生活で精一杯です。

統計やアンケートなどからみる状況

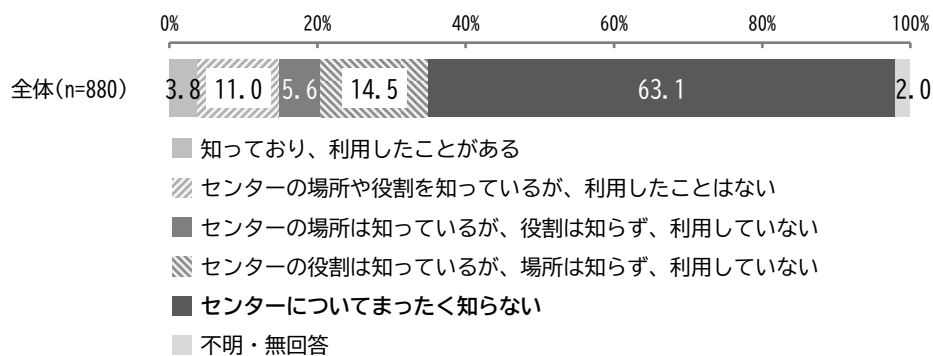
- 高齢化の進行などにより、地域で支援を必要とする人が増加する中、住みなれた地域で安心して生活をしていくためには地域における支え合いや助け合いをより一層推進していくことが求められています。
- 一方で、少子高齢化による家族構成やライフスタイルの変化などにより、地域社会における住民同士の人間関係が希薄になっている傾向があります。市民アンケート調査においても、近所付き合いの希薄化がみられ、近所における周囲の人の手助けや協力、支援が必要だと思われる家庭の有無について、わからない人が 4 割以上を占めています。（P21・23 参照）
- 町内会や子ども会、シニアクラブへの加入率はいずれも減少傾向にあり、地域コミュニティの基盤が弱まりつつあります。（P19 参照）
- 地域ごとに人口規模や高齢化の状況、地域資源が異なるため、小学校区ごとに校区社協を組織し、住民主体の地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めています。一方で、市民アンケート調査によると、校区社協の認知度は低下しており、周知や広報が必要です。

- 同調査によると、市民活動やボランティア活動を支える拠点である市民活動支援センターやボランティアセンターについて、まったく知らない人が6割以上を占めており、利用したことがある人は1割にも満たない状況です。

■校区社協の認知度（経年比較）



■市民活動支援センター及びボランティアセンターの認知度・利用状況



施策2-1-1 地域組織への支援

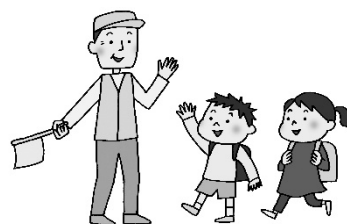
【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------|---|
| 1 | 地域組織の周知と加入促進 | 自治会未加入者や転入者の自治会への加入を促進するため、活動内容などの情報提供や、自治会が行う啓発活動の支援を行います。また、シニアクラブなどについても活動の周知など、会員を増やすための取り組みを支援します。 |
| | | 主な事業 ・自治会などと連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進（市民活動課） ・リーフレットなどを通じた地域のつながりの必要性の周知（市民活動課） ・ワーク・ライフ・バランスの普及による地域活動への参加の拡大（暮らし政策課、産業課） ・シニアクラブを通じた地域社会への参加の働きかけ（長寿課） |
| 2 | 地域組織の活動支援 | 自治会やシニアクラブ、子ども会をはじめとする地域組織に対して、情報提供やICTの活用促進など、活動の支援を行います。 |
| | | 主な事業 ・自主防災組織の防災力向上及び防災体制の充実のための支援（危機管理課） ・自治会などが実施するコミュニティ活動の支援（市民活動課） ・各公民館における校区担当職員の配置による自治会等活動の支援（市民活動課、生涯学習課） ・シニアクラブへの加入促進（長寿課） ・子ども会への支援（こども未来課） ・消防団の活動支援の推進（消防総務課） ・少年少女消防団の活動支援の推進（予防課） ・女性消防クラブの活動支援の推進（予防課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 自治会活動に参加する
- シニアクラブや子ども会などに参加する
- 隣近所の人や友だちと誘い合って、地域行事に参加する



施策2-1-2 身近な支え合いの仕組みの充実

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 地域における見守りの推進 | <p>こどもや高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人が安心して暮らせるよう、地域における住民同士のつながりや関係機関・団体との連携による見守り活動を促進し、見守りネットワークの強化を図ります。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による各種実態調査の実施（地域福祉課、長寿課、こども未来課） ・地域の見守りネットワークづくり（社協） ・友愛訪問の充実（社協） ・高齢者実態把握調査の実施による孤立者の発見・見守り（社協） |
| 2 | 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進 | <p>地域における防犯力や交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室や情報提供などによる啓発を行うとともに、防犯活動に取り組む住民を支援します。また、地域、学校、関係機関・団体と連携した見守り活動を推進します。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール隊に対する防犯啓発品の配布（市民活動課） ・「かけこみ110番の家」の登録数の管理（市民活動課） ・保育園、小・中学校における交通安全教室の実施（市民活動課） ・スクールガード、少年センター、警察、保護者などと連携した見守り活動（市民活動課、学校教育課） ・地域包括支援センター職員や地域相談窓口職員の訪問による状況把握と警察への通報（社協） ・校区社協、各種ボランティア団体などとの連携（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 隣近所の人と積極的にあいさつする
- 隣近所の高齢者のひとり暮らし世帯など、見守りが必要な世帯は地域みんなで見守る
- こどもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、地域みんなで見守る



施策2-1-3 ボランティア・市民活動団体の活動支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | 活動のコーディネート・マッチング支援の充実 | ボランティア活動や市民活動団体の活発化を図るため、ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアの受け入れ側とのコーディネートや地域ニーズの把握、情報提供などを行います。また、ボランティアコーディネーターの養成や資質向上を図ります。 |
| | | 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターとボランティアセンターとの連携によるコーディネートの実施（市民活動課、社協） ・ボランティアコーディネーターの養成（社協） ・ボランティアコーディネーターの資質向上（社協） ・ボランティアニーズ調査の実施（社協） |
| 2 | ボランティア・市民活動団体の情報発信（広報）に関する支援 | ボランティア活動や市民活動への参加の促進を図るため、市内で活動する団体の情報を収集し、多様な媒体を活用して市民にわかりやすく発信します。 |
| | | 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページなどを活用した活動団体の活動の広報、周知（市民活動課） ・NPO相談の実施（市民活動課） ・各団体活動の社協ホームページでの周知（社協） ・あさひ＊ぼらナビの発行（社協） ・校区社協だよりの発行支援（社協） ・ボランティア尾張あさひの発行支援（社協） ・ボランティア登録の促進（社協） ・動画によるボランティア活動の周知（社協） |
| 3 | 団体間の交流の促進 | 市内で活動するボランティア団体や市民活動団体が互いに情報や経験、ノウハウを共有し、連携・協力できるよう、交流の場やネットワークづくりを支援します。 |
| | | 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体連絡協議会の支援（市民活動課） ・ボランティア連絡協議会の支援（社協） ・ボランティア団体へボランティア連絡協議会への加入促進（社協） |

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------------|---|
| 4 | ボランティア・市民活動団体の活動基盤の強化 | <p>ボランティア団体や市民活動団体が継続的に活動できるよう、活動場所の提供、必要な機材や資材の貸出、活動資金の支援など、活動基盤の整備を支援します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体への助成金の交付（市民活動課） ・相談事業の実施（市民活動課） ・市民活動団体同士の交流会の開催協力（市民活動課） ・市民活動講座やボランティア体験などができる講座の開催（市民活動課） ・市民活動支援センター実施事業の充実（市民活動課） ・日本語ボランティア団体の活動支援（暮らし政策課） ・障害者団体活動費補助金の交付（地域福祉課） ・シニアクラブのボランティア活動への支援（長寿課） ・ボランティア活動に対する相談の充実（社協） ・福祉のまちづくり推進助成事業による福祉活動への助成金の交付（社協） ・ボランティア団体などの活動支援（社協） ・ボランティア連絡協議会加入団体に対する運営費の補助・備品の貸出（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- ボランティア活動など地域で行われている活動に関心を持つ
- 友だちや仲間と誘い合ってボランティア活動を行う
- ボランティア・市民活動団体は、活動内容をPRする

施策2-1-4 校区社協の活動支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|---------------------|---|
| 1 | 校区社協の情報発信(広報)に関する支援 | 地域福祉活動の基盤となる校区社協への住民の加入を促進するため、校区社協の活動内容などについて多様な媒体を活用して市民にわかりやすく発信します。また、校区社協の情報発信力の向上を図ります。 |
| | | 主な事業 ・校区社協への加入促進(社協) ・社協会員の加入促進(社協) ・校区社協だよりの充実(社協) ・社協ホームページによる校区社協活動の周知(社協) |
| 2 | 校区社協の活動基盤の充実 | 校区社協の活動を活性化するため、活動場所の提供や必要な機材・資材の貸出、活動資金の支援、各校区間の交流機会の提供など、活動基盤の整備を支援します。 |
| | | 主な事業 ・校区社協に対する運営費の補助・備品の貸出(地域福祉課、社協) ・校区社協が行う行事の支援(社協) ・校区社協の活動支援(社協) ・校区社会福祉推進連絡協議会の活動支援(社協) |

【市民の取り組み】

例えば…

- 校区社協だよりを読む
- 校区社協のイベントや活動に参加する



施策の方向 2-2 地域の交流の場や居場所の整備

【尾張旭市の状況】

ケース 08 中学生のCさん（10歳代男性）の場合

地域で気軽に集まれる場所がほしい

Cさんは、中学に進学してから「友達と遊んだり、勉強したりできる場所があったらいいのにな」と思っています。地域に公民館や集会所、児童館などがあるのは見たことがありますが、自分たちが利用できるのか、またどうやって利用したらいいのかわかりません。

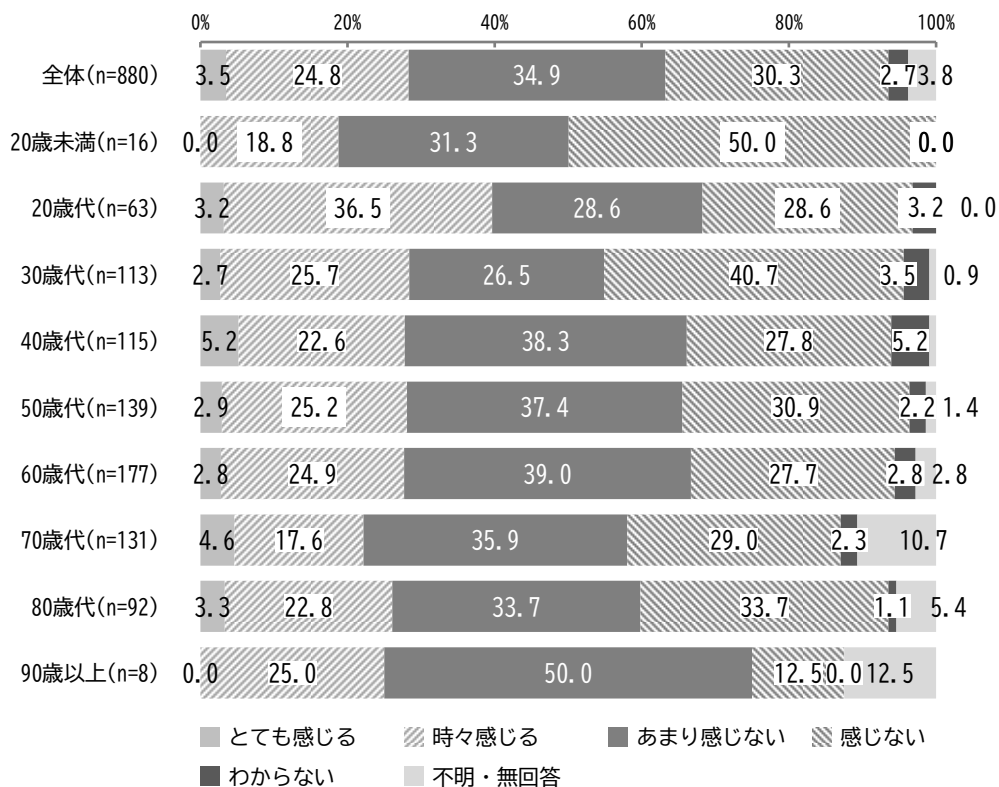
市民
の声

せっかく地域に公民館があるのに、利用しているのは高齢者がほとんどで、子どもや若者には活用されていません。もっと子どもや若者も集う場所になれば、自然と地域のつながりや多世代の交流ができると思います。

統計やアンケートなどからみる状況

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観などの多様化により、家族や地域におけるふれあいやつながりが希薄化し、孤立や孤独を抱える人が増えやすい状況にあります。
- 市民アンケート調査によると、孤立感や孤独感を感じたことがある人は約3割となっており、20歳代では他の年代と比べて孤立や孤独を感じたことがある人の割合が高い傾向にあります。

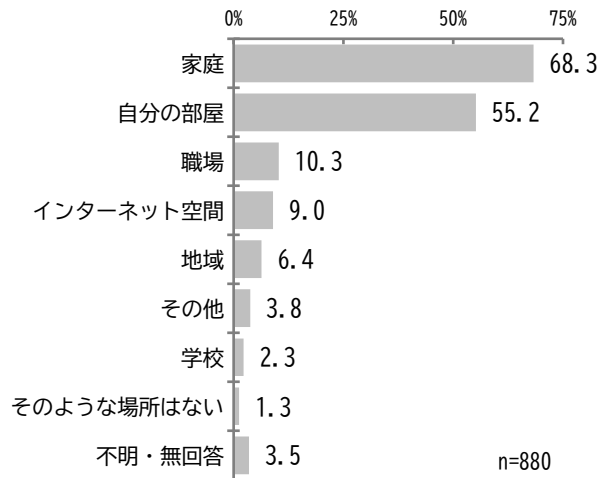
■ 孤立感や孤独感を感じたことがあるか（年齢別）



● 同調査によると、居場所と思える場所について、家庭や自分の部屋が多くを占め、地域に居場所があると思える人は1割にも満たない状況です。また、居場所と思える場所がない人も一定数存在しています。

● 地域における日常的な交流の場や気軽に集える居場所づくりは、孤立や孤独の防止、課題を抱えた人の早期発見にもつながる大切な活動であり、引き続き充実に向けた取り組みが必要です。

■居場所と思える場所はどこか



施策2-2-1 多様な居場所の充実

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 公共施設の居場所としての活用の促進 | 公共施設を住民の居場所として活用できるよう、施設の開放や必要な設備・備品の提供、利用方法の周知などを行います。 |
| | | 主な事業 ・コミュニティ施設、老人いこいの家、公民館の管理・充実（暮らし政策課、長寿課、生涯学習課） ・気軽に集える場づくり（長寿課） ・三郷駅周辺まちづくり事業（三郷駅周辺整備推進室） |
| 2 | 地域における交流の場・機会の充実 | 地域住民が気軽に集まり、交流や学びを深められるよう、サロンやサークル活動、イベントなどへの支援を行い、地域コミュニティの活性化を目的とした居場所づくりを推進します。 |
| | | 主な事業 ・スポーツ推進委員による地域スポーツの推進（健康都市・スポーツ課） ・スポーツクラブあさびー（健康都市・スポーツ課） ・自治会等活動の情報提供（市民活動課） ・地域で開催する青空市の支援（市民活動課） ・ごちゃまぜ運動会の開催（地域福祉課） ・“Asa”lympic～ユニバーサルスポーツを楽しもう！の開催（地域福祉課） ・高齢者サロンの開催（長寿課） ・子育て支援センターにおける子育て講座や各種サロンの実施（こども家庭課） ・子ども食堂の支援（こども家庭課、社協） ・【再掲】多様な学習活動を行う公民館講座の実施（生涯学習課） ・地域ふれあい講座の開催（生涯学習課） ・各種サロン（ふれあいサロン、子育てサロンなど）の普及（社協） ・あさひ支えあいサロン開設助成事業の普及（社協） |
| 3 | 安心して過ごせる居場所づくり | 社会的孤立の状態にある人や不安や悩みを抱える人及びその家族が安心して過ごしたり、同じ悩みも持つ人同士が交流したりできる居場所づくりを推進します。 |
| | | 主な事業 ・不登校の児童生徒を抱える保護者などの居場所づくり（地域福祉課） ・教育支援ルームの設置（学校教育課） ・不登校や発達障がい児、その家族が過ごす居場所の支援（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域の公民館、集会所、老人いこいの家、公園などを活用する
- 家族や友達を誘って、地域の交流の場や居場所に参加する



施策2-2-2 多世代交流の促進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|------------------|---|
| 1 | 多世代交流拠点の整備 | こどもから高齢者まで、多世代が集える拠点となる施設の整備を行います。居心地の良い空間づくりや設備の充実を通じて、地域住民が継続的に集える場を提供します。 |
| | | 主な事業 ・「多世代交流館いきいき」の活用促進（長寿課） ・【再掲】三郷駅周辺まちづくり事業（三郷駅周辺整備推進室） |
| 2 | 地域における多世代交流機会の充実 | 世代を超えた交流を促進するため、多世代が参加できるイベントや地域行事の充実を図ります。 |
| | | 主な事業 ・自治会などが企画・実施するイベント、行事の支援（市民活動課） ・保育園におけるシニアクラブ、福祉事業所などとの交流事業の推進（保育課） ・敬老ふれあい事業の充実（社協） ・ふれあい運動会やふれあいウォーキング大会への協力（社協） ・ふれあい昼食会、手作り弁当友愛訪問の充実（社協） ・学校を会場としたサロンへの支援（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域のあらゆる世代と一緒に参加できるイベントや行事に参加する
- 地域のみんなでこどもの見守りや子育て支援に取り組む



基本目標2のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～

基本目標2の達成に向けた成果指標

| | | | |
|---------------------------------|---------|---|-------|
| NPO活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合※1 | 令和6年度実績 | ➔ | 目標値 |
| | 34.3% | | 40.0% |
| 近所付き合いをしている市民の割合※2 | 令和6年度実績 | ➔ | 目標値 |
| | 19.6% | | 25.0% |

※1…市民アンケートで、「NPO活動やボランティア活動に参加したことがある（全体から「いずれも参加していない」と「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合

※2…市民アンケートで、「親しく付き合っている（「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」の合算）」と回答した人の割合

チャレンジ事業

施策の方向2-1 住民主体の地域福祉活動の推進

施策2-1-3 ボランティア・市民活動団体の活動支援

| 取り組み名 | 内容 | | |
|--------------------------|--|-----------|--------|
| 市民活動支援センター実施事業の充実（市民活動課） | ○ボランティア団体の設立、事業運営、法人設立、会計税務などNPO活動に関する相談を行います。 | | |
| | ○ボランティアセンターとの連携により活動相談を行います。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| 市民活動支援センターの登録団体会員数 | 1,814人 | 1,850人 | |
| ボランティア登録の促進（社協） | ○社協ホームページでボランティアグループの情報提供を行い、参加を促進します。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | ボランティアセンターへの登録者数 | 1,488人 | 1,800人 |

施策2-1-4 校区社協の活動支援

| 取り組み名 | 内容 | | |
|----------------|---|-----------|------|
| 校区社協への加入促進（社協） | ○校区社協の活動内容について、ホームページなどを活用して市民にわかりやすく発信します。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | 校区社協会員数 | 635人 | 700人 |

施策の方向2-2 地域の交流の場や居場所の整備

施策2-2-1 多様な居場所の充実

| 取り組み名 | 内容 | | |
|--|--|--------------|--------------|
| コミュニティ施設、 老人いこいの家、公 民館の管理・充実(暮 らし政策課、長寿課、 生涯学習課) | ○住民が交流や活動を行うことができる居場所として、公共施設などを活用できるよう管理するとともに、利便性の向上を図ります。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 施設利用者数 | 1,134,879人/年 | 1,160,000人/年 |
| 各種サロン(ふれあ いサロン、子育てサ ロンなど)の普及(社 協) | ○サロンの活動内容などについて積極的に広報・周知し、参加を呼びかけます。 | | |
| | ○地域に働きかけ、サロンの設置数を増やします。 | | |
| | ○あさひ支えあいサロン開設助成事業を積極的に周知し、新たなサロンを開設できるよう支援します。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 社協が把握している各種サロンの設置か所数 | 31か所 | 60か所 |

施策2-2-2 多世代交流の促進

| 取り組み名 | 内容 | | |
|--|------------------------------------|-----------|--------|
| 自治会などが企画・ 実施するイベント、 行事の支援(市民活 動課) | ○地域で行われている活動の紹介を市ホームページなどで情報発信します。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 自治会などに関する情報の市ホームページなどの更新・情報発信回数 | 45回/年 | 100回/年 |

しあわせみらいストーリー

Aさんは、自治会に加入し、都合のつく範囲で自治会活動に参加しはじめることで、回を重ねるうちに近所の方と顔見知りになり、地域とのつながりができてきています。

Bさんは休日に家族も一緒に参加できる行事や短時間のボランティア活動を選んで参加しはじめました。負担の少ない関わり方でも、地域の方と交流できる機会を持つことで、「無理なく参加できる」という安心感を得られるようになりました。

Cさんは、放課後に公民館などの公共施設で友だちと勉強したり、遊んだりするようになりました。地域の方と関わる機会が増え、家族も安心してこどもを送り出せるようになっていきます。

基本目標 3

包括的な支援体制の構築と福祉サービスの充実【しくみ・体制づくり】

施策の方向 3-1 多様な課題に対応する相談や支援体制の構築

【尾張旭市の状況】

ケース 09 障がいのある子どもを育てるGさん（40歳代女性）の場合

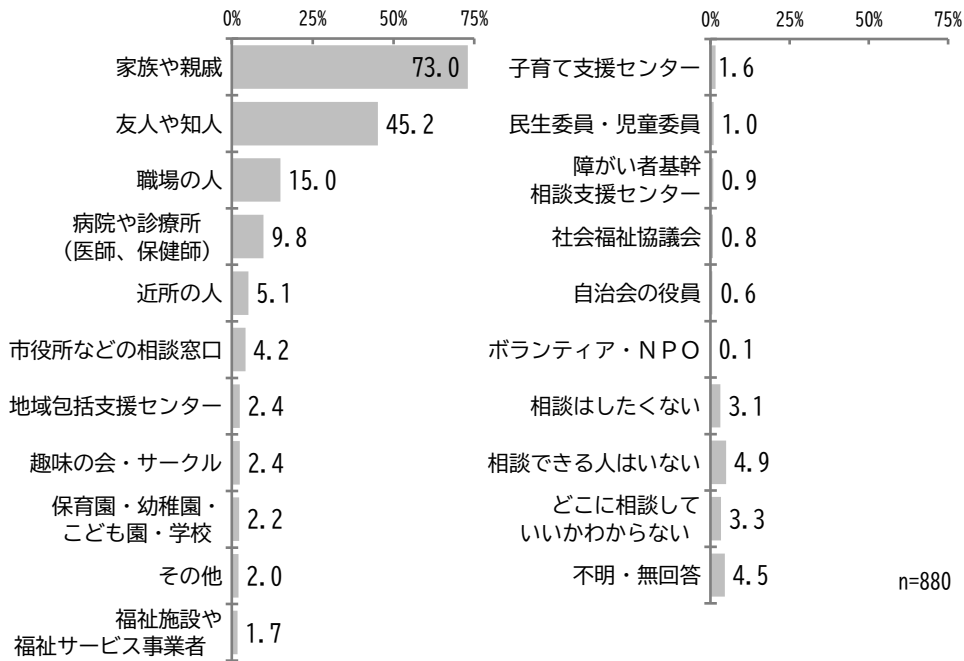
ヤングケアラーかもしれない子どもに気づいたら

Gさんは近所に住む中学生の子どもが、学校から帰るとすぐ家事やきょうだいの世話をしている様子に気づきました。友だちと遊ぶ時間もほとんどなく、少し疲れているようにも見えました。普段から忙しそうにしている家庭ですが、最近はさらに様子が変わったようで、Gさんは「もしかして家庭で大変なことがあるのかもしれない」と感じました。思い切って民生委員に相談すると、その家庭は地域の支援につながり、少しずつ負担が軽くなり、子どもも学校生活や友だちとの時間を少し取り戻せるようになりました。

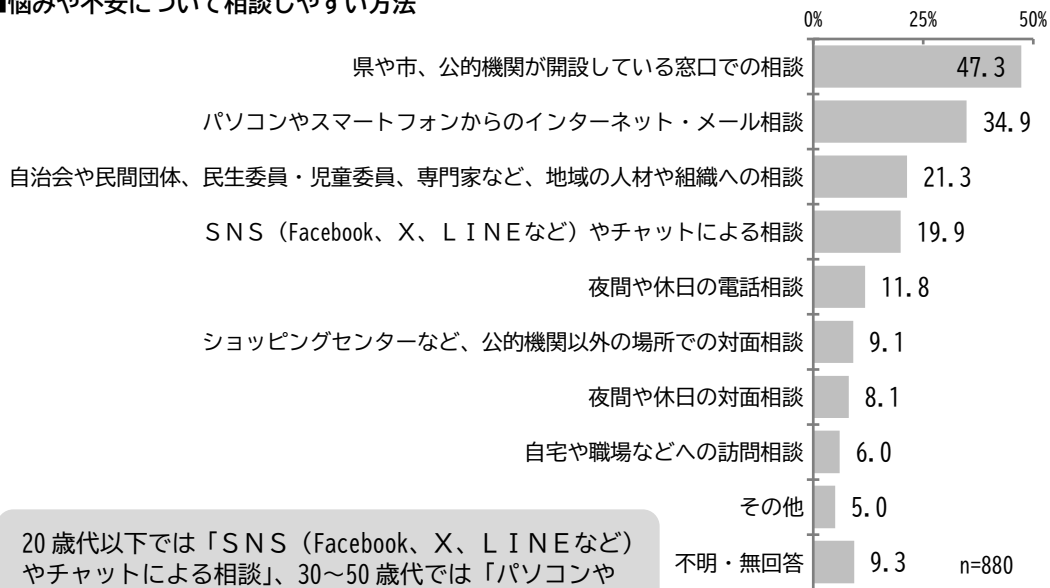
統計やアンケートなどからみる状況

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するケースの増加により、従来の支援体制では対応が困難なケースが発生しており、従来の制度に基づいた個別支援に加え、包括的な支援体制の整備が必要です。
- 市民アンケート調査によると、日常生活の悩みや不安として、自分や家族の老後に関することや健康に関することが多くを占めています。また、災害時の備え、経済的な問題、介護の問題など市民が抱える悩みや不安は多岐にわたっており、経年で比較すると多くの項目で増加傾向にあります。（P26 参照）
- 同調査によると、市民の悩みや不安の相談先は、家族や親族、友人や知人など身近な人が多くを占めており、市役所や社協などの相談窓口へ相談している人の割合は低くなっています。悩みや不安について相談しやすい方法としては、県や市、公的機関が開設している窓口での相談やパソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談の割合が高くなっていますが、年代によってニーズが異なるため、年代や状況に応じた相談方法の拡充が求められます。

■生活上の悩みや不安の主な相談先



■悩みや不安について相談しやすい方法



20歳代以下では「SNS (Facebook、X、LINEなど) やチャットによる相談」、30～50歳代では「パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談」、60歳代以上で「県や市、公的機関が開設している窓口での相談」がそれぞれ最も高くなっています。

施策3-1-1 包括的な相談支援体制の整備

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 相談窓口の機能強化 | 生活課題や困りごとを抱える人や世帯に対し、状況に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援を適切に行えるよう、専門職の配置や相談員の能力向上により、各相談窓口の機能の充実を図ります。また、各相談窓口の周知を行います。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野に関する支援体制の連携強化（地域福祉課） ・こども・子育て相談（こども家庭課） ・子育て支援センターによる子育てに関する相談、支援及び情報提供（こども家庭課） ・こどもの発達センターでの相談支援（こども家庭課） ・消費生活相談（市民活動課） ・スクールソーシャルワーカーによる巡回相談（学校教育課） ・心のアドバイザーによる相談（学校教育課） ・障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センターを中心とした各関係機関の連携（地域福祉課、長寿課、社協） ・地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援（社協） ・コミュニティーソーシャルワークの視点を持った活動の充実（社協） |
| 2 | 多機関連携・情報共有の仕組みづくり | 各分野の相談支援機関が受けた相談について、必要に応じて他分野と連携し、適切な支援につなげられる体制を整備します。また、相談支援機関同士での情報共有や連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と各種相談機関との連携による相談支援（地域福祉課） ・【再掲】障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センターを中心とした各関係機関の連携（地域福祉課、長寿課、社協） ・瀬戸旭医師会や福祉サービス事業者との連携強化による相談支援体制の充実（社協） ・地域アセスメントの強化（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域の異変や困りごと気づけるように、普段から顔の見える関係をつくる
- 周囲で悩んでいる人がいたら、自分の知っている相談窓口を紹介する



施策3-1-2 制度の狭間にいる人への支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 複雑化・複合化した課題への包括的支援 | 複雑化・複合化した課題について、各分野が連携して支援する包括的な支援体制を構築します。また、支援が必要にもかかわらず、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人などを早期に発見し、適切な支援につなぐため、伴走型支援やアウトリーチ型の訪問支援など、きめ細やかな支援のあり方について検討を進めます。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合化した課題（8050問題やダブルケアなど）への支援に向けた連携強化（地域福祉課） ・ひきこもり支援（地域福祉課） ・子育て世帯訪問支援事業（こども家庭課） ・ヤングケアラー支援の充実（こども家庭課） ・介護サービス事業者連絡会などの機会における、制度では対応しきれないニーズの収集（社協） ・地域福祉活動推進部門、地域包括支援センター職員が対象者のいる場所に出向いて働きかけることによる福祉ニーズなどの収集（社協） |
| 2 | 自立・社会参加に向けた支援 | 制度の狭間の問題や多様で複合的な課題を抱える人が、地域や社会とのつながりを持ち、自立した生活を送れるよう、地域における居場所づくりや就労・学習の機会の提供などを通じて支援を行います。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業（地域福祉課） ・【再掲】不登校や発達障がい児、その家族が過ごす居場所の支援（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 困りごとがあったら、行政や社協などの相談窓口を活用する
- 困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を貸したりする

施策3-1-3 生活困窮者への支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|----------------|---|
| 1 | 自立に向けた総合的な相談支援 | 様々な要因で生活に困窮した人を対象に、生活や経済的な課題などに関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行うとともに、日常生活や社会生活における自立を支援します。 |
| | | 主な事業 ・生活困窮者、生活保護受給者への自立相談支援（地域福祉課） ・生活困窮世帯、ひとり親世帯などへの子どもの学習生活支援（こども家庭課） |
| 2 | 就労と住居の安定確保 | 生活基盤の安定化を図るため、就労が困難な人を対象に、就労に向けた相談支援や就労訓練などの支援を行います。また、住まいを失った人やそのおそれのある人を対象に、家賃の助成や住居探しの相談支援などを行います。 |
| | | 主な事業 ・生活困窮者、生活保護受給者への就労支援（地域福祉課） ・ひとり親世帯の自立に向けた就労支援（こども未来課） ・住宅確保要配慮者に対する居住支援（セーフティネットの対応）（地域福祉課、都市計画課） |
| 3 | 生活の安定に向けた一時的支援 | 低所得世帯など生活に困窮した人に対して、一時的な食料の提供や資金の貸付などを通じて、経済的に支えることで自立した生活に向けて支援します。 |
| | | 主な事業 ・日常生活支援券（あさひスマイルチケット）の支給（地域福祉課） ・貸付制度の周知（社協） ・生活福祉資金貸付制度についての相談支援（社協） ・ひまわり資金についての相談支援（社協） ・貸付相談世帯の自立支援（社協） ・生活に困窮した人への食料支援やフードドライブ事業の実施（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 困りごとがあったら、行政や社協などの相談窓口を活用する【再掲】
- 困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を貸したりする【再掲】



施策3-1-4 更生保護の推進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 市民の理解促進と協力者の確保 | 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生保護に関する理解を深めるとともに、立ち直りを支える市民の協力者や団体を確保するため、周知・啓発を行います。また、保護司会をはじめ、更生保護を支える人や団体への支援を充実します。 |
| | | 主な事業 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体（保護司会、更生保護女性会、社会を明るくする運動推進委員会など）が実施するイベントなどの周知、啓発活動への支援（地域福祉課） ・社会を明るくする運動への協力支援（社協） |
| 2 | 地域で立ち直りを支える仕組みづくり | 地域の関係機関や団体と連携し、就労や生活支援、相談体制など、立ち直りを支える環境を整備するとともに、関係者間で情報を共有できる体制を構築します。また、社会参加や地域活動への参加など、自立した生活につながる取り組みを支援します。 |
| | | 主な事業 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体（保護司会、更生保護女性会、社会を明るくする運動推進委員会など）との連携強化、活動促進（地域福祉課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 更生保護活動などについて正しく理解する

施策の方向3-2 福祉サービスの利用支援

【尾張旭市の状況】

ケース 10 民生委員のEさん（70歳代女性）の場合

福祉制度やサービスの情報を知るには

民生委員のEさんは、地域を巡回している中で、困りごとを抱えた家庭がいくつもあることに気づきます。しかし、多くの世帯が福祉サービスや支援制度の存在を知らず、相談にもつながっていません。地域にはこどもから高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人が暮らしています。それぞれに合った情報の入手方法があればいいのにと感じています。

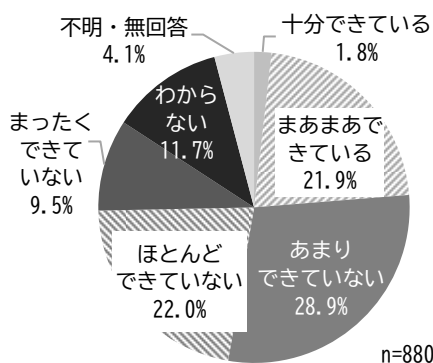
市民
の声

様々な制度があっても、市民が知らなければ意味がないと思います。年代によって目を向ける所が違うため、発信方法を使い分けて効果的に情報を届けることが大切だと思います。

統計やアンケートなどからみる状況

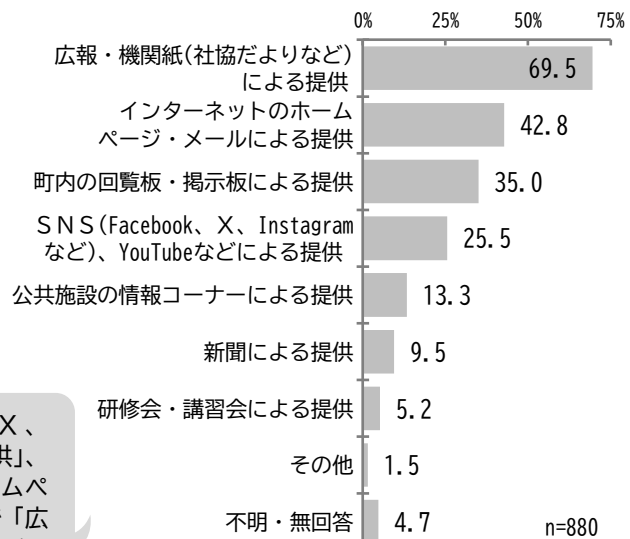
- 高齢化の進行などにより、支援を必要とする人が増加する中、誰もが安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの質の向上や適切な利用が重要です。
- 市民アンケート調査によると、福祉サービスの情報について入手できていない人の割合が約6割を占めています。効果的だと思う情報の提供方法としては、20～30歳代がインターネットのホームページ・メールによる提供、40歳代以上では広報・機関紙（社協だよりなど）による提供の割合がそれぞれ高くなっており、年代に合わせた情報発信が求められます。
- 支援を必要とする人が抱える課題は複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が困難なケースもあるため、地域全体で支える包括的な支援体制が求められます。今後は、地域での見守りや家事支援などの生活支援も含め、多様なサービスの提供により、支援を必要とする人の生活を支えていくことが重要です。

■福祉サービスの情報の入手状況



20歳未満では「SNS (Facebook、X、Instagram など)、YouTube などによる提供」、20～30歳代では「インターネットのホームページ・メールによる提供」、40歳代以上で「広報・機関紙(社協だよりなど)による提供」がそれぞれ最も高くなっています。

■福祉に関する情報の効果的な提供方法



施策3-2-1 福祉サービスの質の確保

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 地域ニーズに対応したサービスの推進 | 地域の実情や住民の生活課題を把握するための情報収集を行うとともに、適切なサービスの提供を推進します。また、住民や関係機関からの意見や要望を踏まえ、サービス内容の改善や選択肢の充実に取り組みます。 |
| | | 主な事業 ・市民活動団体連絡協議会や市民活動体験などでの福祉ニーズの情報収集（市民活動課） ・共生型サービスなど、総合的な事業の一体的な実施（地域福祉課・長寿課） ・ケースケア会議の開催（社協） ・【再掲】地域福祉活動推進部門、地域包括支援センター職員が対象者のいる場所に出向いて働きかけることによる福祉ニーズなどの収集（社協） |
| 2 | サービスの質の向上と適正化 | 民間事業者が提供するサービスの質の確保及び向上を図るため、必要な情報提供や研修の実施、関係機関との連携支援などを行います。また、民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、関係各課の連携により、指導及び監査の充実に努めます。 |
| | | 主な事業 ・福祉サービス事業者に対する指導の実施（地域福祉課、長寿課） ・苦情受付体制の整備（地域福祉課、長寿課） ・特定事業所加算算定事業所情報交換会の開催（社協） ・特定事業所加算算定事業所合同研修会などの開催（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 自分に合った福祉サービスを適切に活用する
- 利用者や家族として、サービスの感想や改善点を市や事業者伝える

施策3-2-2 福祉サービスなどの情報発信

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 多様な媒体による福祉情報の発信 | <p>広報やホームページ、SNS、サービス案内冊子など、多様な媒体を活用し、福祉サービスなどに関するわかりやすい情報提供を推進します。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌のほか、Facebook、LINEなどのSNSや広報配信アプリなどを活用した情報提供（広報戦略課） ・市ホームページによる情報発信の充実（市民活動課、地域福祉課、長寿課、保険医療課、こども未来課、こども家庭課） ・市民活動情報の提供（市民活動課） ・「障がい福祉のしおり」、「高齢者福祉のしおり」の作成（地域福祉課、長寿課） ・市ホームページや子育て応援ナビ、尾張旭市LINEによる情報発信（こども家庭課） ・社協ホームページによる情報発信の充実（社協） ・社協だより、校区社協だよりの充実（社協） |
| 2 | 福祉サービスの利用支援の充実 | <p>福祉サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、相談窓口や専門職による支援の充実を図ります。サービス利用に関する手続きの案内や多様な選択肢の提供、必要に応じた同行支援などを行います。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】人材育成研修の実施（地域福祉課） ・サービス事業者に対する集団指導、助言の実施（長寿課） ・三職種が連携した相談支援の実施（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 福祉サービスに関する情報を確認する
- 身近な場で福祉に関する情報を共有する



施策3-2-3 多様な主体によるサービスの提供

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|---------------------|---|
| 1 | 地域資源を活かしたサービスの開発・充実 | 地域の特性や課題に応じた支援を提供するため、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズの把握や地域資源を活用した新たなサービスの開発に取り組みます。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】民生委員・児童委員による各種実態調査の実施（地域福祉課、長寿課、こども未来課） ・生活支援体制の充実を図るための協議体の運営（長寿課） ・生活支援コーディネーターの設置（長寿課） ・生活支援コーディネーター活動の充実（社協） ・協議体への参加（社協） ・校区連協の役員会や地域ケア会議による福祉ニーズなどの収集（社協） |
| 2 | 多様な主体による生活支援サービスの提供 | 地域の団体や民間事業者など、多様な主体が連携して生活支援サービスを提供できる体制を整えます。また、既存のサービスの充実や継続的な提供を図り、住民が必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あさひ訪問収集の実施（環境事業センター） ・あさひ生活応援サービス事業の充実（社協） ・あさひ生活応援サービス事業についての相談支援（社協） ・ひとり暮らし高齢者への宅配や昼食会などの充実（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 自分のできることを発信する
- 生活の中での困りごとや「あったらいいな」と思う支援を地域の中で共有する

施策の方向3-3 権利擁護体制の強化

【尾張旭市の状況】

ケース 11 障がいのあるこどもを育てるGさん（40歳代女性）の場合

市民後見人ってなんだろう

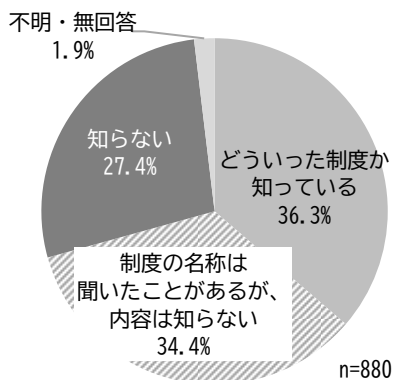
Gさんは隣のひとり暮らしの高齢女性が、日常生活や契約などで困っている様子を目にしました。高齢女性は権利擁護支援のことをよく知らないようです。Gさんは「自分も何か役に立てないだろうか」と考え調べてみると、「市民後見人」の存在や支援の仕組みを知りました。できるかわからないけど、まずは研修や説明会に参加してみようと考えています。

市民の声 | 定年退職後何かやってみたいと思っていたところに、地元で市民後見人養成研修が開催されることを知り、興味を持ったことがきっかけで、研修に参加しました。

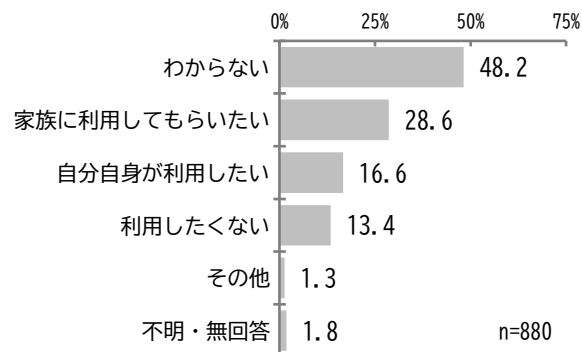
統計やアンケートなどからみる状況

- 認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、権利擁護に関する相談や支援を必要とする人は増加傾向にあります。
- 市民アンケート調査によると、判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などの権利を保護する「成年後見制度」について、制度の内容を知っている人は約4割、知らない人は約3割となっています。また、自身や親族の利用希望の有無について、わからない人が約半数を占めており、制度の理解と適切な利用の促進が必要です。
- 高齢者や障がいのある人の虐待に関する通報や相談は毎年あり、障がい者虐待通報事件数は令和5（2023）年度で18件と令和元（2019）年度以降で最も多くなっています（P18参照）。今後も、虐待防止に向けた相談体制や関係機関との連携体制を強化するとともに、支援を担う人材の育成や担い手の確保が求められます。

■「成年後見制度」の認知度



■自身や親族が認知症などにより判断が十分にできなくなったときの「成年後見制度」の利用意向



施策3-3-1 判断力が十分でない人への支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|------------------|---|
| 1 | 本人らしい選択を支える相談支援 | 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に不安のある人が安心して生活できるよう、尾張東部権利擁護支援センターと連携し、本人の意思決定を尊重した権利擁護支援や、適切な福祉サービスの利用につなぐ相談支援の充実を図ります。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾張東部権利擁護支援センターと連携した権利擁護に関する相談支援（地域福祉課、長寿課、社協） ・成年後見制度の推進、相談支援（地域福祉課、長寿課） ・地域包括支援センターによる相談支援（社協） ・日常生活自立支援事業についての相談支援（社協） ・日常生活自立支援事業の利用ニーズの掘り起こしと受付体制の強化（社協） |
| 2 | 地域で支える仕組みと担い手の育成 | 尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護に関する制度について周知・啓発を行うとともに、市民後見人の養成及び活躍を推進します。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人の育成、活用（地域福祉課、長寿課） ・尾張東部権利擁護支援センターによる成年後見制度の普及、後見活動の推進（地域福祉課、長寿課） ・尾張東部権利擁護支援センターとの連携（地域福祉課、長寿課、社協） ・日常生活自立支援事業の周知（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、判断力が十分でない人の権利を守る制度について知る
- 判断力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、民生委員・児童委員や相談窓口につなぐ



施策3-3-2 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------------|---|
| 1 | 地域における虐待の早期発見・相談体制の強化 | <p>こどもや高齢者、障がいのある人への虐待などを早期に発見するため、地域の関係機関や団体と連携を強化するとともに、発見から速やかに支援につなげられるよう、相談・通報窓口の周知・啓発を行います。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所と連携した虐待防止対策（地域福祉課） ・地域包括支援センターと連携した虐待対応（長寿課） ・こども家庭センターによる子育て家庭に対する相談支援（こども家庭課） ・すくすく赤ちゃん訪問事業（こども家庭課） ・地域包括支援センターによる相談受付と行政や関係機関への情報提供と連携（社協） ・介護支援専門員による早期発見（社協） |
| 2 | 多職種・多機関連携による対応体制の構築 | <p>保健・福祉・医療・教育・警察・司法などの関係機関が連携して情報を共有し、必要な支援を迅速に提供できる体制を構築します。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会の開催（地域福祉課、長寿課） ・虐待の防止や早期発見、早期対応のための連携強化（地域福祉課） ・要保護児童対策推進事業（こども家庭課） ・尾張東部権利擁護支援センターと連携した虐待対応（地域福祉課、長寿課、社協） |
| 3 | 虐待・DVなどの予防と普及啓発 | <p>虐待やDVなどの発生を未然に防ぐため、市民や関係機関を対象に相談窓口や支援制度の周知、予防に関する情報提供など、啓発活動を推進します。</p> |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止マニュアルの周知（地域福祉課、長寿課、こども家庭課） ・【再掲】すくすく赤ちゃん訪問事業（こども家庭課） ・CAPプログラムの実施（こども家庭課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 虐待などの相談窓口があることを知る
- 虐待・DVの疑いを発見した場合は、市や関係機関へ通報する

基本目標3のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～



基本目標3の達成に向けた成果指標

| | | | |
|-------------------------------------|------------------|---|--------------|
| 相談できる場所がある市民の割合※ ¹ | 令和6年度実績 87.3% | ➔ | 目標値 90.0% |
| 必要な福祉サービス入手できている市民の割合※ ² | 令和6年度実績 23.7% | ➔ | 目標値 30.0% |

※1…市民アンケートで、「生活上の悩みや不安を相談できる場所がある（全体から「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合

※2…市民アンケートで、「福祉サービスの情報を入手できている（「十分できている」と「まあまあできている」の合計）」と回答した人の割合



チャレンジ事業

施策の方向3-1 多様な課題に対応する相談や支援体制の構築

施策3-1-1 包括的な相談支援体制の整備

| 取り組み名 | 内容 |
|---|---|
| 障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センターを中心とした各関係機関の連携（地域福祉課、長寿課、社協） | ○地域における障がいのある人及び高齢者に関する相談支援の中核的役割を担う機関として、他機関と連携して支援を行います。 |
| 地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援（社協） | ○地域包括支援センターと地域相談窓口が連携しながら福祉サービス事業者などの協力を得て、相談者に不利益が生じることのないよう情報共有を図ります。 ○地域組織のみならず、地域住民や商店、金融機関なども含めた相談支援体制の整備に向けて、地域ケア会議への参加を通じて、働きかけを行います。 |

施策3-1-2 制度の狭間にいる人への支援

| 取り組み名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 生活困窮者自立支援事業（地域福祉課） | ○主に経済的に困窮している世帯（人）からの相談を多角的に受け止め、課題に応じて他課・他機関と連携を取り計画的な支援を行います。 |

施策の方向3-2 福祉サービスの利用支援

施策3-2-3 多様な主体によるサービスの提供

| 取り組み名 | 内容 | | |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------|----------|
| ひとり暮らし高齢者への宅配や昼食会などの充実（社協） | ○手作り弁当の宅配が安全かつ円滑に行われるよう、支援を継続します。 | | |
| | ○事業に協力しているボランティアグループの新たな担い手の発掘に努めます。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | ボランティアが実施する高齢者への宅配件数及び昼食会の参加者数 | 1,008人／年 | 1,200人／年 |

しあわせみらいストーリー

地域では、家庭やこども、高齢者、障がいのある人、外国人など、一人ひとりの状況に合わせた相談や支援が行われています。

Gさんが民生委員につないだ家庭は、引き続き専門職や地域の支援を受けることで、家庭の負担が少しずつ軽くなり、こどもが友達と遊んだり学習に集中したりできる時間が増えています。

ひとり暮らしの高齢女性は、尾張東部権利擁護支援センターに相談し、権利擁護支援を受けることになりました。Gさんは市民後見人の説明会に参加し、市民後見人養成研修を受けることにしました。

基本目標 4

誰もが安心して安全に暮らせる環境づくり【環境づくり】

施策の方向 4-1 地域における防災機能の強化

【尾張旭市の状況】

ケース 12 地域活動に積極的なDさん（70歳代男性）の場合

地域のみんが防災訓練に参加するには

Dさんは自治会で防災訓練を担当しています。参加者は固定化され、現役世代やこどもの参加がない状況で、地域全体での備えや助け合いの意識が十分に浸透していないのではないかと不安に思っています。子どもや若い世代も一緒に参加できたら、災害時に助け合える力が育ち、地域のつながりも深まるのではと考え、みんなが関われる訓練の形を模索している状態です。

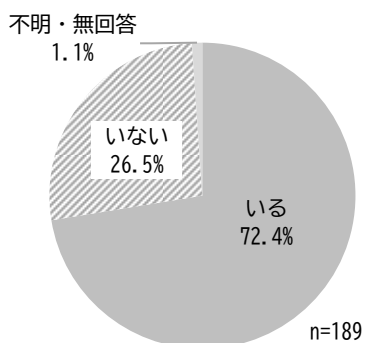
市民
の声

これから必ず来るとされる災害に備えて、市民一人ひとりの知識や技術を上げていくことが大切だと思います。災害時への備えは、平時から助け合いができる地域づくりにつながると思います。

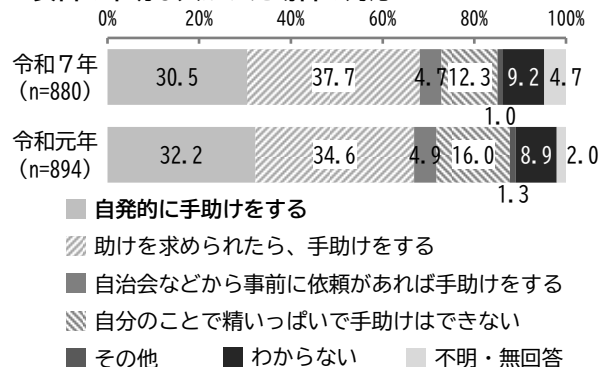
統計やアンケートなどからみる状況

- 近年、大規模な自然災害が多く発生しており、南海トラフ地震の発生が予測される中、本市においても、災害に対する関心が高まっています。
- 市民アンケート調査によると、福祉分野で関心があることとして、災害救援の割合が最も高くなっています。（P26 参照）福祉以外の分野で関心があることや参加してみたい活動として、防犯・防災の割合が最も高くなっています。（P23 参照）
- 同調査によると、地震などの災害発生時に誰かの助けを必要とする人のうち、助けてもらえる人がいない人が約3割となっています。一方で、災害発生時に近所に自力で避難できない人や安否の不明な人がいた場合の対応について、助けを求められたら、手助けをする人の割合が最も高く、自発的に手助けをする人の割合は年々減少しています。
- いざとなったときに住民同士で助け合うことができるよう、日頃からの顔の見える関係づくりや、避難行動要支援者の支援体制の整備、災害時の役割分担の明確化など、地域における仕組みづくりが求められます。

■地震などの災害発生時に誰かの助けを必要とする人のうち、助けてもらえる人がいるか



■災害発生時に近所に自力で避難できない人や安否の不明な人がいた場合の対応



施策4-1-1 避難行動要支援者支援ネットワークの整備

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 要支援者の情報把握と支援者との連携 | 災害時に避難行動が困難な高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者支援制度についての周知や登録を推進します。 |
| | | 主な事業 ・避難行動要支援者名簿作成事業（地域福祉課） ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の利用者を対象にした避難行動要支援者リストの作成と定期的な更新（社協） |
| 2 | 地域における支援体制の強化 | 災害時に避難行動要支援者への迅速な支援が行えるよう、個別避難計画作成や避難行動要支援者名簿を活用するための説明会などを実施し、支援体制の強化を図ります。 |
| | | 主な事業 ・避難行動要支援者に係る制度の周知・啓発（危機管理課） ・個別避難計画作成に係る事業費の一部補助（危機管理課） ・特定事業所加算算定事業所情報交換会での避難行動要支援者リスト作成状況の確認（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 災害時において支援が必要なのはどのような人かを知る
- 隣近所の人と日頃からあいさつをするなど、地域で顔の見える関係をつくる

施策4-1-2 災害に備えた環境の整備

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------|--|
| 1 | 地域における防災力の強化 | 住民が自主的に防災活動に参加できるよう、地域における避難訓練や防災教育を実施するとともに、地域の防災リーダーや自主防災組織の育成を支援します。また、高齢者や障がいのある人、外国人など、災害時に情報を受け取りにくい可能性がある人に対する的確かつ正確に情報を伝えられるよう、災害時の情報伝達のあり方について検討します。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施（危機管理課） ・総合防災訓練に参加する学生ボランティアの募集（危機管理課） ・自主防災組織主催の実践的な地域防災訓練の支援（危機管理課） ・あさひ安全安心メール、防災アプリ、目や耳が不自由な人へ向けた電話、ファックス防災情報配信サービスの普及啓発（危機管理課） ・やさしい日本語や多言語による防災、災害情報の発信（暮らし政策課） ・【再掲】消防団の活動支援の推進（消防総務課） ・【再掲】女性消防クラブの活動支援の推進（予防課） ・FAX119番、eメール119番緊急通報システム、NET119緊急通報システム、三者間同時通訳システムの実施（消防署、名古屋市防災指令センター） ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催（危機管理課、社協） ・東尾張ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動訓練への参加（社協） ・市総合防災訓練への参加（社協） ・協定を締結している団体及び社協との連携（社協） |
| 2 | 避難所の環境整備 | 災害時に避難する人が安心して過ごせるよう、避難所のバリアフリー化や要配慮者に配慮した設備の整備を進めます。また、特に支援が必要な人が安全に避難生活を送れるよう、福祉避難所の確保や運営体制の充実を図ります。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉避難所の整備（危機管理課） ・災害時に備えたストーマ装具の保管（地域福祉課） ・帰宅困難者に対する公共施設などの整備（三郷駅周辺整備推進室） ・手話や要約筆記など専門的なボランティアとの連携（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 防災訓練に参加する
- 災害ボランティアコーディネーター養成講座に参加する
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認する



施策の方向4-2 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

【尾張旭市の状況】

ケース 13 高齢夫婦Eさんの場合

移動の不安が参加を妨げる

Eさん夫妻は自治会の交流活動や、地域で開催されるサロンに定期的に参加しており、仲間と顔を合わせて話す時間を楽しみにしています。ところが、いつも一緒に参加していた1人が最近車を手放したため、活動に来られなくなりました。移動に不安がある人でも気軽に参加できる方法があれば、もっと多くの人々が地域活動に関われるのにと感じています。

市民
の声

高齢者の人がサロンに出てこられるように、もう少し移動手段があればいいなと思うことがあります。あさぴー号にて来る人もいますが、あさぴー号を利用できない人は来るのが困難です。ボランティアで送迎してくれる人がいればと思います。

統計やアンケートなどからみる状況

- 誰もがいつまでも活躍できる地域社会をつくるには、高齢者や障がいのある人などにも配慮したまちづくりを進めていくことが大切です。
- すべての住民が自らの意思によって様々な権利を行使していくには、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが情報を入手できることや、個人として尊重されることが大切です。年齢や障がい、使用する言語などによって情報の入手が困難な人に配慮し、多様な手段・媒体を通じて情報を提供することが求められます。

施策4-2-1 公共施設などのバリアフリー化の推進

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------------------------------|--|
| 1 | 道路、公園、その他公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 | 誰もが安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進など、地域の環境整備を推進します。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、その他公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進（健康都市・スポーツ課、総務課、暮らし政策課、長寿課、保育課、こども未来課、都市整備課、生涯学習課、図書館） ・「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」に基づく既存施設のバリアフリー化及び新規施設のユニバーサル化の周知・推進（都市計画課） ・印場駅のバリアフリー化（都市整備課） ・公園のバリアフリー化（公園農政課） ・福祉教育によるバリアフリーの必要性の種まき（社協） |
| 2 | 情報アクセシビリティの向上 | 高齢者や障がいのある人、外国人住民など、すべての市民が情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報発信や意思疎通の支援を行います。 |
| | | <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ運営事業（広報戦略課） ・広報誌発行事業（広報戦略課） ・声の広報事業（広報戦略課） ・外国人のための日本語教室へのサポート及びやさしい日本語や多言語によるチラシの作成（暮らし政策課） ・外国人のための生活情報の作成、発信（暮らし政策課） ・手話通訳者の配置（地域福祉課） ・手話通訳者、要約筆記者の派遣（地域福祉課） ・やさしい日本語での対応や多言語で作成されたチラシの利用による情報提供（社協） ・社協だよりの点訳（社協） ・社協だよりの音訳（社協） ・社会福祉大会への手話通訳者、要約筆記者の配置（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて知る
- 日常生活で施設や道具を使うとき、みんなが使いやすいかを意識する



施策4-2-2 市民の移動手段の確保

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 公共交通などの利用支援と利便性の向上 | 高齢者や障がいのある人など移動が困難な人が公共交通機関を安心して利用できるよう、地域公共交通会議などで検討し、利便性や快適性の向上を図るとともに、利用支援に取り組みます。また、福祉タクシーなどの利用に対する支援を行います。 |
| | | 主な事業 ・障がいのある人へのタクシー基本料金助成（地域福祉課） ・高齢者外出支援事業（長寿課） ・「市営バスあさび一号」の利便性の向上（都市計画課） ・「市営バスあさび一号」の車いす利用者への対応（都市計画課） ・地域公共交通会議の開催（都市計画課） |
| 2 | 地域と連携した多様な移動支援の促進 | タクシー、送迎サービスなど、地域の交通資源を活用した多様な移動手段の確保を進め、必要に応じた支援を地域全体で行える体制を整備します。 |
| | | 主な事業 ・移送サービスの利用助成（長寿課） ・障害者自動車改造費助成（地域福祉課） ・障害者自動車免許取得費助成（地域福祉課） ・障がいのある人への移動支援・同行援護サービスの提供（地域福祉課） ・車いすの貸し出し（社協） ・車いす専用車の貸し出し（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 移動の困難な人の外出の同行や移動の手助けをする

基本目標4のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～

基本目標4の達成に向けた成果指標

住民同士が協力して災害への対応
ができていると思う市民の割合※

令和5年度実績

35.5%



目標値

40.0%

※…尾張旭市まちづくりアンケートで、「いざというときに、住民同士が協力して災害への対応ができる」と回答した人の割合

チャレンジ事業

施策の方向4-1 地域における防災機能の強化

施策4-1-2 災害に備えた環境の整備

| 取り組み名 | 内容 | | |
|---|--|-----------|--------|
| 総合防災訓練の実施 (危機管理課) | ○行政機関、防災関係機関、自主防災組織、地域住民と連携し、実践的な訓練を実施します。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 実際に訓練を体験した市民数 | 800人/年 | 850人/年 |
| 災害ボランティアコー ディネーター養成 講座の開催(危機管 理課、社協) | ○災害ボランティアコーディネーター尾張旭の協力を得ながら講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターを養成します。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 災害ボランティアコー ディネーター 一養成者数(延べ人数) | 695人 | 900人 |

施策の方向4-2 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

施策4-2-2 市民の移動手段の確保

| 取り組み名 | 内容 | | |
|------------------|-------------------------------|-----------|----------|
| 車いすの貸し出し (社協) | ○貸し出し用車いすの整備を進め、車いす貸出事業を行います。 | | |
| | 指標 | 実績(令和6年度) | 目標値 |
| | 車いすの貸し出し件数(延べ件数) | 2,351件/年 | 2,500件/年 |

しあわせみらいストーリー

Dさんの地域では、学生ボランティアと協力したり、こどもも参加できるよう工夫した防災訓練を実施しはじめました。その結果、こどもの保護者など従来参加していなかった世代も訓練に加わるようになり、災害時に助け合える力が少しずつ育っています。地域の人々の顔も見知る機会が増え、世代を超えたつながりや安心感が広がっています。

Eさん夫妻が参加するサロンでは、参加者同士で乗り合いをして会場まで移動する仕組みが整えられ、車を手放した人や移動に不安がある人も気軽に参加できるようになりました。

基本目標 5

誰も自殺に追い込まれない地域づくり【自殺対策計画】

施策の方向 5-1 生きることの促進要因を増やす支援

【尾張旭市の状況】

ケース 14 定年退職後のFさん（60歳代男性）の場合

心の疲れや変化に気づいたら

Fさんは、これまでの職場での人間関係がなくなり、生活のリズムや居場所が変わったことで、不安や孤独を感じるが増えました。見かねた妻からのすすめで、市内で開催された講座へ参加し、メンタルヘルスに関する正しい知識や、こころが疲れたときの対処方法などを学んだことで、気持ちが楽になりました。

統計やアンケートなどからみる状況

- 近年、全国の自殺者数は、年間2万人を超える水準で推移しているものの、減少傾向にありましたが、コロナ禍で女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題が顕在化しました。
- 本市の自殺者数は、増減しながら推移していますが、令和6（2024）年度は17人と直近5年のうちで最も多くなっています。（P20 参照）
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に直面した人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景についての普及啓発や多くの市民が理解を深めていくことができるよう、働きかけることが求められます。
- また、個人においても社会においても、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高くなるといわれています。失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進することが重要です。

施策5-1-1 自殺対策やこころの健康に関する周知・啓発

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|---------------------|--|
| 1 | 自殺予防・こころの健康に関する情報発信 | 自殺や精神疾患、メンタルヘルスなどに関する正しい知識の普及を図るため、広報やホームページ、SNSなどを活用して情報発信や啓発を行うとともに、悩みを抱えた人が早期に支援を受けられるよう、相談窓口などの周知を行います。 |
| | | 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体による情報発信（広報戦略課） ・自殺予防に関する啓発の実施（地域福祉課） ・【再掲】民生委員・児童委員による各種実態調査の実施（地域福祉課） ・相談窓口の周知と市や関係機関への情報提供（社協） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 環境の変化で困ったことがあれば、誰かに相談をする
- 自殺や精神疾患、メンタルヘルスなどについて正しく理解する

施策5-1-2 生きることの促進要因への支援

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|--------------|--|
| 1 | 社会参加に向けた支援 | 誰もが孤独や孤立の状態に陥ることなく、地域の中でつながりを持てるよう、安心して集える居場所づくりや交流の機会を推進します。また、就労が困難な人に対しては、相談支援や就労の場の提供などを通じて、自立や社会参加につながる支援を行います。 |
| | | 主な事業 ・【再掲】スポーツ推進委員による地域スポーツの推進（健康都市・スポーツ課） ・【再掲】スポーツクラブあさぴー（健康都市・スポーツ課） ・雇用対策事業（産業課） ・商工団体などの支援（産業課） ・【再掲】子ども食堂の支援（こども家庭課、社協） |
| 2 | 相談窓口・支援体制の充実 | 複合的な課題を抱える人に対応するため、各分野が連携して包括的な支援体制を構築します。また、精神保健福祉士などの専門知識を持つ相談員による相談支援を行うとともに、年代やライフステージに応じた多様な相談方法を整備します。 |
| | | 主な事業 ・弁護士による法律相談（暮らし政策課） ・少年センター相談員による電話、街頭、メール相談（市民活動課） ・精神保健福祉士によるこころの健康相談（地域福祉課・健康課） ・保健師による健康相談（健康課） ・【再掲】こどもの発達センターでの相談支援（こども家庭課） ・あさぴー子育てコンシェルジュでの相談（こども家庭課） ・【再掲】スクールソーシャルワーカーによる巡回相談（学校教育課） ・【再掲】心のアドバイザーによる相談（学校教育課） ・【再掲】相談窓口の周知と市や関係機関への情報提供（社協） ・障がい者基幹相談支援センターなど各関係機関との連携（社協） |
| 3 | 遺された人への支援 | 身近な人を自殺で亡くされた人が、必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、相談窓口や当事者支援団体などの情報提供などの支援を行います。 |
| | | 主な事業 ・自死遺族などへの支援に関する情報の周知（地域福祉課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 健康づくりや生きがい活動を通して地域で仲間をつくる
- 地域の異変や困りごとに気づけるように、普段から顔の見える関係をつくる【再掲】



施策の方向5-2 自殺を未然に防止する意識づくり

【尾張旭市の状況】

ケース 15 中学生のCさん（10歳代男性）の場合

友だちの様子がいつもと違うときどうしたらいい

Cさんは、学校の友人が最近休みがちだったり、元気がなかったりすることに気づきました。少し前までは明るく話していたのに様子が少しおかしいと感じるものの、どう声をかけてあげればいいのかわからず戸惑っています。それでも、何もしないままでは心配だと思い、自分にできることは何かないだろうかと考えています。

統計やアンケートなどからみる状況

- 市民アンケート調査によると、市民が抱える悩みや不安は多岐にわたっており、経年で比較すると多くの項目で増加傾向にあります（P26 参照）。自殺の背景には、様々な要因が複合的に絡まり合っており、心理的・精神的に追い込まれた末に自殺に至るといわれています。抱えている問題を深刻化させないため、早期に適切な支援につなげることが重要です。
- 誰も自殺に追い込まれない社会を実現するためには、行政や関係機関、地域の団体など、多様な支え手が連携し、互いに協力しながら包括的な支援を進めていく必要があります。

施策5-2-1 自殺対策を支える人材の育成

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|-----------------------|--|
| 1 | ゲートキーパーの養成 | 誰もがゲートキーパーとして自殺対策の視点を持ち、身近な地域で支援者となれるよう、地域や学校、市役所などにおいて講座を実施します。 |
| | | 主な事業 ・ゲートキーパー養成講座の開催に向けた検討（地域福祉課） |
| 2 | 支援・教育などに関わる人への研修などの実施 | 地域や学校、医療・福祉の場面で、市民のSOSや自殺のサインに気づき、適切な相談などにつなげられるよう、支援や教育に携わる人を対象に研修を実施し、対応力の向上を図ります。 |
| | | 主な事業 ・支援などに関わる人への研修などの実施に向けた検討（地域福祉課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 地域のSOSを見逃さず、相談相手になったり、公的機関につなげたりする
- 付き合いのある人が普段と様子が違うことに気づいたら相談をすすめる

施策5-2-2 関係機関などのネットワークの強化

【行政・社協の取り組み】

| No. | 取り組み | 内容 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 庁内・関係機関の連携による支援体制づくり | 自殺対策に関わる部署間での情報共有や連携を強化し、庁内の横断的な体制を整備します。また、関係機関と連絡・調整・検討を行う既存の各種会議を活用し、医療・福祉・教育・労働・警察・司法など、幅広い関係機関との連携強化を図ります。 |
| | | 主な事業 ・関係課、関係機関などとの連携（地域福祉課） ・要保護児童対策地域連携会議での連携（こども家庭課） |

【市民の取り組み】

例えば…

- 隣近所に高齢者の一人暮らし世帯など、見守りが必要な世帯がある場合は、地域みんなで見守る【再掲】



基本目標5のチャレンジ

～「幸せつむぐ ともに生きる 尾張旭」にむけて～



基本目標5の達成に向けた成果指標

| | | | |
|---------------------------------------|------------------|---|--------------|
| 相談できる場所がある市民の割合※ ¹ 【再掲】 | 令和6年度実績 87.3% | ➔ | 目標値 90.0% |
| 日々の暮らしに「楽しさ」を感じている市民の割合※ ² | 令和5年度実績 75.6% | ➔ | 目標値 80.0% |

※1…市民アンケートで、「生活上の悩みや不安を相談できる場所がある（全体から「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合

※2…尾張旭市まちづくりアンケートで、「楽しさを感じている（「感じている」と「まあまあ感じている」の合計）」と回答した人の割合



チャレンジ事業

施策の方向5-2 自殺を未然に防止する意識づくり

施策5-2-1 自殺対策を支える人材の育成

| 取り組み名 | 内容 | | |
|-----------------------------|---|-----------|------|
| ゲートキーパー養成講座の開催に向けた検討（地域福祉課） | ○誰もがゲートキーパーとして自殺対策の視点を持ち、身近な地域で支援者となれるよう、地域や学校、市役所などにおいて講座を実施します。 | | |
| | 指標 | 実績（令和6年度） | 目標値 |
| | ゲートキーパー養成講座の開催回数 | 0回／年 | 1回／年 |

しあわせみらいストーリー

Fさんは気分が落ち込みそうなときも、相談できる窓口があるという安心感を持ちながら、講座で知った気分転換の方法を実践することで、少しずつ気持ちの持ち方や生活のリズムを整えられるようになりました。

Cさんがスクールカウンセラーに相談したことで、関係者が働きかけを進めています。相談機関からは「身近に気にかけてくれる人がいることが大きな支えになる」といわれたため、スクールカウンセラーのアドバイスを受けながら、自分にできる形で寄り添おうと考えています。

第5章

尾張旭市成年後見制度 利用促進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

認知症高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、一人での判断や意思決定が難しい人や、金銭管理ができない人が地域社会に参画しながら、生活を継続できるよう支援するのが権利擁護支援や意思決定支援です。成年後見制度は、こうした人々の権利や生活を支援する制度です。

平成 28 (2016) 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「促進法」という。)が公布され、基本理念が定められるとともに、国の責務等が明らかにされています。また、平成 29 (2017) 年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村はこの計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務となりました。その後、令和 4 (2022) 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

本市においては、令和 3 (2021) 年 3 月に「成年後見制度利用促進計画」を策定し、権利擁護施策を推進してきました。また、尾張東部権利擁護支援センター(以下、「センター」という。)を設置した 6 市町(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町)で構成する尾張東部圏域において、令和 5 (2023) 年 3 月に「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」(以下、「広域促進計画」という。)を策定しました。この計画は、認知症高齢者や障がいのある人等の財産管理のみを目的とするのではなく、本人の地域生活を社会全体で支えるという目的を重視しており、地域共生社会の推進についても視野に入れる必要性を考慮したものとなっています。

認知症高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人などは増加傾向にあり、権利擁護支援のニーズも増加することが見込まれます。今後は、国における成年後見制度の運用改善や成年後見制度以外の権利擁護支援施策の実施などの動向を注視しつつ、日常生活自立支援事業など既存の支援の充実や、新たな支援の検討など、成年後見制度を含む権利擁護を総合的に充実させていくことが必要です。

国の動向や「広域促進計画」の内容を踏まえ、行政や社協が取り組むべき権利擁護施策について整理するとともに、その方向性を示すことを目的に、「第 2 期尾張旭市成年後見制度利用促進計画」(以下、「市成年後見計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「市成年後見計画」は、促進法第 14 条第 1 項の規定に基づく「市町村計画」として位置づけ策定します。また、「広域促進計画」の内容を勘案するとともに、本市独自の施策についても示す計画とします。さらに、本市の福祉分野の各計画との整合を図るものとします。

(3) 計画の期間

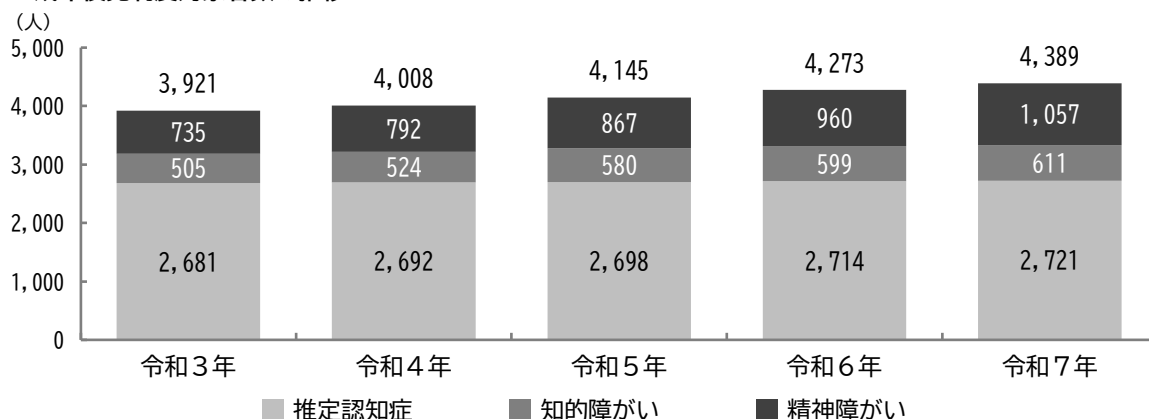
「市成年後見計画」の期間は、「尾張旭市地域福祉計画」と同様に、令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 か年とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

2 現状と課題

(1) 成年後見制度の対象者の状況

成年後見制度対象者数は、年々増加しており、令和7年で4,389人となっています。また、内訳をみると、推定認知症が2,721人、知的障がい611人、精神障がい1,057人となっています。

■成年後見制度対象者数の推移



※推定認知症は、厚生労働省が令和4(2022)年5月8日に公表した「認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者と有病率の推計」による高齢者における認知症有病率(令和4(2022)年で12.3%)に65歳以上の人口を乗じた数値

※知的障がいは療育手帳保有者数、精神障がいは精神保健福祉手帳保有者数

資料：長寿課、地域福祉課(各年4月1日現在)

(2) 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度類型別利用者数は、令和6年で114人となっています。類型別にみると、後見類型が多くなっています。尾張東部圏域及び全国と比較すると、保佐類型の割合が低く、補助類型の割合が高くなっています。

■成年後見制度の類型別利用者数(令和6年12月末現在)

| | 尾張旭市 | | 尾張東部圏域 | | 全国 | |
|------|------|---------|--------|---------|----------|---------|
| 後見類型 | 77人 | (67.5%) | 396人 | (65.5%) | 179,373人 | (70.6%) |
| 保佐類型 | 21人 | (18.4%) | 152人 | (25.1%) | 54,916人 | (21.6%) |
| 補助類型 | 15人 | (13.2%) | 50人 | (8.3%) | 16,857人 | (6.6%) |
| 任意後見 | 1人 | (0.9%) | 7人 | (1.2%) | 2,795人 | (1.1%) |
| 合計 | 114人 | | 605人 | | 253,941人 | |

※()内の数値は構成比

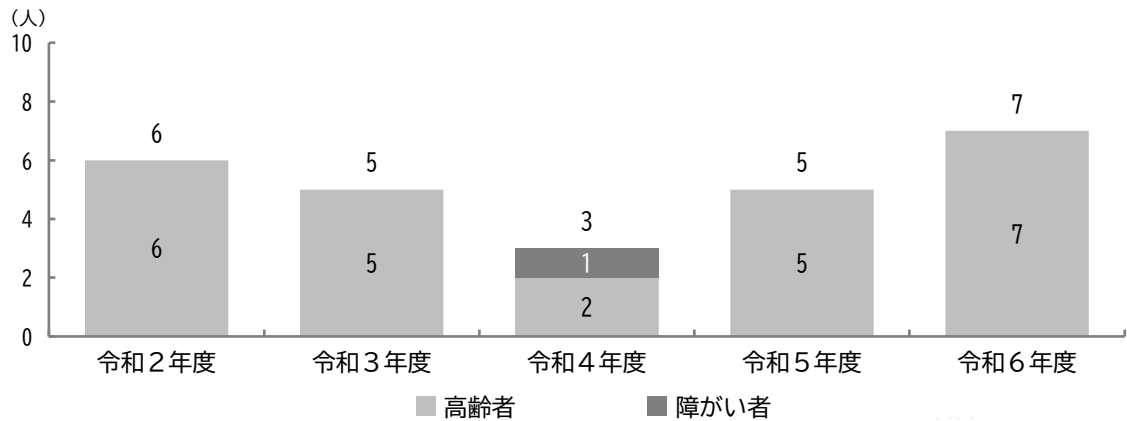
資料：尾張旭市、尾張東部圏域…名古屋家庭裁判所

全国…最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-令和6(2024)年1月~12月」

(3) 市長申立ての状況

市長申立て件数は、令和2年度以降3～7件で推移しています。内訳をみると、令和4年度の障がい者1件以外は高齢者となっています。

■市長申立て件数の推移

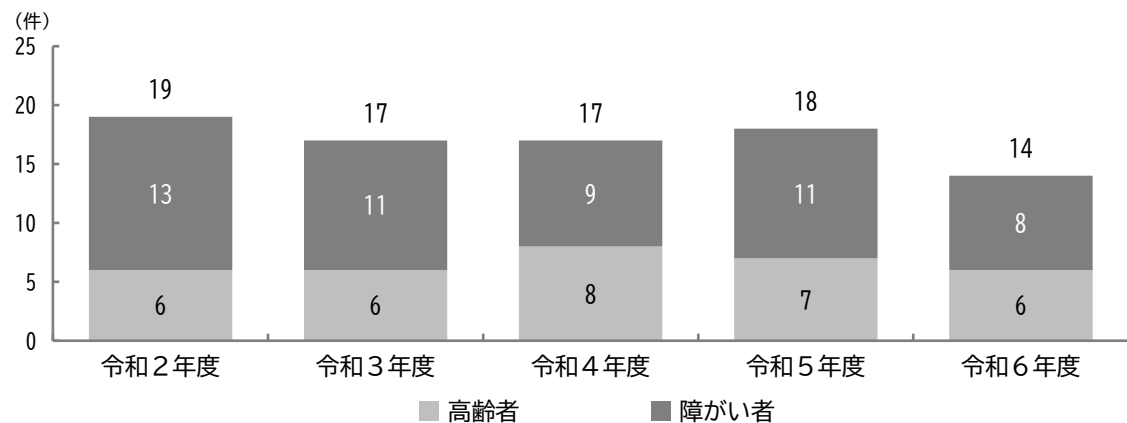


資料：長寿課、地域福祉課

(4) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の利用状況

成年後見制度利用支援事業利用状況（報酬助成件数）は、令和2年度以降14～19件で推移しています。内訳をみると、障がい者が各年度で半数以上を占めています。

■成年後見制度利用支援事業利用状況（報酬助成件数）の推移



資料：長寿課、地域福祉課

3 施策の展開

認知症や障がいにより判断能力が不十分な中でも、その人らしく豊かに生きる権利が守られることをめざし、市や関係機関等が以下の取り組みを実施します。

| No | 取り組み | 内容 |
|----|----------------------|--|
| 1 | 権利擁護の意識醸成によるニーズの早期発見 | <p>成年後見制度の普及・啓発や高齢者・障がいのある人がいる世帯の実態把握、講演会や研修等を通じて、権利擁護に関する意識の醸成と虐待防止に取り組み、利用ニーズの早期発見と必要な支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及・啓発（長寿課、地域福祉課、センター） 広報やホームページ、行政や社協の窓口、成年後見セミナー等を通じて、成年後見制度に関する情報を提供し、利用を促進します。 ・高齢者世帯・障がい者世帯等の実態把握（長寿課、地域福祉課） 民生委員・児童委員が高齢者世帯・障がい者世帯等を訪問し、困りごと等の実態を把握し、必要な支援につなぎます。 ・講演会・学習会等の実施（センター、長寿課、地域福祉課） 住民や地域の団体等を対象とした成年後見セミナーや出前講座を開催し、成年後見制度などの権利擁護に関する知識の普及・啓発を図ります。 ・専門職等を対象とした研修等の実施（センター） 行政、医療、福祉、保健などの関係者を対象に研修会を実施し、成年後見制度に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、医師会と連携し、法律専門職、行政、医療、福祉、保健、市民後見人等との合同研修会を実施します。 ・虐待防止の啓発（長寿課、地域福祉課） 福祉サービス事業者等の関係機関との連携強化や、虐待防止マニュアルを周知するための研修会や講演会の実施、広報やホームページによる情報発信により、権利擁護の意識を醸成し、虐待の発生予防、早期発見に取り組みます。 |
| 2 | 権利擁護のネットワークづくり | <p>中核機関の機能強化や地域連携ネットワーク、適正運営委員会等の会議体の運営を推進し、関係機関や事業との連携を図ることで、虐待の早期発見や身寄りのない人の支援などを含めた重層的なネットワーク体制を整備します。特に司法と福祉の連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営（センター） センターを中核機関と位置づけ、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能の強化を図るとともに、人材の育成により専門的機能の向上を図ります。 |

| No | 取り組み | 内容 |
|----|----------------|--|
| 2 | 権利擁護のネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 地域連携ネットワークの重層的な形成（センター） 権利擁護に係る多様な機関の協力を確保するために、法律家や家庭裁判所等の司法を含めた、広域的な地域連携ネットワークの整備を図り、協議会を重層的に組織します。地域連携ネットワークの事務局は、センターと幹事市町（6市町が持ち回りで担当）が担います。また、行政が主導的役割を果たし、ネットワークの構築のあり方について検討します。</p> <p>・ 適正運営委員会の運営（センター） 尾張東部6市町の行政・福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成された「適正運営委員会」を地域連携ネットワークの重要な会議と位置づけ、地域の課題の検討、調整、解決等を行います。また、法人受任の適否について検討します。</p> <p>・ 福祉分野の会議との連携（センター、地域福祉課、長寿課、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター） 権利擁護の視点から、重層的支援会議や障害者自立支援連携会議、地域ケア会議などの会議体との有機的な連携を図ります。</p> <p>・ 関連性が高い事業との連携（地域福祉課、長寿課、社協、センター） 重層的支援体制整備事業や日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業など、権利擁護との関連性が高い事業を担う機関とセンターとの連携を図り、対象者の円滑な把握や対応を行います。</p> <p>・ 虐待早期発見・見守りネットワークの構築（長寿課、地域福祉課） 民生委員・児童委員や地域相談窓口（ブランチ）などの訪問等による見守り活動を継続します。 住民、自治会、民生委員児童委員協議会などの関係機関等と連携し、これらの機関のネットワーク化や活動の統括により、虐待などの早期発見・見守りを行う「早期発見・見守りネットワーク」の構築に努めます。</p> <p>・ 高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会議（長寿課、地域福祉課） 虐待防止及び虐待を受けた高齢者や障がいのある人、またその養護者に対する適切な支援のため、関係機関の代表者（警察署、医師会、保健所、介護事業所等）を集めた定期的な連絡会を開催し、連携の強化と情報の収集・交換を図るとともに、実際のケースに関わる担当者同士の連携の強化を図ります。</p> <p>・ 身寄りのない人への支援策の検討（センター、長寿課、地域福祉課） 既存の施策では対応が難しい身寄りのない人への支援について、センターが実施する「身寄りのない人の支援研究プロジェクト」等で、センターや他の尾張東部市町と情報共有、連携を図りながら、ニーズ把握に努めるとともに、支援策の検討を進めます。</p> |

| No | 取り組み | 内容 |
|----|---------------------|---|
| 3 | 本人や家族に寄り添う相談支援体制の確立 | <p>本人や家族に寄り添った支援を実現するため、行政や社協の窓口をはじめとする総合的な相談支援体制を整備し、相談支援機関間の連携や意思決定支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談支援の実施（地域福祉課、長寿課） 行政、社協等の住民に身近な窓口を第一次相談機関とし、権利擁護に関する困りごとを受け止めるとともに、専門的な支援が必要な際にセンターへとつなげます。 ・相談支援機関間の連携の強化（地域福祉課、長寿課、センター） 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、行政や社協の相談窓口等の相談支援に関わる機関と、センターが連携し、権利擁護が必要なケースへの対応を行います。 ・意思決定支援の推進（センター、長寿課、地域福祉課） 意思決定支援に係る研修等に参加するとともに、各分野の意思決定支援ガイドラインの理解を深めるなどし、センターと連携を図りながら意思決定支援を推進します。 |
| 4 | 適切な権利擁護支援の実施 | <p>市長申立てや法人後見の実施、市民後見人の育成、虐待対応や複合的課題への支援体制の検討を進めるとともに、制度の柔軟な運用を図り、本人の状況に応じた適切な権利擁護支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立て（長寿課、地域福祉課） 親族がいない、いても遠方にいる、あるいは申立てることを拒否するなど、成年後見等の申立てが困難な人に対して、市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。 ・法人後見支援の実施（センター） 意思決定支援の視点を支援者間で共有し、質の確保に留意しながら、法人後見を実施します。また、法人後見実施機関の育成により担い手の拡充を図るとともに、長期的には各市町での法人後見支援実施機関の配置をめざし、研修・実習等の受け入れや立ち上げ、活動におけるバックアップを行います。 ・権利擁護事業（長寿課、地域福祉課、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター） 虐待や悪質な訪問販売等による消費者被害などから高齢者や障がいのある人を守るため、相談体制を充実させるとともに、成年後見制度などの利用支援、緊急性の高い虐待等での一時保護の措置等、高齢者や障がいのある人の権利擁護を図ります。 ・本人を支えるチームでの対応（長寿課、地域福祉課、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社協、センター） 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとして、本人を後見人等とともに支える「チーム」づくりを行い、関係者が話し合っって本人への見守り等を行うことで、困りごとなどに対応する仕組みを構築します。 |

| No | 取り組み | 内容 |
|----|--------------|---|
| 4 | 適切な権利擁護支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <p>・日常生活自立支援事業の実施（社協） 日常生活に不安を抱き、契約等の判断や、金銭や書類の管理が難しい人を対象に、福祉サービスの利用や金銭・書類等の管理を支援します。</p> <p>・市民後見人の育成（センター） 市民後見人養成研修の実施及び市民後見人バンクへの登録を促進し、市民後見人の確保・育成を図ります。 安心して市民後見人が活動できるよう支援するとともに、フォローアップ研修会を実施し、質の確保とモチベーションの維持に努めます。また、愛知県が実施する市民後見推進事業との連携に努めます。</p> <p>・虐待に対する支援体制の構築（センター） 虐待発生時に、虐待対応スーパーバイザーや法律専門職が協力し対応するなど、虐待対応の仕組みを検討・構築します。</p> <p>・制度の柔軟な運用への対応（センター、地域福祉課、長寿課） 後見の必要性がなくなった場合に、本人の意思や状況に応じて後見の終了を検討し、関係機関と連携して支援を移行する仕組みを構築します。制度の終了や後見人の交代が円滑に行えるよう家庭裁判所等と連携を図ります。</p> |

第6章

尾張旭市再犯防止推進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

わが国では、犯罪の発生件数は大きく減少している一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成16（2004）年をピークとして、その後は減少し続けていたものの、令和5（2023）年は前年より増加しました。安全で安心して暮らせる社会を実現する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

国においては、平成28（2016）年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が成立し、施行されたことを受けて、平成29（2017）年12月に、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間を計画期間とする、第一次の「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。また、令和5（2023）年3月には、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度末までの5年間を計画期間とする、第二次の「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

愛知県においては、令和3（2021）年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止の取り組みが進められています。

本市においても、こうした国・県の動向を踏まえ、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に社会復帰できるように、保護観察所や保護司会をはじめ関係機関・関係団体などと連携した取り組みを進めるとともに、市民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行うことで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障がいのある人などの福祉的な支援が必要な人や、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染めてしまう人などが多く、円滑な社会復帰の促進が、再犯防止にあたって重要です。

また、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため、市民へ広報・啓発するとともに、支援体制を構築することが求められます。

(2) 計画の位置づけ

平成28（2016）年12月に制定された再犯防止推進法において、県及び市町村においても地方再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

「尾張旭市再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけ策定します。また、本市の福祉分野の各計画との整合を図るものとします。

(3) 計画の期間

「尾張旭市再犯防止推進計画」の期間は、「尾張旭市地域福祉計画」と同様に、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

2 現状と課題

愛知県内の刑法犯検挙人員は、令和5年は12,298人であり、前年比7.9%増（令和4年：11,396人）、守山警察署管区の令和5年の刑法犯検挙人員（少年を除く。以下同様。）は、259人であり、前年比12.1%増（令和4年：231人）となっています。

また、令和5年の愛知県内の再犯者率は45.2%（再犯者数：5,564人）、守山警察署管区の再犯者率は51.4%（再犯者数：133人）となっていることから、再犯防止の取り組みが必要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

■愛知県内の刑法犯検挙人員及び再犯者率の推移

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 刑法犯検挙人員（人） | 13,235 | 12,263 | 12,218 | 11,396 | 12,298 |
| 再犯者数（人） | 6,271 | 5,815 | 5,637 | 5,300 | 5,564 |
| 再犯者率（%） | 47.4 | 47.4 | 46.1 | 46.5 | 45.2 |

資料：刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率〔犯罪をした者を検挙した都道府県警察の所在する都道府県別〕（名古屋保護観察所）

■守山警察署管区の刑法犯検挙人員及び再犯者率の推移

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 刑法犯検挙人員（人） | 321 | 275 | 239 | 231 | 259 |
| 再犯者数（人） | 155 | 125 | 111 | 123 | 133 |
| 再犯者率（%） | 48.3 | 45.5 | 46.4 | 53.2 | 51.4 |

資料：令和元(2019)年～令和5(2023)年の犯罪統計データ（中部矯正管区総務企画部更生支援企画課）

3 施策の展開

犯罪や非行をした人が、必要な支援を受けて社会復帰していることや、地域で再犯防止に対する理解が進み、再犯防止の支援の輪が広がっていることをめざし、市や関係機関などが以下の取り組みを実施します。

| No | 取り組み | 内容 |
|----|-------------------|---|
| 1 | 就労機会・場の確保 | 雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主の意義や募集に関する情報を周知するとともに、生活困窮者や就労を希望する障がいのある人に対しては、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主、協力事業主募集の周知（市） 法務省ホームページ（協力雇用主）へのリンク先を市ホームページに掲載し、周知します。 ・生活困窮者自立支援制度（市） 生活困窮者などが生活困窮状態から脱却し、自立した生活ができるよう、相談、評価、プラン策定、支援サービスの提供を行います。 ・就労継続支援、就労定着支援（市、関係機関） 尾張旭市障がい者基幹相談支援センターと連携し、就労を希望する障がいのある人の就労支援を行います。 |
| 2 | 居住支援 | 年齢、障がい、保証人や緊急連絡先が確保できないなどの理由で、住宅確保が難しい人に対し、住居が確保できるよう支援します。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度・住宅セーフティネット制度（市） 住宅部局と連携し、住宅確保要配慮者に対する居住支援の相談に対応します。 |
| 3 | 関係機関などとの連携強化・活動促進 | 更生保護に携わる関係団体などの再犯防止の取り組みを促進するため、研修や団体運営などの活動を支援するとともに、関係機関などとの連携を強化するよう努めます。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化（市、関係機関、関係団体） 保護観察所など関係機関や、保護司会や更生保護女性会など関係団体との連携を強化します。 ・保護司会の運営支援（市） 保護司会へ補助金を交付するとともに、保護司会が実施する自主研修会を支援します。 ・更生保護女性会の運営支援（市） 更生保護女性会へ補助金を交付します。 |

| No | 取り組み | 内容 |
|----|------------|---|
| 4 | 広報・啓発活動の推進 | 再犯防止の取り組みや更生保護活動に関する情報を市ホームページや広報などで広く周知し、市民の理解促進に努めます。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会を明るくする運動の推進（市・関係団体） 社会を明るくする運動の啓発記事を広報誌に掲載するとともに、街頭啓発活動などを実施します。 ・ 薬物乱用防止に関する取り組み（市・関係機関・関係団体） 保健所や保護司会などと協力し、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施します。 ・ 非行防止の啓発活動（市・関係団体） 更生保護女性会や青少年健全育成推進会議など関係団体と協力し、こどもの非行防止活動や非行防止キャンペーンを実施します。 |

第7章

校区別アクションプラン

校区別アクションプランの策定にあたって

(1) 校区別アクションプラン策定の背景と目的

本市には9つの小学校区があり、小学校区ごとに地域課題や地域資源、地域活動等の状況が異なります。こうした地域の特性を踏まえ、各小学校区において、校区社協が中心となり、地域福祉活動を推進しています。

本市では、平成28(2016)年に行政の「尾張旭市地域福祉計画」と社協の「尾張旭市地域福祉活動計画」を一体とした「尾張旭市地域福祉計画」を策定するとともに、各小学校区のめざす姿やそのために地域で取り組むことを定めた「校区別アクションプラン」を策定しました。その後、令和4(2022)年には、「校区別アクションプラン」の見直しを行い、各小学校区において地域福祉を推進してきました。

令和2(2021)年度には、前回計画の計画期間が満了したため、社会潮流や本市の課題、前回計画の進捗状況等を踏まえ、令和7(2025)年度までの5年間の地域福祉施策の方向性を示す新たな「尾張旭市地域福祉計画」を定めました。

この度、計画期間が令和7(2025)年度で終了することから、「尾張旭市地域福祉計画」の方向性や各小学校区の課題や取り組みの進捗状況等を踏まえ、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間の計画期間とする新たな「校区別アクションプラン」を策定します。

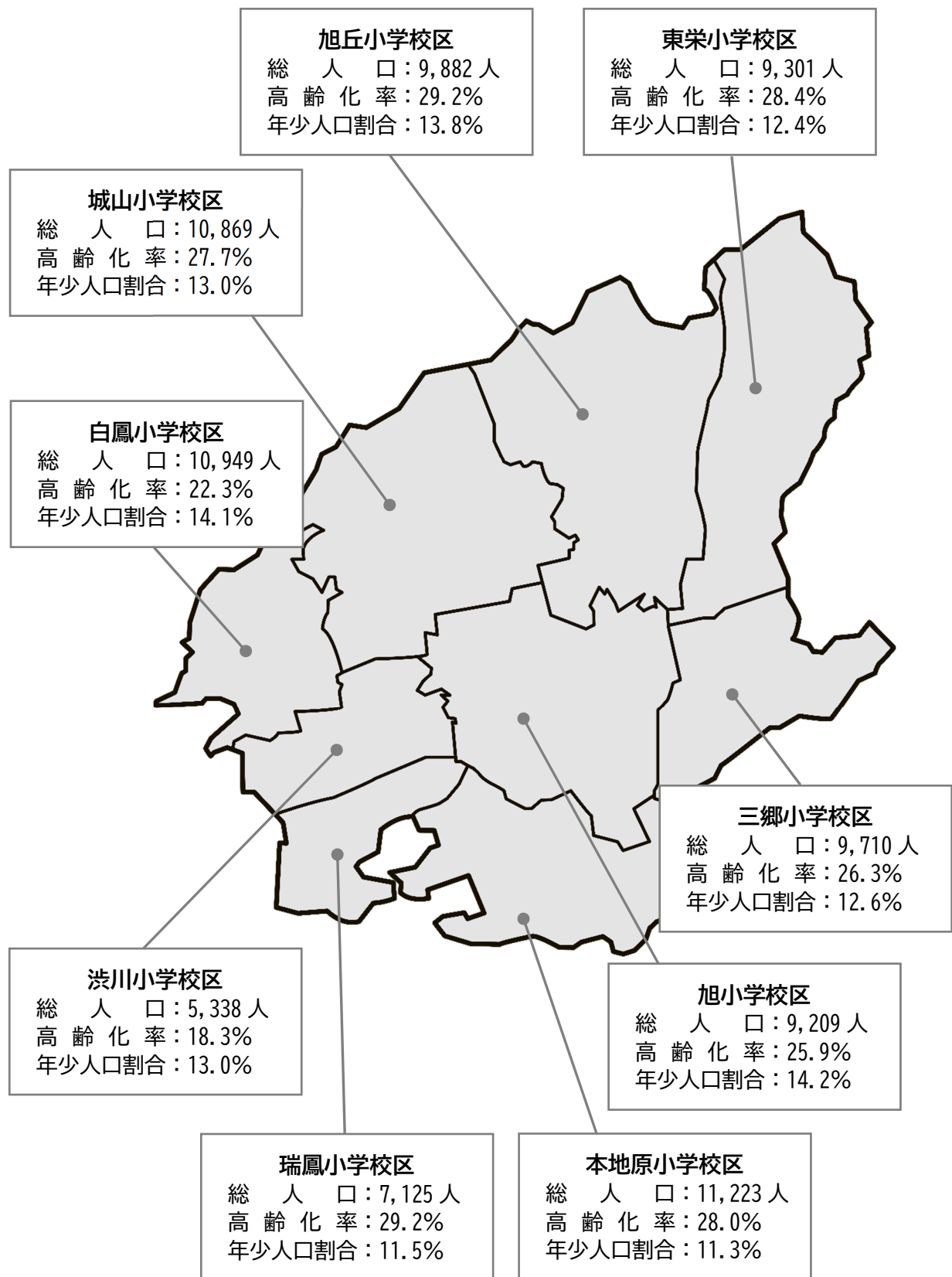
(2) 校区別懇談会の実施

「校区別アクションプラン」の策定においては、校区懇談会を開催し、令和4(2022)年に策定した「校区別アクションプラン」の検証や地域課題の確認を行った上で、「校区のめざす姿」や「そのために、地域でできること」の取り組みについて見直しや再設定を行いました。

■校区別懇談会の様子



(3) 各小学校区の人口などの状況

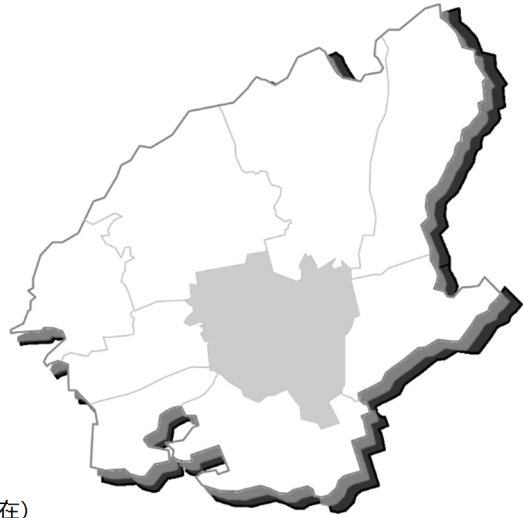


資料：住民基本台帳(令和7(2025)年3月31日現在)

1 旭 小学校区

小学校区の概況

旭小学校区は、市の中心部にあり、市役所や図書館、郵便局、文化会館など、行政機能が集積されています。一方で、南部では長閑な田園が広がっており、都市部と自然が共存した環境となっています。



■旭小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 8,970人 | 9,209人 | +239人 |
| 高齢化率 | 26.1% | 25.9% | -0.2ポイント |
| 年少人口割合 | 13.3% | 14.2% | +0.9ポイント |

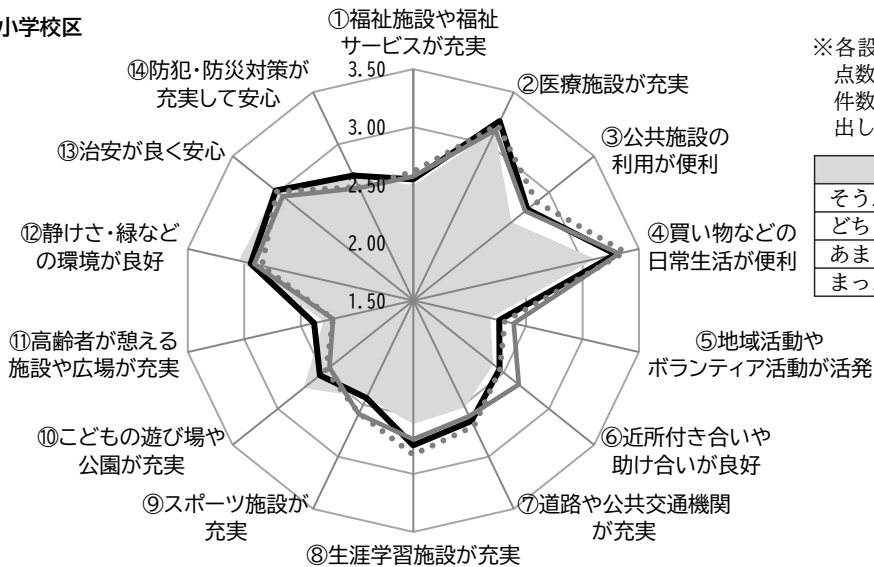
資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

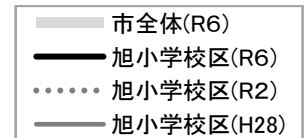
- 市全体を上回っている分野が多くなっていますが、「⑩こどもの遊び場や公園が充実」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「④買い物などの日常生活が便利」「②医療施設が充実」「⑬治安が良く安心」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で14分野中6分野の得点が増加し、5分野は減少しています。

旭小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |



これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

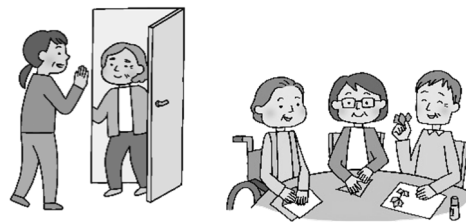
『いきいきと笑顔で暮らす高齢者の多い 旭』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|--|
| ★高齢者版“見守り隊”の活動の充実を図ります。 | ○「声かけ」隊を編成し、町内の高齢者世帯への訪問・声かけを行った。 |
| ○認知症についての講習会への参加を促進します。 | ○ひとり暮らし高齢者の会を実施し、見守り活動を行った。 |
| ○町内会で認知症の人を把握し、徘徊しているときは声かけを行うとともに、地域で連絡方法を決定・共有します。 | ○校区社協委員を中心として、認知症の内容など、出前講座を年数回開催して認識を広めたい。 |
| ★地域活動を通じた高齢者の生きがいづくりを進めます。 | ○「声かけ」隊を通して、高齢者世帯を訪問し、声かけを実施した。 |
| ○制度の狭間にいる高齢者へ、地域で見守り・支援を行います。 | ○地域の人同士で情報を共有し、認知症の人を把握する必要がある。 |
| | ○サロンへの参加を促した。 |
| | ○中央公民館でひとり暮らし高齢者昼食会を開催し、高齢者の楽しい場づくりを提供できた。 |
| | ○高齢者への対応は「声かけ」隊を通じて支援活動を行っていくよう周知し、適宜声かけ運動を実施した。 |

■校区懇談会からの意見

ひとり暮らしの高齢者に声かけを行うのがなかなか難しいです。



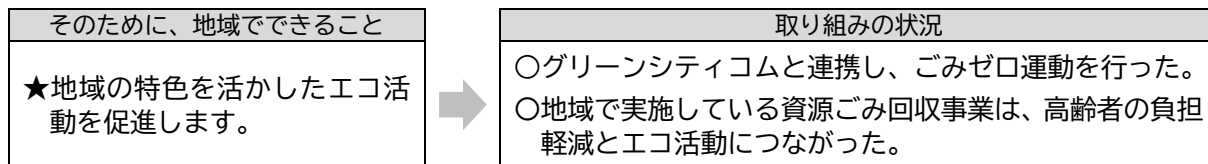
近くに集まれる場所としてサロンをつくりたい！

校区のめざす姿2

『みんながあいさつし、ご近所の顔がみえる 旭』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---------------------------|--|
| ○「口コミ」による地域活動への参加を促進します。 | ○イベントなどの開催を積極的にPRするため、広報誌などでの案内を行い、地域活動への参加を促した。 |
| ★あいさつ運動を通じて、地域のつながりを深めます。 | ○スクールガードで登下校の見守り活動やあいさつ運動を実施した。 |
| | ○旭小学校でのオアシス運動や小、中学校でのあいさつ運動、地域活動を通じて地域のつながりを深めた。 |



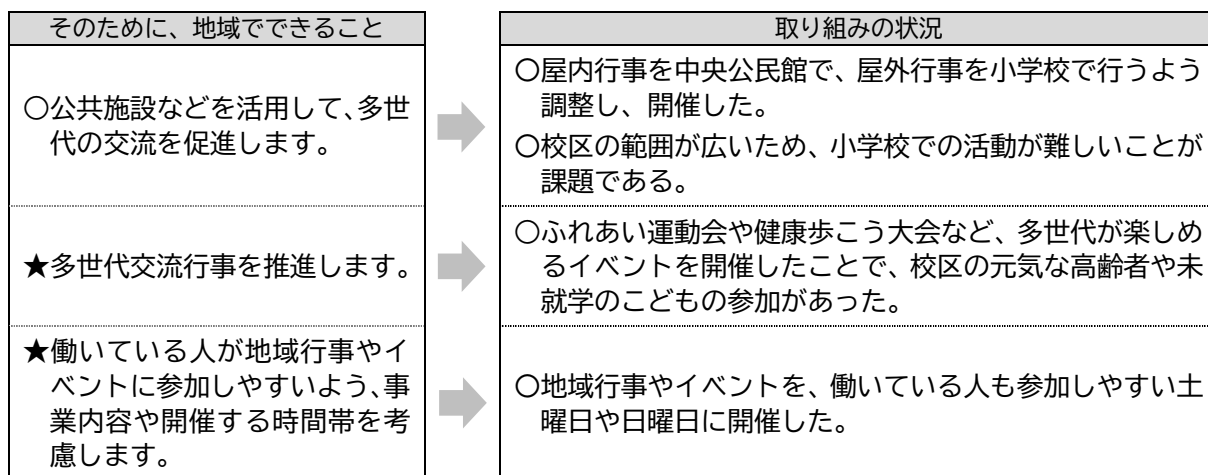
■校区懇談会からの意見



校区のめざす姿3

『世代を超えて誰もが交流できる 旭』

■これまでの取り組みの状況



■校区懇談会からの意見



校区別計画

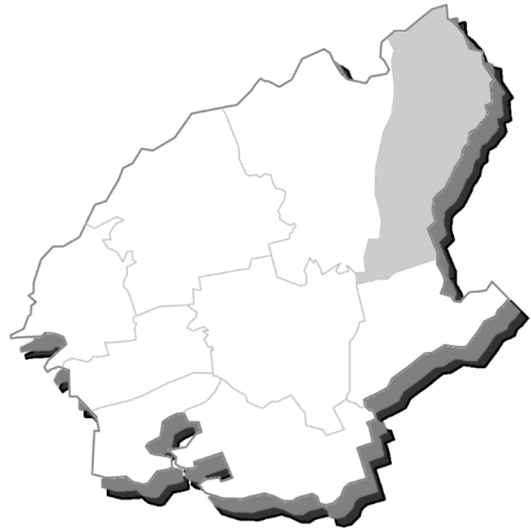
旭小学校区の校区別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | いきいきと笑 顔で暮らす高 齢者の多い 旭 | ○高齢者版“見守り隊”の活動の充実を図ります。 ・地域住民みんなで隣近所との声かけや見守りを行います。 |
| | | ★認知症についての講習会を定期的実施します。 |
| | | ○認知症の人が徘徊しているときは声かけを行うとともに、関係機 関に連絡します。 ・あさひ介護者のつどいなどへの参加を促進します。 |
| | | ★地域活動を通じた高齢者の生きがいづくりを進めます。 ・地域でサロンなどの集まる場や機会を増やします。 |
| | | ○制度の狭間にいる高齢者へ、地域で見守り・支援を行います。 ・“声かけ隊”を通して支援を行います。 |
| 2 | みんながあい さつし、ご近 所の顔がみえ る 旭 | ○「口コミ」による地域活動への参加を促進します。 ・広報誌を通してイベントなどの案内を行います。 |
| | | ★あいさつ運動を通じて、地域のつながりを深めます。 ・地域住民みんながあいさつを交わすよう促進します。 |
| | | ★地域の特色を活かしたエコ活動を促進します。 ・年間2回のごみゼロ運動を引き続き継続していきます。 ・地域組織で連携し、資源ごみの回収に協力します。 |
| 3 | 世代を超えて 誰もが交流で きる 旭 | ★公共施設などを活用して、多世代の交流を促進します。 ・公共施設などに集まるための手段や実施方法を検討します。 |
| | | ★多世代交流行事を推進します。 ・ふれあい運動会や健康歩こう大会などの多世代が楽しめるイベント で地域を盛り上げます。 |
| | | ○働いている人が地域行事やイベントに参加しやすいよう、事業内 容や開催する時間帯を考慮します。 ・土曜日、日曜日に行事・イベントを開催できるよう進めます。 |

2 東栄 小学校区

小学校区の概況

東栄小学校区は、市北東部に位置し、瀬戸市と接しています。校区内には、幹線道路として東西に瀬戸新居線、南北に県道玉野川森林公園線が走っています。鉄道は名鉄瀬戸線三郷駅があり、通勤などに恵まれた立地にあります。



■東栄小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 9,564人 | 9,301人 | -263人 |
| 高齢化率 | 26.9% | 28.4% | +1.5ポイント |
| 年少人口割合 | 13.2% | 12.4% | -0.8ポイント |

資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

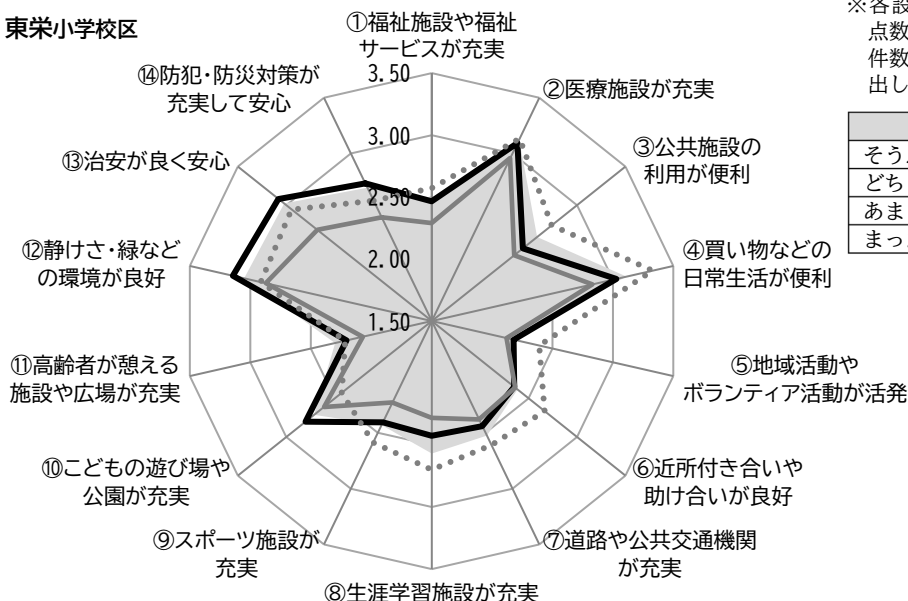
アンケート調査結果からみる現状

○市全体を上回っている分野は「⑩こどもの遊び場や公園が充実」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「⑬治安が良く安心」「⑭防犯・防災対策が充実して安心」であり、他の分野は市全体の平均を下回っています。

○令和6年の結果では、「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「②医療施設が充実」「⑬治安が良く安心」が上位3位の高得点となっています。

○平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で14分野中4分野の得点が増加し、「⑥近所付き合いや助け合いが良好」は減少しています。

東栄小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |

| | |
|-------------|--------|
| 市全体(R6) | 薄い灰色の線 |
| 東栄小学校区(R6) | 太い黒線 |
| 東栄小学校区(R2) | 点線 |
| 東栄小学校区(H28) | 細い黒線 |

これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

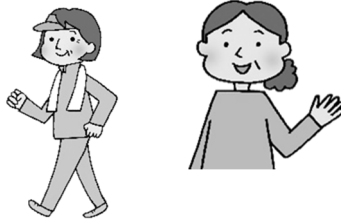
『高齢者が笑顔で過ごせる居場所のある 東栄』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|---|
| ★集会所などにおけるサロンなど、高齢者の集いの場を増やします。 | ○シニアクラブの解散などにより、高齢者が集う機会がないことや集いの場が少ない地域があることが課題である。 ○集会所におけるサロンなど、高齢者の集いの場を増やしていく必要がある。 |
| ★自治会・町内会、民生委員・児童委員と適切に役割を分担し、地域の課題を共有します。 | ○宅配弁当事業や敬老事業などを通じて高齢者の見守りを実施し、高齢者と子どもたちの結びつきを強めた。 ○自治会と住民との間で意思疎通ができていないことが課題である。 |

■校区懇談会からの意見

散歩中やウォーキング中にすれ違う人に「おはよう」「こんにちは」のあいさつをしていきたい！



お互いの顔が見える活動がもっと必要だと思います。

校区のめざす姿2

『こどもから高齢者まで地域活動を行う 東栄』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| ★商店の個人事業主と協力しながら、地域活性化を推進します。 | ○イベントポスターの提示に協力してもらった。 ○年々個人商店が減少しており、地域の商店の利活用はできなかつたため、個人事業主などと協力し、地域活性化を推進する必要がある。 |
| ★家族で参加できる行事を考えることや役員を担ってもらうことで、若い世代の地域参加を促進します。 | ○夏まつり（盆踊り）が再開し、自治会やPTAとも連携しながら開催できた。特に若い世代の参加が多かった。 ○PTA、自治会、おっちゃんの会などとの協力体制を強化した。 |
| ★世代を問わず楽しめる地域行事を企画し、参加を呼びかけます。 | ○どんど焼きや運動会、ウォーキング大会、ごみゼロ運動などの親子や家族で参加できる地域の行事を開催した。 ○各種行事を計画するにあたり、楽しい企画をみんなで考え、協力者を増やした。 |

| そのために、地域でできること |
|---|
| ★世代を問わず声をかけながら、今後、地域活動を担う中核となる人材を育成します。 |

| 取り組みの状況 |
|-----------------------------------|
| ○各行事で小学生がボランティアとして参加した。 |
| ○現役世代の生活スタイルに合った、参加しやすい活動方法を検討した。 |

■校区懇談会からの意見

世代を問わず楽しめる行事をもっと考えたいです。



こどものボランティアにもっと参加してもらい、その保護者も呼び込んでいきます。

校区のめざす姿3

『「地域力」による防犯・防災力が高い 東栄』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|--------------------------------------|
| ○校区内の危険箇所を把握します。 |
| ★防犯、防災教室を通して、高齢者をはじめとする地域のつながりを深めます。 |
| ○自治会・町内会など各種団体が協力して、防犯パトロールの強化を図ります。 |
| ○隣近所でコミュニケーションを取りながら、見守り体制を強化します。 |

| 取り組みの状況 |
|---|
| ○危険箇所の把握は、自治会やPTAと協力して取り組んだ。 |
| ○空き家など、校区内の把握できていない危険箇所を把握する必要がある。 |
| ○自治会と連携して、避難所開設訓練を実施した。 |
| ○要支援者への対応ができていない。 |
| ○各自治会の防犯パトロールを通じ、防犯意識の向上を図った。 |
| ○防犯パトロールを強化していく必要がある。 |
| ○関係団体間の協力体制はあるが、地域住民間のコミュニケーションが不足している。 |

■校区懇談会からの意見

こどもも大人も巻き込んだ防災活動が必要だと思います。



地域全体で危機感を持って取り組んでいきます！

校区別計画

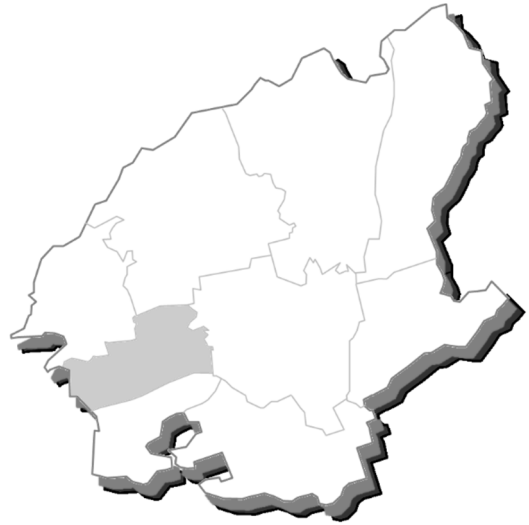
東栄小学校区の校区別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|---------------------|--|
| 1 | 高齢者が笑顔で過ごせる居場所のある東栄 | <p>★集会所などにおけるサロンやシニア食堂など、高齢者の集いの場を増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が外出する機会をできるだけ多く設けます。 <p>○自治会・町内会、民生委員・児童委員と適切に役割を分担し、地域の課題を共有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老のお祝いや宅配弁当で高齢者世帯へ訪問し、顔が見える関係を築きます。 ・地域の課題を共有する意見交換会などの開催を検討します。 |
| 2 | こどもから高齢者まで地域活動を行う東栄 | <p>★地域行事のPRなど商店の個人事業主と協力しながら、地域活性化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の商店を利用してもらうための仕組みづくりについて検討します。 <p>★家族で参加できる行事を考えることや役員を担ってもらうことで、若い世代の地域参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で学び合う機会や仕組みをつくります。 ・おっちゃんの会やオリーブの会、PTA活動と連携します。 <p>★世代を問わず楽しめる地域行事を企画し、参加を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏まつりやどんど焼き、運動会、秋祭り、ウォーキング、ごみゼロ運動などを開催します。 <p>○世代を問わず声をかけながら、今後、地域活動を担う中核となる人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA、自治会などと連携して若い世代に声をかけ、地域活動の担い手として育成します。 <p>○世代を問わず地域のつながりを深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域あいさつ運動を実施します。 |
| 3 | 「地域力」による防犯・防災力が高い東栄 | <p>○校区内の安全・安心を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かけこみ110番の家、こども110番の家を周知します。 <p>○防犯、防災教室を通して、こどもから高齢者まで地域のつながりを深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人の支援体制を検討します。 <p>○自治会・町内会など各種団体が協力して、防犯パトロールの強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールの実効性向上に努めます。 <p>○隣近所でコミュニケーションを取りながら、見守り体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が協力して見守り体制を強化します。 |

3 澁川 小学校区

小学校区の概況

澁川小学校区は、市西部に位置し、名古屋市と接しています。校区内には、幹線道路として東西に県道名古屋瀬戸線・市道旭南線、南北に県道松本名古屋線・市道平子線が通っています。名古屋市への通勤などに恵まれた立地にあります。



■澁川小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 5,418人 | 5,338人 | -80人 |
| 高齢化率 | 15.9% | 18.3% | +2.4ポイント |
| 年少人口割合 | 16.1% | 13.0% | -3.1ポイント |

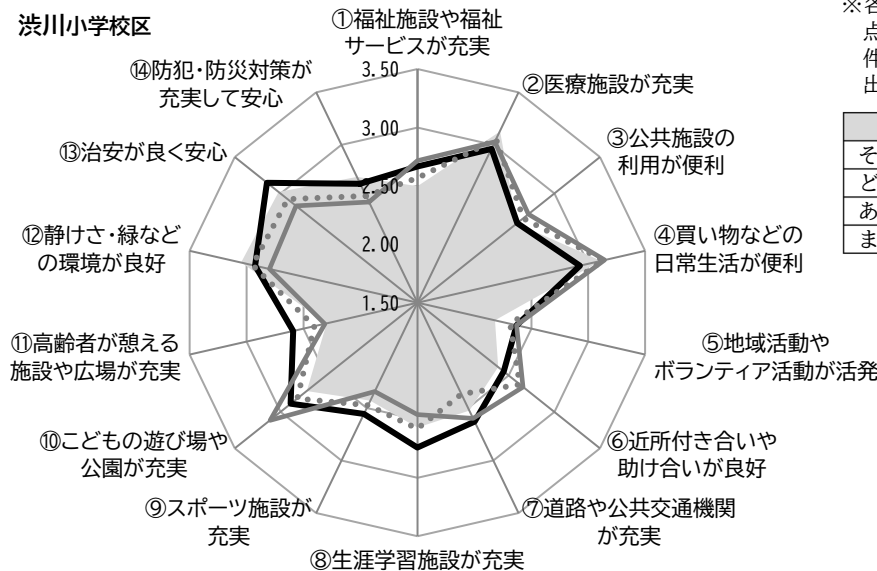
資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野が多くなっていますが、「②医療施設が充実」「④買い物などの日常生活が便利」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「⑭防犯・防災対策が充実して安心」は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「⑬治安が良く安心」「④買い物などの日常生活が便利」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「②医療施設が充実」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で14分野中6分野の得点が増加し、4分野は減少しています。

澁川小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |

| | |
|-------------|-------|
| 市全体(R6) | 薄灰色塗り |
| 澁川小学校区(R6) | 太黒線 |
| 澁川小学校区(R2) | 点線 |
| 澁川小学校区(H28) | 細黒線 |

これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『楽しい！参加したい！地域活動のある 渋川』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|--|
| <p>★地域活動への参加がハードルにならないよう、出入り自由、気軽に参加できる「プチ参加」の仕組みを工夫します。</p> | <p>○自治会と連携して、ふれあい健幸フェスタを新たに実施し、こどもたちの参加も増えた。</p> <p>○町内会への加入はあるが、活動への参加が少ないことが課題である。</p> |
| <p>○地域組織において、適切な役割分担を行うことで、役員負担軽減を図ります。</p> | <p>○イベントの日数や開催内容の変更、盆踊りの舞台装置のコンパクト化、PTAやお父さんの会、SKB47など各組織との連携などにより、役員負担を軽減した。</p> <p>○地域組織の年齢層が高く、特に若年層のなり手がいないことが課題である。</p> |
| <p>○転入者には、校区社協広報の配布を通して、参加を呼びかけます。</p> | <p>○渋川校区社協だよりを、転入者を含む校区内全世帯に配布し、地域活動のPRができた。</p> <p>○イベントPR用のポスターを小学校、公民館、渋川福祉センターに掲示した。</p> |
| <p>○地域活動や行事の認知度を高めます。</p> | <p>○回覧板でイベントなどの開催について周知した。</p> <p>○全戸配布の校区社協だよりでも周知することで、町内会未加入世帯にも呼びかけを行った。</p> |

■校区懇談会からの意見

ボランティアに参加しやすい仕組みや環境をつくりたい！



町内会員以外の人にも、イベントへの参加を呼びかけたい！

校区のめざす姿2

『和気あいあい 地域がつながる 渋川』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|-----------------------------------|
| ★できるだけ声かけを推進する中で、顔のみえる関係づくりを進めます。 |
| ★多世代で交流する場や機会を増やします。 |



| 取り組みの状況 |
|---|
| ○地域の人と子どもたちがあいさつや声かけを行えている。 |
| ○小中学校でのあいさつ運動やスクールガードで子どもたちとコミュニケーションを図れた。 |
| ○ごみゼロ運動やウォーキング大会を開催した。 |
| ○イベントPR用ポスターを小学校・公民館・渋川福祉センターに掲示するほか、町内会の回覧板やシニアクラブの定例会でも参加を呼びかけ、多世代が参加できるよう広く周知した。 |

■校区懇談会からの意見

登下校中の子どもたちに「行ってらっしゃい」「お帰り」と声をかけています。



外国人の転入者が増えていますが、声かけがなかなかできていないのが課題です。

校区のめざす姿3

『高齢者になっても仲間がいる、居場所がある 渋川』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|---|
| ○誰もがシニアクラブに加入しやすいよう、魅力的な行事の検討を支援します。 |
| ○集会所などを活用し、高齢者が気軽に集える場所を増やします。 |
| ★校区社協や自治会・町内会、民生委員・児童委員などが連携し、支援を必要とする人を定期的に見回ります。 |
| ○市や自治会・町内会、自主防災会などと連携し、家族と暮らしている高齢者の情報を把握して、地域活動への参加を促進します。 |



| 取り組みの状況 |
|--|
| ○シニアクラブと連携して対象の方に加入促進を図った。 |
| ○シニアクラブ役員の負担軽減を図った。 |
| ○健康体操やヨガ教室などを実施した。 |
| ○一部町内会では月1回、集会所周辺の草取りを実施し、その作業後に町内会員の談話室として利用した。 |
| ○災害時や自治会で家族の安否確認ができるように、各戸の家族名簿を作成している。 |
| ○自治会と連携して高齢者情報を収集したが、支援が必要な人の情報までは把握できなかった。 |
| ○地域ふれあい敬老会、友愛訪問活動を実施し、高齢者の把握を行った。 |
| ○会議では、自主防災への関心が高まった。 |

■校区懇談会からの意見

シニアクラブのアピール方法をもっと考えたい！



災害対策として高齢者名簿を作成していきたい！

校區別計画

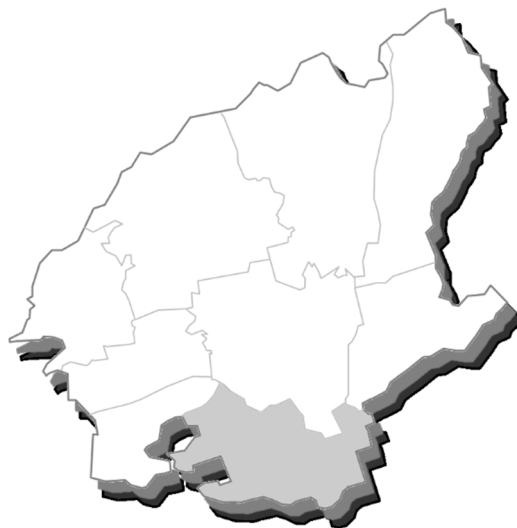
渋川小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 楽しい！参加 したい！地域 活動のある 渋川 | ○地域活動への参加がハードルにならないよう、気軽に参加できる「プチ参加」の仕組みを工夫します。 ・幅広い世代が参加できるように魅力的な活動を促進します。 |
| | | ★地域組織において、幅広い世代による適切な役割分担を行うことで、役員の負担軽減を図ります。 ・若年層（子育て世代）のボランティア活動への加入促進を図ります。 |
| | | ★地域活動や行事の認知度を高め、参加を呼びかけます。 ・それぞれの世帯に応じた周知を行います。 ・自治会・町内会加入者以外への呼びかけも検討します。 |
| 2 | 和気あいあい 地域がつなが る 渋川 | ★あいさつ活動を推進する中で、顔の見える関係づくりを進めます。 ・あいさつを積極的に行い、世帯の見守りにつなげます。 |
| | | ○多世代で交流する場や機会を増やします。 ・各種団体や学校・PTAなどと連携し、参加を呼びかけます。 |
| | | ○こどもが地域で活躍できる機会をつくれます。 |
| 3 | 高齢者になっ ても仲間がい る、居場所が ある 渋川 | ★集会所などを活用し、高齢者が気軽に集える場所を増やします。 ・地域で自由に集まることができる場を有効的に活用します。 |
| | | ○校区社協や自治会・町内会、民生委員・児童委員などが連携し、支援を必要とする人を把握します。 ・ボランティア団体などの情報提供をします。 |

4 本地原 小学校区

小学校区の概況

本地原小学校区は、市南部に位置し、名古屋市と接しています。最寄り駅として名古屋市の藤が丘駅を利用している人も多く、生活圏が名古屋市の人が多く、ベッドタウンとしての役割を高めています。国道 363 号沿いには、飲食店や商店が数多く立ち並び活気のある校区です。



■本地原小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|---------|---------|----------|
| 総人口 | 11,319人 | 11,223人 | -96人 |
| 高齢化率 | 27.6% | 28.0% | +0.4ポイント |
| 年少人口割合 | 12.6% | 11.3% | -1.3ポイント |

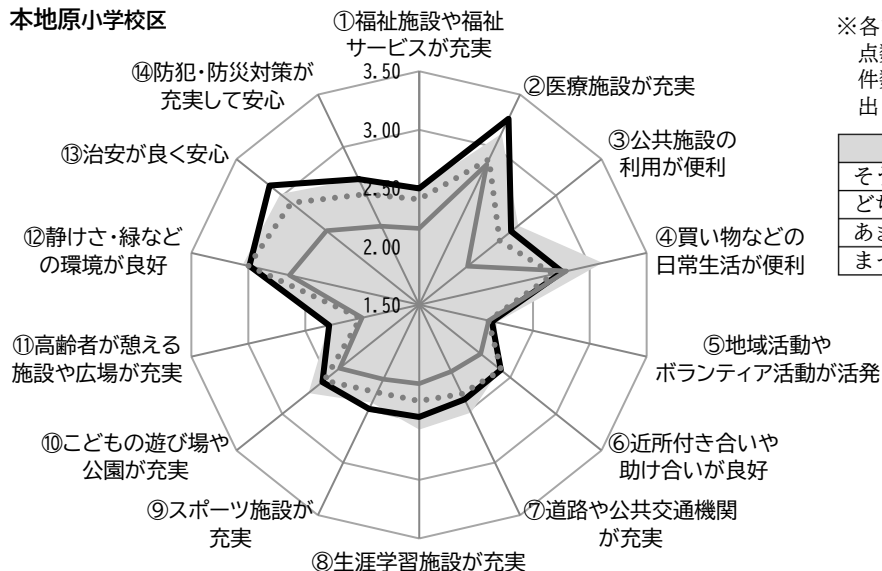
資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

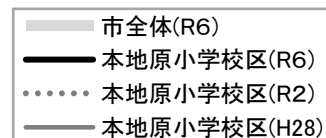
- 市全体を上回っている分野は「②医療施設が充実」「⑥近所付き合いや助け合いが良好」「⑨スポーツ施設が充実」「⑬治安が良く安心」であり、他の分野は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「②医療施設が充実」「⑬治安が良く安心」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年でいずれの分野も増加またはほぼ横ばいとなっています。

本地原小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |



これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『向こう三軒両隣のきずながある 本地原』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|-----------------------------|---|
| ★子育てパパ、ママの力を活かした地域活動を検討します。 | ○子ども会所属の保護者が運動会、敬愛ふれあい行事、もちつき大会などの地域行事の運営に協力した。 |
| ★若い世代も地域活動に参加しやすい環境をつくります。 | ○もちつき大会やごみゼロ運動を実施し、家族ぐるみでふれあえた。 ○ソフトボール愛好会や本地ヶ原連合自治会の協力団体の活動を通じて若い世代の地域活動への参加促進を図った。 |
| ★家庭・世帯全体で参加できる地域の行事を開催します。 | ○ごみゼロ運動、ふれあい運動会、ふれあい昼食会、もちつき大会、防災訓練、盆踊り、年末大掃除など、家庭や世帯全体で参加できる行事を継続して実施できた。 |
| ★地域特有の行事を継続します。 | ○どんど焼き、盆踊り、もちつき大会を継続して実施できた。 ○子ども会の廃品回収を町内会が引き継ぐなど、状況に合わせて取り組みを継続できた。 |
| ○住民に対し、地域の行事等について案内します。 | ○本地ヶ原連合自治会の回覧制度の利用やホームページでの発信、公共施設でのポスター、サイネージ掲示をし、地域の行事などをPRした。 |

■校区懇談会からの意見

犬の散歩や、花の水やり、掃除など、無理なく簡単にできる見守り活動が沢山あると思います。



沢山の魅力的な取組があるので、PRの仕方を工夫していきたい！

校区のめざす姿2

『親子の笑顔があふれる 本地原』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|-----------------------------------|---|
| ○小・中学生のあいさつ運動を推進します。 | ○小、中学校であいさつ運動を実施した。 ○連合自治会防犯交通委員会、青少年健全育成、青色パトロール隊、PTAなどが協働し、あいさつや見守り活動を行った。 |
| ○子ども会や子育て世帯とのつながりを強化し、情報を共有します。 | ○本地ヶ原子ども会の運営会議に連合自治会会長が参加して情報共有を図るなど、地域行事で協働する仕組みができています。 ○こどもの減少や子ども会に加入しない人の増加により、子ども会の存続が課題である。 |
| ★子育て支援を行う施設や児童館、児童クラブなどの活動に協力します。 | ○自治会のホームページで児童館だよりを掲載した。 |
| ○子育てサロンを充実し、親子の居場所をつくります。 | ○予定どおり毎月実施できた。 ○子育て世帯の減少とともに、サロンへ来てくれる親子が減少している。 |
| ○「新池交流館・ふらっと」を活用した多世代交流を促進します。 | ○「ふれあい昼食会」の余興でこどもたちが活躍する場を設け、シニア世代から喜ばれた。 |

■校区懇談会からの意見

こどもがあいさつをできるように、もっと積極的にほめていきたい！



子育てサロン「だんだん」を予定どおり毎月実施しています！

校区のめざす姿3

『地域全体で高齢者やこどもを見守る 本地原』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|----------------------------------|--|
| ★民生委員・児童委員を中心に、住民全体が高齢者支援を心がけます。 | ○本地原防災支援隊を立ち上げ、各団体で集まる機会ができた。 ○民生委員・児童委員による定期訪問を実施した。 |

■校区懇談会からの意見

令和6年度から、防災支援隊が立ち上がりました！



ボランティアのなり手が少なく、できなかった活動もあります…。

校區別計画

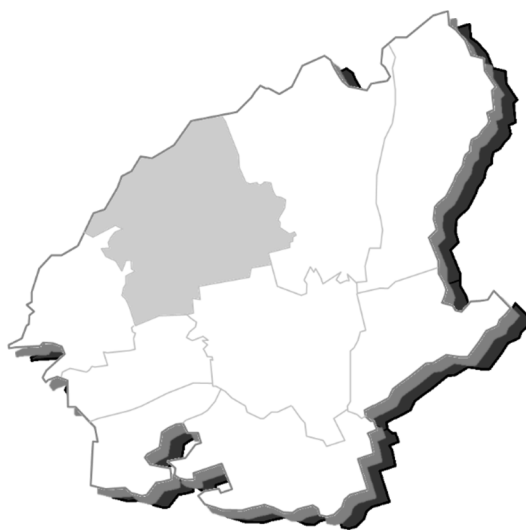
本地原小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|----------------------|---|
| 1 | 向こう三軒両隣のきずながある 本地原 | <p>○親子で参加できる活動をより工夫し、子育て世帯同士のつながりを深めます。</p> <p>★地域の誰もが地域活動に参加するよう促します。</p> <p>○地域の誰もが参加できる行事を地域や団体と協力して開催し、PRを工夫します。</p> <p>○地域特有の行事を継続します。 ・状況に合わせて継続できるよう検討します。</p> <p>○自治会・町内会に加入していない人に対して課題をみんなで相談します。</p> <p>★様々な行事を通じて、ボランティアや協力者をみつけるよう努力します。</p> |
| 2 | 地域に笑顔があふれる 本地原 | <p>★小・中学生のあいさつ運動に限らず、登下校時にかんたんにできる見守りを地域全体に促します。 ・児童・生徒と交流する機会を増やします。</p> <p>○子育て世帯とのつながりを強化し、情報を共有します。 ・情報共有や連携ができる体制づくりを検討します</p> <p>★子育て支援を行う施設や児童館などの活動に協力します。</p> <p>★子育てサロンを充実し、親子の居場所を継続的に提供します。 ・子育てサロンへの参加を促します。</p> |
| 3 | 地域全体で高齢者や子どもを見守る 本地原 | <p>★民生委員・児童委員を中心に、住民全体が高齢者・子ども支援などを心がけます。 ・関係団体間の交流や情報交換に努めます。</p> <p>★災害がおきた時に備え「災害支援隊」を中心に助け合う地域づくりをめざします。</p> |

5 城山 小学校区

小学校区の概況

城山小学校区は、水と緑の豊かな城山公園と静かな住宅地に囲まれた環境です。大学が立地している関係から、若い人が行き交うにぎわいのある地区です。



■城山小学校区の総人口などの推移

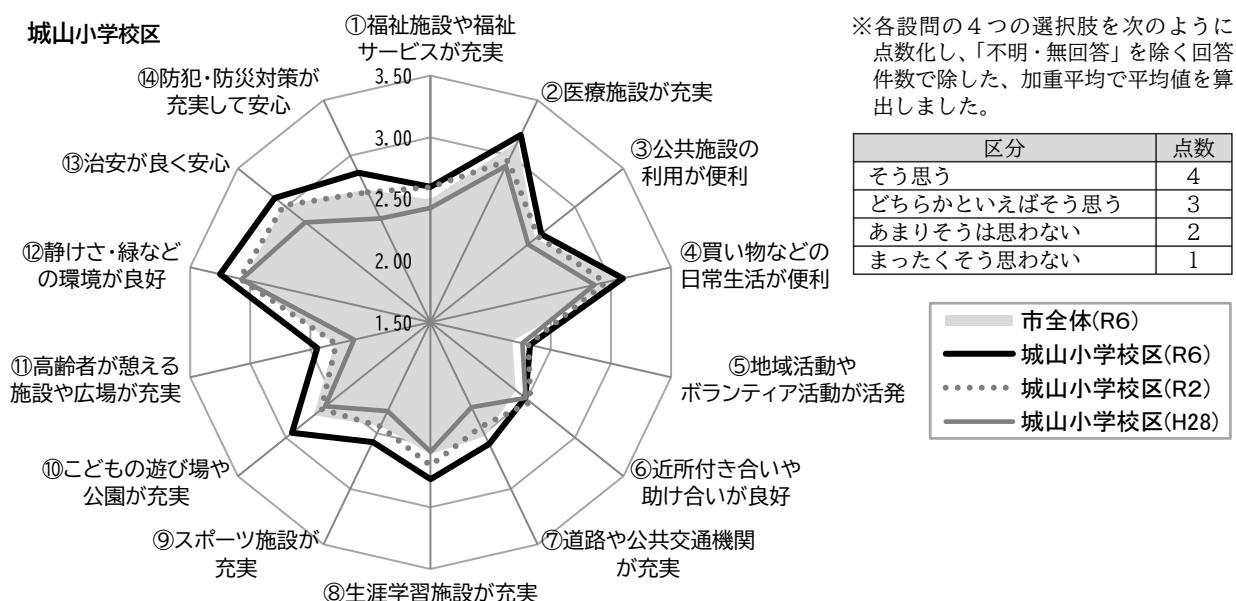
| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|---------|---------|----------|
| 総人口 | 11,218人 | 10,869人 | -349人 |
| 高齢化率 | 27.3% | 27.7% | +0.4ポイント |
| 年少人口割合 | 14.7% | 13.0% | -1.7ポイント |

資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野が多くなっているものの、「④買い物などの日常生活が便利」は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「②医療施設が充実」「⑬治安が良く安心」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で「⑥近所付き合いや助け合いが良好」で得点が減少している一方で、そのほかの分野は増加しています。



これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『一致団結！三世代で思い出ができる 城山』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| <p>★対象者に合わせたイベントPRポスターの作成や保育園、児童館、商店の協力を得るなど、イベントの周知方法を工夫します。</p> | <p>○自治会の掲示板を増やし、活用できた。 ○イベントPRポスターを作成し、自治会や学校などに協力を仰ぐことができた。</p> |
| <p>○行事やイベントの意味や目的も含めて周知するとともに、集まりやすい場所・範囲を工夫し、参加促進を図ります。</p> | <p>○今あるイベントを継続して実施し、もちつき大会を再開できた。 ○城山コミュニティセンターのほか、公民館や小学校などの施設を活用し、ふれあい行事を実施した。</p> |
| <p>○義務的ではなく、自発的に参加する魅力ある楽しい雰囲気づくりを行います。</p> | <p>○校区社協で自発的な参加を呼びかけた。 ○ジュニアリーダーズクラブが地域で活躍した。</p> |
| <p>★校区大運動会では、競技種目を工夫し、三世代が楽しく競い合う中での交流の活性化を図ります。</p> | <p>○校区大運動会は、雨で中止となったが、代わりに開催した城山ワークショップでは、こどもたちとコミュニケーションが図れた。 ○子ども会が解散したことにより、運動会の参加が少なくなっており、参加者の募集方法を工夫していく必要がある。</p> |
| <p>★地域組織・団体と若い世代の連携を図り、こどもと大人が一緒に参加できる行事・イベントを考案します。</p> | <p>○盆踊り大会、城山児童ふれあいサマーフェスタ、歩け歩けとお楽しみ満腹大会、ごみゼロ運動などを実施し、多くの人の交流機会を作れた。 ○城山児童ふれあいサマーフェスタやひとり暮らし高齢者ふれあい茶話会などの行事には、小学生やジュニアリーダーズクラブにも協力してもらえた。</p> |

■校区懇談会からの意見

コロナ禍でイベントや行事への参加意識が薄れたように感じます。



イベントの効果的なPR方法をもっと考えたい！

校区のめざす姿2

『みんなでつくる安心・安全な明るい 城山』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|--|
| ○ウォーキングなどの健康増進の取り組みを防犯パトロールと連動した取り組みとして進め、「健康づくり」と「安心・安全な地域づくり」の両面から強化を図ります。 |
| ★空き家も含め、防犯パトロールの増加を図ります。 |
| ★防災訓練の一層の充実を図り、災害時対策への住民全員の意識を高めるとともに、災害時に適切な行動がとれるようにします。 |

| 取り組みの状況 |
|---|
| ○歩け歩けとお楽しみ満腹大会は、従来のコースを一部変更、距離を短縮して実施し、高齢者や家族など、多くの人の参加があった。 |
| ○時間や人員の都合上、防犯パトロールの実施が難しくなっている。 |
| ○小、中学校であいさつ運動を実施した。 |
| ○防犯パトロールが一部の人に偏っている。 |
| ○自主防災訓練で炊き出しを実施するなど、防災意識の向上を図った。 |
| ○防災訓練に一家そろって参加してくれる家族もいるが、参加者が少ないため、参加者を増やすための案内を用意するなどの工夫が必要である。 |

■校区懇談会からの意見

防災イベントをもっと誰でも参加できるものになりたい！



災害発生時の安否確認ができる仕組みづくりが必要だと思います。

校区のめざす姿3

『今日も元気、明日も元気 高齢者の笑顔あふれる 城山』

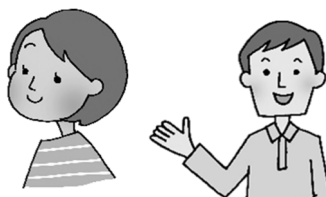
■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|-----------------------------------|
| ★地域組織・団体の連携により、行事への参加の呼びかけを推進します。 |
| ○高齢者対象の行事を増やし、高齢者の元気づくりを応援します。 |

| 取り組みの状況 |
|---|
| ○自治会、校区社協、民生委員・児童委員、学校、ジュニアリーダーズクラブなどで連携できた。 |
| ○小学校に情報を発信してもらうことで、こどもの行事への参加が増えた。 |
| ○高齢者の茶話会は催し物が楽しく、参加者に喜んでもらった。また、大学で場所を借りて実施し、小学生やPTAの協力も得られた。 |

■校区懇談会からの意見

町内会での公園掃除で、顔見知りが増えてうれしいです。



大学生の参加を呼びかけ、若者を巻き込んでいきたい！

校區別計画

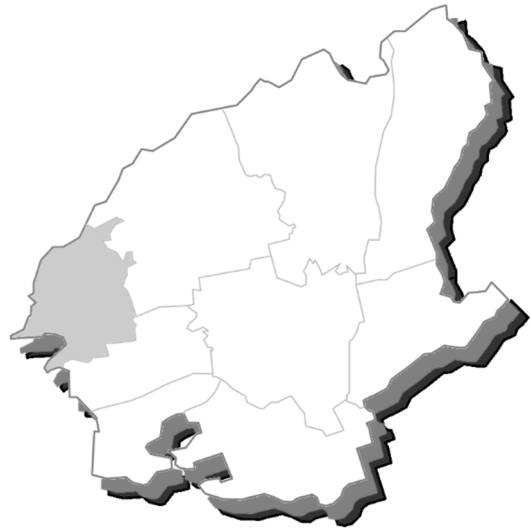
城山小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|---|---|
| 1 | 一致団結！ 三世代で思 い出ができ る 城山 | <p>★対象者に合わせたイベントPRポスターの作成や保育園、児童館、商店の協力を得るなど、イベントの周知方法を工夫します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に伝わりやすい情報発信方法を取り入れます。（SNSの活用、ポスターにQRコード添付、ポスターを派手に大きくする、掲示板を増加させるなど） ・イベント専用の掲示板をつくります。 <p>○行事やイベントの意味や目的も含めて周知するとともに、集まりやすい場所・範囲を工夫し、参加促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山コミュニティセンターをさらに有効的に活用し、住民が立ち寄りやすい環境にします。 <p>○サマーフェスタやワークショップなどを通じて、三世代が楽しく競い合う中での交流の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方法を工夫し、参加者の増加につなげます。 <p>★地域組織・団体と若い世代の連携を図り、こどもと大人と一緒に参加できる行事・イベントを考案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを募るなど、若い世代の参加促進を図ります。 ・ラジオ体操を実施します。 ・名古屋産業大学や名古屋経営短期大学などと連携した行事・イベントの開催を検討します。 |
| 2 | みんなでつ くる安心・安 全な明るい 城山 | <p>○ウォーキングなどの健康増進の取り組みを進め、「健康づくり」の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングマップの活用やコースの充実など、参加者の増加につなげる仕掛けづくりを行います。 <p>○空き家も含め、防犯パトロールの組織の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区社協や自治会・町内会、民生委員・児童委員などが連携を強化します。 <p>★防災訓練を誰もが参加しやすくなるよう工夫し、災害時対策への住民全員の意識を高めるとともに、災害時に適切な行動がとれるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練への参加を促します。 ・民生委員・児童委員の活動を通して避難場所の確認を行います。 |
| 3 | 今日も元気、 明日も元気 高齢者の笑 顔あふれる 城山 | <p>○高齢者向けイベントについて、地域組織・団体の連携により、行事への参加の呼びかけを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋産業大学や名古屋経営短期大学などと連携した行事・イベントの開催を検討します。 <p>○高齢者対象の行事を増やし、高齢者の元気づくりを応援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けイベントの場所を検討します。 |

6 白鳳 小学校区

小学校区の概況

白鳳小学校区は、市の北西部に位置し、名古屋市と接しています。校区内には、幹線道路として東西に県道名古屋瀬戸線、南北に県道松本名古屋線が走っています。鉄道は名鉄瀬戸線印場駅があり、通勤などに恵まれた立地にあります。また、小幡緑地公園（東園）があり、自然にも恵まれています。



■白鳳小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|---------|---------|----------|
| 総人口 | 10,600人 | 10,949人 | +349人 |
| 高齢化率 | 21.9% | 22.3% | +0.4ポイント |
| 年少人口割合 | 15.1% | 14.1% | -1.0ポイント |

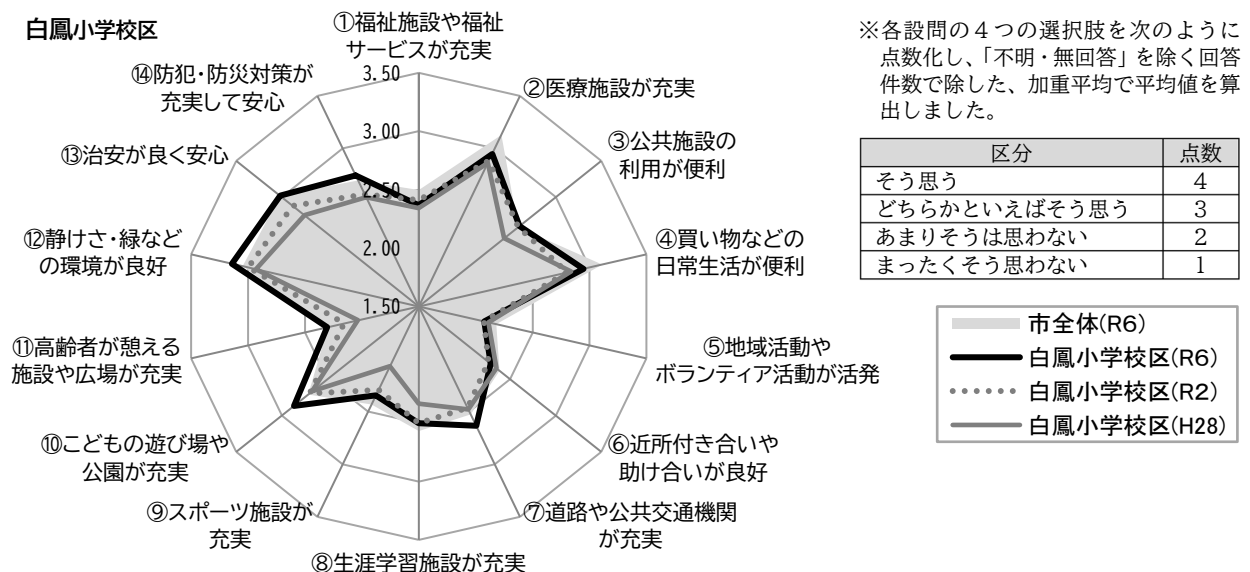
資料：住民基本台帳

(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野は14分野中「⑦道路や公共交通機関が充実」「⑩こどもの遊び場や公園が充実」などの6分野であり、ほかの分野は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「⑬治安が良く安心」「②医療施設が充実」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年でいずれの分野も増加またはほぼ横ばいとなっています。



これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『地域行事には全員参加！ 顔見知りがいっぱいの 白鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| <p>★1年間で1回は地域行事、イベントに全員参加できるように、関係団体代表者による定例的会議を設立するなどの仕組みをつくりまします。</p> | <p>○ウォーキング in 白鳳、もちつき大会、盆踊り大会、楽しいふれあいの会、防災訓練などを実施した。</p> <p>○各地域行事やイベントの開催にあたり、関係諸団体と協議の機会を設けて行事内容の情報共有に努めた。</p> |
| <p>○こどもと一緒に参加した大人にターゲットをしぼり、地域活動への継続的な参加につなげまします。</p> | <p>○児童館で昔の遊びをするイベントを実施した。</p> <p>○ウォーキング大会では、親子での参加もあった。</p> |
| <p>○こどもが企画に参画するイベントを行います。</p> | <p>○ウォーキング in 白鳳、防災訓練、楽しいふれあいの会に小学生がボランティアで参加した。</p> |

■校区懇談会からの意見

近所の人々が気軽に集まれる場所や機会があると良いと思います。



こどもがボランティアとして色んな行事に参加できて良かった。

校区のめざす姿2

『高齢者を孤立させない つながりのある 白鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|--|
| <p>★「いきいきサロン」の定期開催など、住民主体の高齢者の交流の場づくりを継続して推進しまします。</p> | <p>○「いきいき白鳳」を年4回開催し、高齢者の孤独・孤立の防止やこどもとふれあう機会の創出に取り組んだ。</p> <p>○団体との連携を深め、活動を活性化させる必要がある。</p> |
| <p>○災害対策を充実しまします。</p> | <p>○各地域で「助け合いの仕組みづくり」に取り組んでもらえるよう働きかけた。</p> <p>○災害時の高齢者支援の仕組みを整える必要がある。</p> |
| <p>○社協が実施する生活応援サービスを活用し、ひとり暮らし高齢者への買い物支援を充実しまします。</p> | <p>○買い物支援は実施できていない。</p> <p>○『緊急時情報カード・安心カード』を70歳以上の独居・高齢者世帯の方に配布し、在宅時や外出時に役立ててもらえるようにした。</p> |

■校区懇談会からの意見

「白鳳いきいきサロン」を継続して定期的実施しています。



元気な高齢者にもっと参加していただける方法を考えたい。

校区のめざす姿3

『子育ての魅力のある 白鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|---|
| ○親子のふれあいを大切にするなど、大都市にはない魅力的な児童館があることをPRします。 |
| ○子ども会活動が継続できるよう働きかけます。 |

| 取り組みの状況 |
|--|
| ○じどうかんフェス、工作会などの児童館行事を開催し、こどもや保護者と交流できた。 |
| ○児童館行事の参加者減少に伴い、行事も減少している。 |
| ○安全面がより重視されるようになり、活動内容を考えるのが難しくなっている。 |
| ○子ども会が減少しており、その後のフォロー体制を確立する必要がある。 |

■校区懇談会からの意見

子ども会がどんどん減ってきており、組織の見直しが必要だと思えます。



地域全体でこどもを見守ります！

校区のめざす姿4

『まずは自分から！防災・防犯意識の高い 白鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること |
|-------------------------------|
| ★自主防災活動を通して、地域のつながりを深めます。 |
| ○一人ひとりが防災の意識を高く持ち、防災訓練に参加します。 |

| 取り組みの状況 |
|---|
| ○自主防災訓練を通じて、防災についての知識などを普及した。 |
| ○令和6（2024）年度は市の総合防災訓練の一環として自主防災訓練を行い、例年の校区防災訓練とは異なる情報を得ることができた。 |
| ○身近な防災活動が校区全体の防災につながることなど、防災に対する意識の統一が必要である。 |

■校区懇談会からの意見

災害時の高齢者の支援について考える必要があります。



ご近所のつながりがより大切になってきています。

校區別計画

白鳳小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

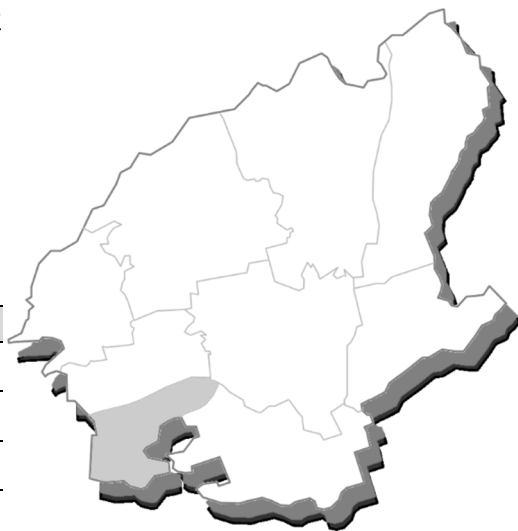
| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 地域行事には 全員参加！顔 見知りがいっ ぱいの 白鳳 | ○1年間で1回は地域行事、イベントに全員参加できるよう、関係 団体代表者による定例会議を継続します。 ・地域行事、イベントの充実を図ります。 |
| | | ★こどもと一緒に行事に参加した大人を地域活動への継続的な参加 につなげます。 ・親子が参加できる地域行事・イベントを開催します。 |
| | | ○こどもが企画に参画するイベントを行います。 ・こどもと高齢者がふれあう機会を設けます。 |
| | | ★地域でこどもを見守ります。 ・みんなで声かけやあいさつをします。 |
| 2 | 高齢者を孤立 させない つ ながりのある 白鳳 | ★「いきいきサロン」を定期開催し、高齢者の交流の場づくりを継 続して推進します。 ・声かけによるサロンの案内をします。 |
| 3 | 子育ての魅力 のある 白鳳 | ○親子のふれあいを大切にします。 ・児童館行事への参加を促します。 |
| | | ★地域でサポート応援します。 ・子育て世代の保護者のみなさんを応援します。 |
| 4 | まずは自分か ら！防災・防 犯意識の高い 白鳳 | ○自主防災防犯活動を通して、地域のつながりを深めます。 ・活動内容や目的などを周知します。 ・ワンワンパトロールの検討を行います。 |
| | | ★一人ひとりが防災の意識を高く持ち、防災訓練に参加します。 ・災害の想定や避難に支援を必要とする人に関する情報などを地域で 共有する方法を検討します。 |
| | | ○災害対策を充実します。 ・防災に関する話をするなど、高齢者の防災に対する意識を高めます。 |

7 瑞鳳 小学校区

小学校区の概況

瑞鳳小学校区は、市の南西端部に位置し、名古屋市と接しています。矢田川沿いの自然豊かな環境にあり、その近くに瑞鳳小学校があります。

また、校区内には、幹線道路として県道上半田川名古屋線及び県道松本名古屋線が走っています。



■瑞鳳小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 7,256人 | 7,125人 | -131人 |
| 高齢化率 | 29.1% | 29.2% | +0.1ポイント |
| 年少人口割合 | 12.9% | 11.5% | -1.4ポイント |

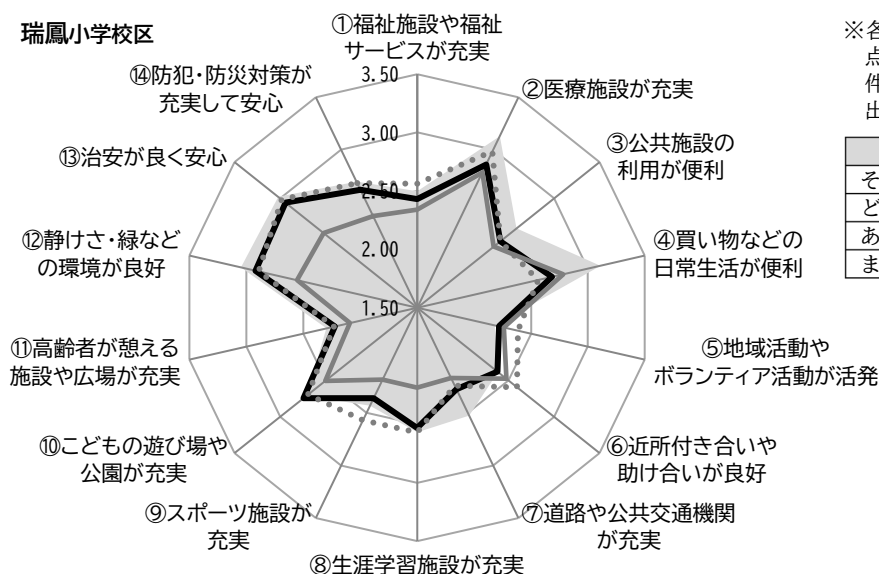
資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野は「⑤地域活動やボランティア活動が活発」「⑩こどもの遊び場や公園が充実」であり、ほかの分野は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「⑬治安が良く安心」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「②医療施設が充実」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で14分野中2分野の得点が減少しています。また、令和2年と比べると9分野で減少しています。

瑞鳳小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |

| |
|-------------|
| 市全体(R6) |
| 瑞鳳小学校区(R6) |
| 瑞鳳小学校区(R2) |
| 瑞鳳小学校区(H28) |

これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『「こども」を核とし 世代を超えたつながりのある 瑞鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|---|
| ★学校の余裕教室を活用し、元気な高齢者とこどもの交流の場をつくります。 | ○学校の余裕教室を利用して、サロン「ずいほう+(プラス)」を開催した。 |
| ★高齢者サロンと保育園、小学校の交流事業やこども、若い世代によるシニアクラブの運営支援など、世代間の交流を通じた地域のつながりの強化を図ります。 | ○小学校とのやり取りが活発化し、具体的な取り組みを進めていく予定を立てることができた。 |
| | ○ごみゼロ運動では、協力団体の呼びかけで多くのこどもたちが大塚古墳でのふれあい清掃に参加した。 |
| | ○敬老茶会福祉フェアで、小学生による呈茶の提供、作文や似顔絵の掲示などを行うほか、公民館作品展に協力した。 |

■校区懇談会からの意見

近所のみなさんに高齢者サロンを宣伝しています！



新しい取り組みとして、ずいほう+(プラス)を開催しました！



校区のめざす姿2

『みんなに役割があり、地域活動が活発な 瑞鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| ★多忙な人でも地域活動に参加できるよう、周知方法も含め役割分担を工夫します。 | ○役員の役割の見直し、各行事における活動内容の縮小、係の役割の一部変更などにより、負担軽減を図った。 |
| ○地域の行事に小・中学生、高校生に意見を出してもらえる機会をつくります。 | ○役員や委員の交代にあたっては、関係団体などで情報交換会を行った。 |
| ★転入世帯が地域を知り、参加するきっかけとなるよう、積極的に声かけを行うとともに、参加しやすい行事やイベントを企画します。 | ○敬老茶会に小学生が参加した。 |
| | ○小学校で行われるふれあいこども会議や給食試食会、学校運営協議会に地域住民が参加した。 |
| | ○町内掲示板でのポスター掲示や町内会の回覧板を利用するなど、広報活動を実施した。 |
| | ○あいさつなどを大切に近所づきあいを継続して取り組んだ。 |

■校区懇談会からの意見

防災訓練など、地域で災害対策に取り組んでいく必要があります。



地域でスマートフォン教室があると良いと思います。

校区のめざす姿3

『高齢者の生きがい 活躍の場がある 瑞鳳』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|--|
| ○「たすけあいチーム」の活動を充実させます。 | ○活動を継続して実施できた。 ○定例の会議では、外部講師による整体についての最新の実践方法や災害ボランティアによる活動報告などで情報共有を図った。 |
| ○元気な高齢者が地域で役割を持てるよう、高齢者が活躍できる場の開発・企画を進めます。 | ○ふれあい盆踊りや公民館作品展については、参加者数が増加し、コロナ禍前の状況に戻りつつある。 |
| ○高齢者サロンを充実するとともに、参加の呼びかけを行います。 | ○サロン「ずいほう+(プラス)」を実施し、参加者が増加した。 |
| ★高齢者への買い物支援を行います。 | ○訪問巡回販売を継続して実施した。 ○図書交換会を実施し、家庭で不要になった絵本、文庫本などの無償交換を行った。 |

■校区懇談会からの意見

たすけあいチームは瑞鳳小学校区の強みです！



グラウンドゴルフ、健康麻雀など、高齢者が活躍できる場を増やしていきたい！

校区别計画

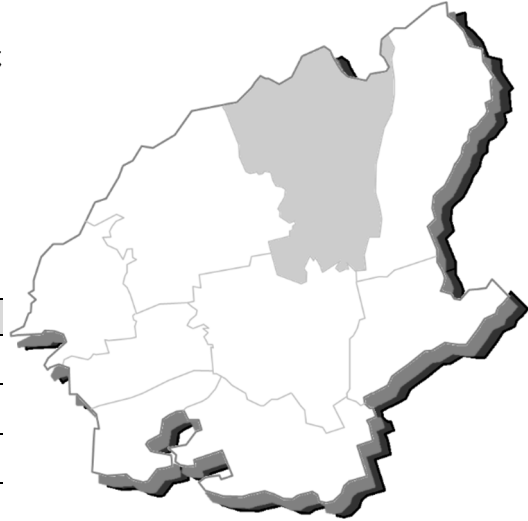
瑞鳳小学校区の校区别計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校区别チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 「こども」を核とし世代を超えたつながりのある瑞鳳 | <p>★学校の余裕教室を活用し、乳幼児の親子と元気な高齢者がこどもと交流できる場を充実・発展させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代が交流する機会や場を増やします。 <hr/> <p>○安心して子育てできる環境づくり、地域で見守るサロン及び高齢者サロンと保育園、小学校の交流事業やこども、若い世代によるシニアクラブの運営支援など、世代間の交流を通じた地域のつながりの強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織や関係団体間で連携する体制づくりを進めます。 <hr/> <p>★伝統文化（棒の手、うちはやしなど）の継承を通じて、世代を超えたつながりをつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちへ出前授業を行います。 |
| 2 | みんなに役割があり、地域活動が活発な瑞鳳 | <p>○多忙な人でも地域活動に参加できるよう、周知方法も含め役割分担を工夫します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織や関係団体の連携による人材発掘を行います。 <hr/> <p>★地域の行事に小・中学生、高校生に意見を出してもらえる機会をつくり、継続して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の行事に地域住民が参加します。 <hr/> <p>○転入世帯が地域を知り、参加するきっかけとなるよう、積極的に声かけを行うとともに、参加しやすい行事やイベントを企画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会に加入するメリットや行事予定を伝えます。 <hr/> <p>★多くの人に興味を持ってくれるような災害対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加型のゲームのような防災訓練を企画します。 |
| 3 | 高齢者の生きがい活躍の場がある瑞鳳 | <p>○「たすけあいチーム」の活動を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の適宜見直しや人材確保を行います。 <hr/> <p>○元気な高齢者が地域で役割を持てるよう、高齢者が活躍できる場の開発・企画を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が持つ能力や知識、経験などを地域に活かす仕組みをつくります。 <hr/> <p>○高齢者サロンを充実するとともに、参加の呼びかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンに関する情報発信を行うとともに、開催方法について検討します。 <hr/> <p>★高齢者への買い物支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理購買や移動販売などの情報提供を行います。 |

8 旭丘 小学校区

小学校区の概況

旭丘小学校区は、尾張旭市の北部に位置し、校区内には、東西に瀬戸新居線、南北に県道玉野川森林公園線が走っています。また、森林公園や濁池など、自然が豊かな環境です。高級住宅が多く並んでおり、閑静な住宅街となっています。



■旭丘小学校区の総人口などの推移

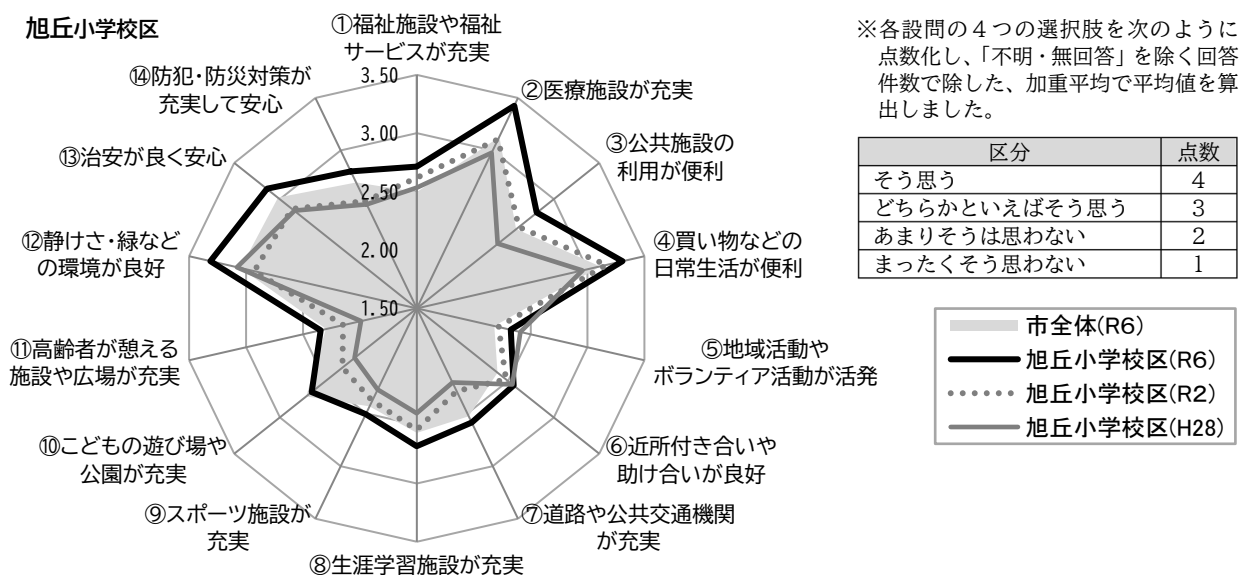
| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 9,625人 | 9,882人 | +257人 |
| 高齢化率 | 29.5% | 29.2% | -0.3ポイント |
| 年少人口割合 | 14.4% | 13.8% | -0.6ポイント |

資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野が多くなっているものの、「⑩こどもの遊び場や公園が充実」は市全体の平均と同等となっています。
- 令和6年の結果では、「②医療施設が充実」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」「④買い物などの日常生活が便利」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で「⑤地域活動やボランティア活動が活発」を除いた分野で増加しています。



これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『地域活動の担い手が循環する 旭丘』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|---|
| ○退職世代、若い世代に照準を合わせた担い手の育成を行います。特に「女性の力」を地域活動に活かせる仕組みを検討します。 | ○小中学生や小学校PTAが連合自治会の企画・運営に加わり、若い力で協議し、進行した。 ○責任者を女性が務める組織ができた。 |
| ★親と子どもと一緒に参加できるボランティア活動の内容の見直しや機会の充実を図り、担い手の育成につなげます。 | ○「がおか探検隊」「ごみゼロ運動」「ふれあいハイキング」「夏休みのラジオ体操」などに親子での参加があった。 ○親子で草むしりなどの活動を実施している地域もある。 |
| ★ふれあい運動会に協力する人を継続的な地域活動につなげます。 | ○コロナ禍で中止が続いたふれあい運動会を廃止し、天候に左右されないよう学校体育館を利用して少人数でも運営ができる「ふれあいスポーツ大会」を実施した。 ○ふれあいスポーツ大会運営には児童やPTAも加わった。 |

■校区懇談会からの意見

「がおか????かくれんぼ」では、こどもたちを中心に企画・運営で頑張っています。



若い人が意見を言いやすい場をつくるのが大切です。

校区のめざす姿2

『隣近所の“つながり”から “地域活動への参加”につなげる 旭丘』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|--|---|
| ★「〇〇の人限定」など、世代やターゲットをしぼった企画の立案をすることで、より趣味、興味に即した地域行事・イベントを実施します。 | ○小学生対象の「がおかホリデーチャレンジ」、シニア対象の「ふれあい敬老会」、「筋トレ教室」などの参加者を世代で絞り、企画を実施した。 ○地域の住民に講師を依頼し、イベントを実施できた。 |

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| ○転入者に向けた地域活動への説明会などを行い、参加の呼びかけを充実します。 | ○転入者には、自治会・町内会への加入案内時に市からの加入啓発資材の提供を受けることができる。 |
| ○住民が集うことができる場所として公民館、集会所などを活用した三世代交流を促進します。 | ○自治会、町内会で説明会を行える人材がいなくなっていることが課題である。 |
| | ○公民館、集会所を利用した健康体操などを実施し、同世代が集うことができた。 |
| | ○がおかホリデーチャレンジでの積み木遊び、児童館行事の凧作り、どんぐりごま、水鉄砲で高齢者と子どもが交流できた。 |

■校区懇談会からの意見

がおかホリデーチャレンジは、14講座開催しました！



連自治会、町内会、PTA、校区社協など、地域で一体となってたくさんの行事を企画したい！

校区のめざす姿3

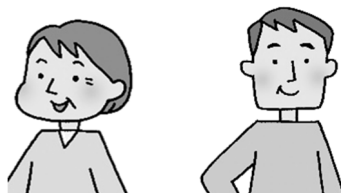
『高齢者を見守り、支え合える安心・安全な 旭丘』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---------------------------------------|--|
| ○回覧板を利用し、隣近所の人がひとり暮らし高齢者を見守る体制をつくります。 | ○回覧板や友愛訪問、昼食の手作り弁当または日用品の配布で、ひとり暮らしの高齢者の状況を知ることができた。 |
| ○シニアクラブでボランティア活動を行うなど、活動の充実を図ります。 | ○回覧板を利用する見守りは顔を合わせる事なくポストに入れて終わる事が多いのが課題である。 |
| ★高齢者の元気づくり・健康づくりに向けた指導を充実します。 | ○シニアクラブで資源ごみの回収が行えた。 |
| | ○ごみゼロ運動、地域の草刈りへの参加があった。 |
| | ○公民館や集会所で元気体操や健康体操を組み合わせた音楽イベントなどを実施した。 |
| | ○自治会町内会では、筋トレ、グラウンドゴルフ、カラオケなどでの交流を図っている。 |

■校区懇談会からの意見

シニアクラブの加入者を増やしたい！



地域のリーダーとなる人を発掘する必要があります。

校區別計画

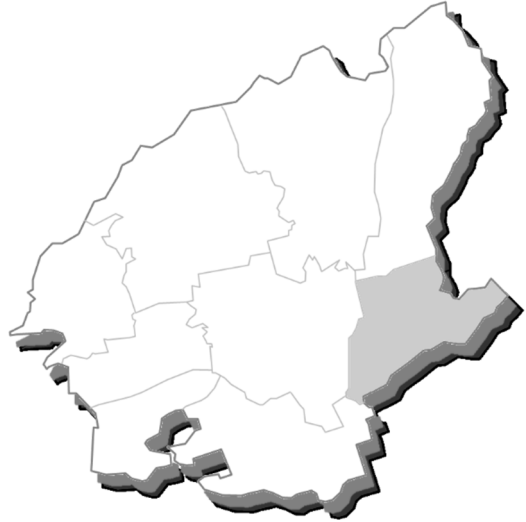
旭丘小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|--|--|
| 1 | 地域活動の担 い手が循環す る 旭丘 | <p>★退職世代、若い世代に照準を合わせた担い手の育成を行います。 特に「子育て世代」を地域活動に活かせる仕組みを検討します。 ・情報交換や多世代交流を行う機会や場を設けます。</p> <p>★親と子どもが一緒に参加できるイベントなどの内容の見直しや機 会の充実を図り、担い手の育成につなげます。</p> <p>○ふれあいスポーツ大会に協力する人を継続的な地域活動につなげ ます。 ・子どもが企画・運営に参加する機会を設けます。</p> |
| 2 | 隣近所の“つ ながり”から “地域活動へ の参加”につ なげる 旭丘 | <p>○「〇〇の人限定」など、世代やターゲットをしぼった企画の立案 をすることで、より趣味、興味に即した地域行事・イベントを実施 します。</p> <p>★転入者を好意的に受け入れ、市のホームページを案内したり、市 の自治会・町内会加入啓発資材を活用して情報発信を行い、地域 活動に参加しやすい環境づくりを行います。</p> <p>○住民が集うことができる場所として公民館、集会所などを活用し た交流を促進します。</p> |
| 3 | 高齢者を見守 り、支え合える 安心・安全な 旭丘 | <p>★隣近所の人が高齢者等支援が必要な人を見守る体制をつくりま す。 ・民生委員・児童委員、自主防災会などが連携し、支援を必要とする 人を見守ります。</p> <p>○シニアクラブでボランティア活動を行うなど、活動の充実を図り ます。</p> <p>○高齢者の元気づくり・健康づくりに向けた指導を拡充します。 ・自治会・町内会や健康づくり団体、公民館などと連携します。</p> |

9 三郷 小学校区

小学校区の概況

三郷小学校区は、市の東部に位置し、瀬戸市と接しています。名鉄瀬戸線三郷駅前には大型商業施設が立地しており、その交通・買い物の利便性の高さから、市内にある名鉄瀬戸線の各駅の中で最も乗降者数の多い駅としてにぎわいを創出しています。



■三郷小学校区の総人口などの推移

| | 令和2年 | 令和7年 | 比較 |
|--------|--------|--------|----------|
| 総人口 | 9,808人 | 9,710人 | -98人 |
| 高齢化率 | 24.1% | 26.3% | +2.2ポイント |
| 年少人口割合 | 12.8% | 12.6% | -0.2ポイント |

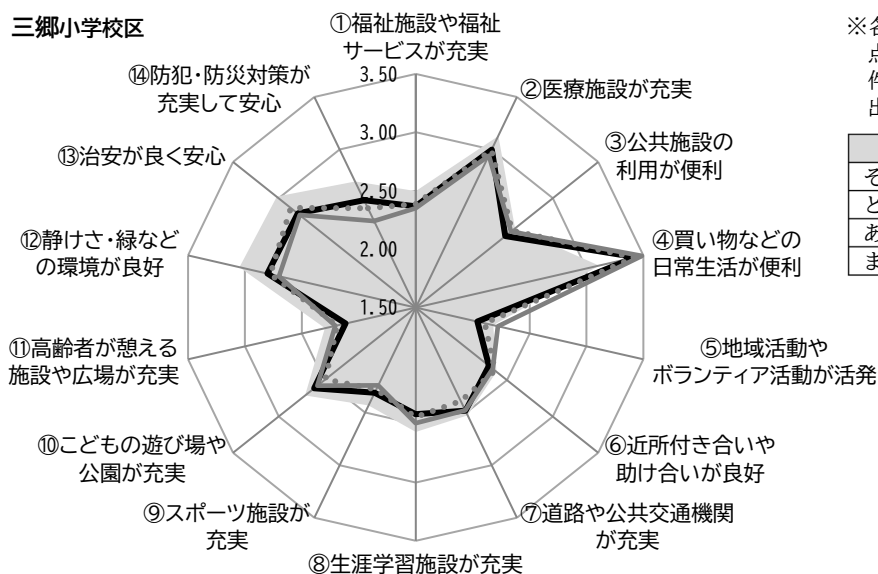
資料：住民基本台帳
(令和2(2020)年3月31日現在、令和7(2025)年3月31日現在)

現状と課題

アンケート調査結果からみる現状

- 市全体を上回っている分野は「④買い物などの日常生活が便利」のみであり、ほかの分野は市全体の平均を下回っています。
- 令和6年の結果では、「④買い物などの日常生活が便利」「②医療施設が充実」「⑫静けさ・緑などの環境が良好」が上位3位の高得点となっています。
- 平成28年及び令和2年とそれぞれ比べると、経年で14分野中6分野の得点が増加し、5分野は減少しています。

三郷小学校区



※各設問の4つの選択肢を次のように点数化し、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

| 区分 | 点数 |
|--------------|----|
| そう思う | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 3 |
| あまりそうは思わない | 2 |
| まったくそう思わない | 1 |

| |
|-------------|
| 市全体(R6) |
| 三郷小学校区(R6) |
| 三郷小学校区(R2) |
| 三郷小学校区(H28) |

これまでの取り組みの状況

前回計画で定めた「校区のめざす姿」を達成するための、「そのために、地域でできること」の取り組みの状況は以下のとおりです。「★」は、前回計画で重点的に取り組んできた事業です。

校区のめざす姿1

『町内会をひとつの家族に！地域のつながりが深い 三郷』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|---|
| ★公共施設の有効利用を図り、多世代交流の場とします。 | ○団体などへ施設利用を促し、打合せなどでの利用が進んでいる。 ○児童館のイベントを手伝った。 |
| ○誰でも参加できるスポーツを通じた多世代交流や開催に関する情報発信を行います。 | ○グラウンドゴルフなど、スポーツを通じた多世代交流ができた。 ○自治会、シニアクラブ、PTAなどと連携し、ソフトボール大会やグラウンドゴルフ大会を実施した。 |
| ★近所でのあいさつを通して風通しのよい地域づくりを行い、イベントへの参加を呼びかけるとともに、現在実施している活動と連携した仕組みを考えます。 | ○あいさつ運動では、こどもたちと交流ができ、学校の先生からも現状を聞くことができた。 |

■校区懇談会からの意見

近所付き合いが少ないため、近所の方を知れる機会があると良いと思います。



こどもも高齢者もあいさつが活発な地域にしたい！

校区のめざす姿2

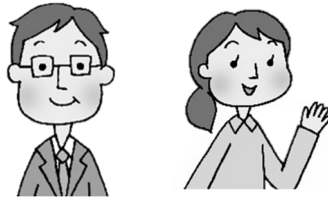
『負担が少なく、楽しく地域活動を進められる 三郷』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|--|
| ★地域活動の担い手の発掘のため、地域活動の周知や、地域における世話好きな人などの情報収集を行います。 | ○高齢化や役員の責任を負担に思い、町内会や子ども会などを退会する人が多い。 ○地域活動の周知や世話好きな人の情報収集が課題である。 |
| ★任期や役割分担を明確にし、役員の負担の軽減を図ります。 | ○民生委員や役員などの人員不足や役割の負担が課題である。 |
| ○地域行事やイベントに協力してもらうボランティアを募集し、参加してくれる人の中から、継続的に取り組んでもらえる人を育成します。 | ○地域の行事に参加しているボランティアが多い。 ○地域行事の運営側スタッフの減少やボランティアが増えないことが課題であり、ボランティアを積極的に募集することが必要である。 |

■校区懇談会からの意見

役員だけに頼らず、みんなで負担を軽減できるように動く必要があると思います。



若い人材の発掘と声かけをしていきます！

校区のめざす姿3

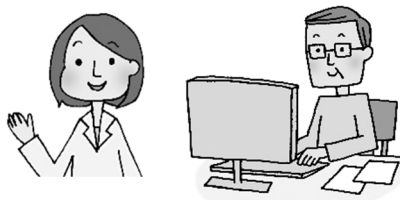
『思い出ができる 魅力的な地域活動のある 三郷』

■これまでの取り組みの状況

| そのために、地域でできること | 取り組みの状況 |
|---|---|
| ○地域住民に地域行事・イベントに関するアンケートを実施し、ニーズを把握します。 | ○イベントのアイデア募集などのアンケートが実施できていない。 ○地域のニーズを調査する必要がある。 |
| ○区民運動会、ふれあいウォーキング大会、防災訓練などの親子で参加できる地域行事・イベントを開催します。 | ○区民運動会、ふれあいウォーキングなど、親子で参加できるイベントを実施し、多くの地域住民が参加した。 ○5年ぶりにどんど焼きでもちつきが実施できた。 |
| ○イベントへの参加ルールや内容について適宜見直しを行うとともに、参加の呼びかけを強化します。 | ○イベントへの参加募集について、スタッフ同士で意見交換し、連携して実施している。 ○学校と連携し、こどものイベント参加を促した。 |

■校区懇談会からの意見

高齢者の孤立を防ぐため、イベントなどへの積極的な参加をすすめていきます！



SNSの活用など、地域住民へのPR方法を考えます！

校區別計画

三郷小学校区の校區別計画は以下のとおりです。「★」は、5年間で重点的に取り組んでいく「校
区版チャレンジ事業」です。

| | めざす姿 | 地域でできること |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | 町内会をひとつの家族に！ 地域のつながりが深い 三郷 | ★公共施設の有効利用を図り、多世代交流の場とします。 ・社協、町内会など関係団体などみんなで連携を図るとともに施設の利用のしやすさを周知します。 |
| | | ★誰でも参加できるイベントを通じた多世代交流や開催に関する情報発信を行います。 ・PTAなどの関係団体と連携し、子育て世代の参加につなげます。 |
| | | ★地域のつながりを深めるために、近所でのあいさつを通して風通しのよい地域をつくります。 ・小・中学校のあいさつ運動を高齢者を含め、地域全体へ広げます。 |
| | | ★小中学生を含め、地域全体で防災意識の向上を図ります。 |
| 2 | 負担が少なく、楽しく地域活動を進められる 三郷 | ★地域活動の担い手の発掘のため、活動の周知を行い、次世代の育成を図ります。 ・地域活動の内容の適宜見直しや経験・資格をもつ人材の発掘などを行います。 |
| | | ★任期や役割分担を明確にし、次世代につながる仕組みをつくりま す。 |
| | | ★地域行事やイベントに協力してもらおうボランティアを募集し、参加してくれる人の中から、継続的に取り組んでもらえる人を育成 します。 ・運営方法の継承やマニュアル化を行います。 ・イベントや行事の簡素化・簡略化により参加しやすくします。 |
| 3 | 思い出ができる 魅力的な 地域活動のある 三郷 | ○地域住民に地域行事・イベントについて、ニーズを把握します。 ・地域行事やイベントの実施方法について適宜見直しを行います。 |
| | | ○親子で参加できる地域行事・イベントを開催します。 ・区民運動会、ふれあいウォーキング大会、防災訓練などを開催しま す。 |
| | | ○イベントへの参加ルールや内容について適宜見直しを行うとともに、参加の呼びかけを強化します。 ・社協、自治会、行政が連携し、児童・生徒のイベントへの参加を促し ます。 |

第8章

計画の推進に向けて

1 地域共生社会の実現に向けた体制強化

本計画の着実な推進に向けては、行政と社協のみならず、地域住民や地域に関わるすべての組織・団体との連携・協働の体制を構築していくことが大切です。地域共生社会の実現をめざし、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各組織、団体のネットワーク化を図ります。

(1) 庁内横断的な連携の強化

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育やこども・子育て、市民活動など、様々な分野との連携が必要になります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

(2) 行政と社協の連携強化

行政と社協が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を行います。行政と社協の役割について、市民にわかりやすいよう周知を図るとともに、役割が重複する分野においては、情報共有をより強化しながら、ワンストップ的な対応ができる体制を整備します。

(3) 市民、事業所などとの連携強化

地域福祉の推進には、地域住民の協力が不可欠です。市民が地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を広報やホームページなど多様な媒体を活用して広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域共生社会の実現に向け、地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者、医療機関、学校、企業、地域に関わるすべての組織・団体などが有機的に連携しながら地域福祉を推進できるよう、地域ケア会議、障害者地域自立支援連携会議、子ども・子育て会議などの場を活用したネットワーク体制の強化を図ります。

2 社協の体制強化

(1) 組織体制の強化

社協は、行政や地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者などの協力を得ながら、福祉を目的とした様々な事業を進めており、地域福祉を推進する上で中心となる組織です。

社協では自主事業の実施、ボランティアセンターの運営、介護保険事業の実施のほか、行政の委託事業として、地域包括支援センターの運営などを行っているため、こうした経験と知識を活かしたさらなる事業内容の充実を図ります。また、専門的な対応力の強化と効率的な事業推進に向け、職員の資質向上と適切な職員配置を進めます。

さらに、地域課題を的確に把握できるよう、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることでニーズ発掘に努めるとともに、課題解決に向けて多様な関係機関との連携が図れるよう、コーディネート機能を強化します。

(2) 財源の確保

社協は限られた財源と職員体制の中で運営されています。活動充実のために、経費の効率的な執行に努めるとともに、社協の会員拡大や共同募金活動への支援強化及び新たな自主財源の確保など、財政基盤を強化します。

3 計画の進行管理

(1) 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、「尾張旭市地域福祉計画推進会議」を評価機関に位置づけ、客観的な評価と進行管理を図ります。

(2) 進行管理方法

本計画の進行管理は、行政、社協による施策・事業の内部評価と、数値目標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。

毎年度の進行管理としては、内部評価に加え、チャレンジ事業に設定している数値目標の進捗を確認します。

各基本目標に設定している「成果指標」については、次期計画策定前に市民意識調査等から達成状況の評価を行います。

資料編

1 策定の経過

【令和6（2024）年度】

| 年月日 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 令和6（2024）年12月24日 | 第1回 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議 ・計画策定にあたって ・策定作業スケジュールについて ・地域福祉に関する市民アンケート調査について |
| 令和7（2025）年1月10日 ～1月24日 | 団体ヒアリング調査の実施 |
| 1月31日～2月14日 | 市民アンケート調査の実施 |

【令和7（2025）年度】

| 年月日 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 令和7（2025）年5月9日 | 第2回 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議 ・地域福祉に関するアンケート調査報告 ・地域福祉計画 骨子案の検討 |
| 5月～7月 | 校区懇談会の実施 第1回（全体会）：5月12日 第2回（校区别）：6月15日 渋川、城山、白鳳 6月20日 旭丘、旭、東栄 6月21日 瑞鳳、本地原、三郷 第3回（校区别）：7月6日 本地原、三郷、白鳳 7月18日 渋川、城山、東栄 7月25日 旭丘、旭、瑞鳳 |
| 10月3日 | 第3回 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議 ・第2回策定会議からの主な変更点 ・地域福祉計画 素案の検討 |
| 11月21日 | 第4回 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議 ・第3回策定会議からの主な変更点 ・地域福祉計画 素案の検討 |
| 12月17日～ 令和8（2026）年1月15日 | パブリックコメントの実施 |
| 2月13日 | 第5回 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議 ・第4回策定会議からの主な変更点 ・パブリックコメントの結果に関する報告 ・地域福祉計画（概要版（案））の確認 |

2 策定会議開催要綱

○尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市第5期地域福祉計画、第6次地域福祉活動計画、地域自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関することについて必要な活動を行う。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 市民公募者
- (4) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 策定会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(謝礼)

第7条 構成員には、会議の出席に対して、予算の定める範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第8条 策定会議に関する庶務は、尾張旭市健康福祉部地域福祉課及び尾張旭市社会福祉協議会事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

3 策定委員名簿

| 関係分野 | 氏名 | 所属団体 |
|---------------|--------|---------------------|
| 学識経験者 【座長】 | 松宮 朝 | 愛知県立大学 |
| 地域福祉 | 森 喜美 | 尾張旭市校区社会福祉推進連絡協議会 |
| | 塚本 美鈴 | 尾張旭市民生委員児童委員協議会 |
| 高齢者福祉 | 小谷 七三代 | 尾張旭市シニアクラブ連合会 |
| 児童福祉 | 松原 美保子 | 尾張旭市地域活動連絡協議会 |
| 市民活動 | 長谷川 裕子 | 尾張旭市ボランティア連絡協議会 |
| | 伊豆原 浩二 | 尾張旭市自治連合協議会 |
| 障害者福祉 | 大竹 利幸 | 尾張旭市身体障害者福祉協議会 |
| 防災団体 | 大島 卓郎 | 災害ボランティアコーディネーター尾張旭 |
| 健康づくり団体 | 後藤 勝子 | 尾張旭市健康づくり推進員会 |
| 保健 | 古橋 完美 | 瀬戸保健所 |
| 市民公募者 | 小嶋 江理子 | 公募構成員 |
| | 平田 雅也 | 公募構成員 |

(敬称略)

4 用語解説

あ行

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できること。

あさひ生活応援サポーター

地域の高齢者のちょっとした困りごとを手助けする支援者のこと。

アダプトプログラム

市が管理する道路、河川、水路などの公共施設を市民が里親となりボランティアで美化活動をする制度。

意思決定支援

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自らの意思決定をするために必要な支援をすること。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

NPO（エヌピーオー）

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とはせずに地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行う団体。

尾張東部権利擁護支援センター

尾張東部の5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置した機関。成年後見制度についての相談や、申し立ての支援などを行う。

か行

かけこみ110番の家

誘拐・連れ去り・痴漢などの犯罪から子どもや女性を守るため、緊急避難先でかけこむことができる民家や事業所のこと。

CAP（キャップ）プログラム

子どもに人権の概念をわかりやすく伝えることで、いじめや虐待、性暴力などの被害から自身を守る力を引き出すための予防教育プログラムのこと。

共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人がともに利用できるサービス。介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けることにより提供される。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主のこと。

居宅介護支援事業所

要介護認定者が自宅で自立した生活をするため、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス調整を行う事業所。

ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。「介護保険法」に位置づけられた職種であり、要支援・要介護認定者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・福祉サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う。

刑法犯

刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

広報配信アプリ

「広報おわりあさひ」をスマートフォンのアプリで配信するサービス。インターネットで検索することなく手軽に広報を読むことができる。

子育て支援センター

乳幼児を持つ子育て家族の支援や豊かな子育てをサポートするため、様々な事業を行う拠点。

こども家庭センター

すべての妊産婦や子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行う場所のこと。

子ども食堂

地域のボランティアなどが運営し、無料または安価に食事をする事ができる食堂のこと。こどもだけではなく、保護者や地域住民も参加することができ、みんなで楽しく交流できる地域の居場所。

コミュニティソーシャルワーク

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方。地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすること。

さ行

再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

サロン

地域住民が気軽に集い、交流や情報交換、相互支援を行うことを目的として定期的開催される集いの場のこと。

自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という目的のもと、地域の防災活動を効果的に行うための自発的な防災組織のこと。

社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26（1951）年に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。

市民活動支援センター

市民活動やボランティア活動をすでにしている人やこれからはじめる人を支援する機関。主に、NPO・ボランティアの情報提供、講座や研修、活動スペースの提供、物品貸出、相談を行っている。

市民後見人

行政や成年後見制度の関係機関等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見制度に関する必要な知識や技術を身に付けた一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任する人。

ジュニアリーダーズクラブ

市内において子ども会活動等を支援する中学1年生から高校3年生までのボランティア団体のこと。

障がい者基幹相談支援センター

地域における、障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関。本市においては、市庁舎内に設置しており、支援困難事例の対応や、地域との関係機関のネットワーク化を行っている。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

制度の狭間

ごみ屋敷やひきこもり、不登校など個人や世帯に課題があっても、利用できる福祉サービスがないこと。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

た行

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が、同時期に介護と育児など、複数のケアを担っている状態。

地域アセスメント

地域における社会資源や生活支援ニーズを把握すること。

地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役割を担う機関。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

な行

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

は行

8050問題

主に50代のひきこもりのこどもを、主に80代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行きづまりなどの問題を抱えていること。

伴走型支援

地域住民の視点に立ち、できるだけ個人や家庭に寄り添い、面談や情報発信などを継続的にを行い、必要な支援につなぐこと。

ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）であり、支援を必要とする状態にある人。

避難行動要支援者

障がいのある人や高齢者、乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人のこと。「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成26(2014)年より施行されたことにより、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」と名称変更されている。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

福祉実践教室

地域の障がいのある人やボランティアが講師となり、車いす・手話・点字・知的障がい理解などの体験学習を通して福祉のこころを育んだり、肢体不自由者・聴覚障がい者・視覚障がい者等との交流を行ったりする教室。

ヘルプカード

外見からはわかりにくい障がいや疾患のある人や、コミュニケーションをとることが困難な人等が、周囲に自身の障がいや疾患への理解や必要な支援を求められることができるよう、障がい特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れたり、透明のケースに入れたり、携帯するもの。

ヘルプマーク

内部障がいや難病をはじめ、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにするための全国共通のマーク。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

保護司（保護司会）

矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。

ま行

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員はこどもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

要配慮者

災害の危機から身を守ること何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要な人のこと。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、自ら希望するバランスで活動できること。



尾張旭市地域福祉計画 令和8(2026)～12(2030)年度

発行：尾張旭市／尾張旭市社会福祉協議会

尾張旭市健康福祉部 地域福祉課
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
TEL：0561(76) 8184 FAX：0561(52)3749

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会
〒488-0074 尾張旭市新居町明才切 57 番地
TEL：0561(54)4540 FAX：0561(51)1880